

令和6年度 第1回 四街道市市民参加推進評価委員会 次第

日 時 令和6年7月26日（金）
午後3時から
場 所 四街道市役所本館3階
第2委員会室

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 諮 問
- 4 議 題

(1) 令和5年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価

No.	行政活動の名称	担当課
1	第2期四街道市教育振興基本計画の策定	教育部 教育総務課
2	第3次四街道市環境基本計画の策定（令和6年度～令和15年度）	環境経済部 環境政策課
3	四街道市地域防災計画の改訂②	危機管理室
4	四街道市国土強靱化地域計画の策定	危機管理室
5	「四街道市総合計画」の策定	経営企画部 政策推進課
6	第4次四街道市生涯学習推進計画の策定	教育部 社会教育課

令和5年度
時点

(2) 令和5年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

No.	行政活動の名称	担当課
7	(適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	消防本部 予防課
8	(適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	都市部 建築課
9	(適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	健康子ども部 国保年金課
10	(適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	健康子ども部 国保年金課
11	(適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定	総務部 課税課
12	(適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定	総務部 課税課
13	(適用除外) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定	総務部 課税課

(3) 令和6年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

No.	行政活動の名称	担当課
14	【R6-1】（適用除外） 四街道市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定	上下水道部 経營業務課
15	【R6-2】 四街道市地域公共交通計画の策定(令和7年度～令和11年度)	地域共創部 くらし安全交通課
16	【R6-3】 「四街道市こども計画」の策定（令和7年度～令和11年度）	健康こども部 子育て支援課
17	【R6-4】 第5次四街道市障がい者基本計画の策定	福祉サービス部 障がい者支援課
18	【R6-5】 （仮称）第3期四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略の 策定	経営企画部 政策推進課
19	【R6-6】（適用除外） 四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規 則の制定	福祉サービス部 高齢者支援課
20	【R6-7】（適用除外） 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定	総務部 課税課
21	【R6-8】（適用除外） 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定	総務部 課税課

(4) 市民参加手続の実施予定・実施状況の公表について（報告）

(5) その他

5 閉 会

総 第 1 0 3 号
令和6年7月26日

四街道市市民参加推進評価委員会
委員長 日野 勝吾 様

四街道市長 鈴木 陽介



四街道市市民参加条例に基づく市民参加手続について（諮問）

四街道市市民参加条例第14条第2項の規定により、下記の事項について貴委員会の意見を求めます。

記

(1) 令和5年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価

No.	行政活動の名称	担当課
1	第2期四街道市教育振興基本計画の策定	教育部 教育総務課
2	第3次四街道市環境基本計画の策定（令和6年度～令和15年度）	環境経済部 環境政策課
3	四街道市地域防災計画の改訂②	危機管理室
4	四街道市国土強靱化地域計画の策定	危機管理室
5	「四街道市総合計画」の策定	経営企画部 政策推進課
6	第4次四街道市生涯学習推進計画の策定	教育部 社会教育課

(2) 令和5年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

No.	行政活動の名称	担当課
7	(適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	消防本部 予防課
8	(適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	都市部 建築課
9	(適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 国保年金課
10	(適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	健康こども部 国保年金課
11	(適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定	総務部 課税課
12	(適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定	総務部 課税課
13	(適用除外) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定	総務部 課税課

(3) 令和6年度 市民参加手続の実施予定(追加)の評価

No.	行政活動の名称	担当課
14	【R6-1】(適用除外) 四街道市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定	上下水道部 経營業務課
15	【R6-2】 四街道市地域公共交通計画の策定(令和7年度～令和11年度)	地域共創部 くらし安全交通課
16	【R6-3】 「四街道市こども計画」の策定(令和7年度～令和11年度)	健康こども部 子育て支援課
17	【R6-4】 第5次四街道市障がい者基本計画の策定	福祉サービス部 障がい者支援課

18	【R6-5】 (仮称) 第3期四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定	経営企画部 政策推進課
19	【R6-6】 (適用除外) 四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則の 制定	福祉サービス部 高齢者支援課
20	【R6-7】 (適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定	総務部 課税課
21	【R6-8】 (適用除外) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定	総務部 課税課

(4) 市民参加手続の実施予定・実施状況等の公表について

令和6年度 第1回 四街道市市民参加推進評価委員会 議事資料

[令和6年7月26日資料]

議題(1) 令和5年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価

資料No.1 第2期四街道市教育振興基本計画の策定

実施状況シート(総括表)	2
実施状況シート5【その他の方法】(アンケート)	3
アンケート依頼文(市民向け)	4
実施結果広報(ホームページ)	5
実施状況シート3【審議会等手続】	7
諮問書	8
実施結果公告	9
実施結果広報(ホームページ)	10
答申書	11
実施状況シート1【意見提出手続】	12
実施公告	13
実施広報(市政だより)	15
# (ホームページ)	16
実施結果公告	18
実施結果広報(ホームページ)	19

資料No.2 第3次四街道市環境基本計画の策定(令和6年度~令和15年度)

実施状況シート(総括表)	21
実施状況シート5【その他の方法】(アンケート)	22
アンケート依頼文(市民向け)	23
アンケート依頼文(事業者向け)	24
実施結果広報(ホームページ)	25
調査報告書抜粋(調査対象・調査方法)	29
実施状況シート4【市民会議手続】市民編	30
実施状況シート4【市民会議手続】学生編	31
実施広報(市政だより)	32
# (ホームページ)	33
# (チラシ)	42

実施結果公告.....	45
実施結果広報（ホームページ）.....	46
実施状況シート3【審議会等手続】.....	48
諮問書.....	49
実施結果公告.....	50
実施結果広報（ホームページ）.....	51
答申書.....	53
実施状況シート1【意見提出手続】.....	54
実施公告.....	55
実施広報（市政だより）.....	57
〃（ホームページ）.....	58
実施結果公告.....	60
実施結果広報（ホームページ）.....	61
資料No.3 四街道市地域防災計画の改訂②	
実施状況シート（総括表）.....	63
実施状況シート4【市民会議手続】.....	64
実施広報（ホームページ）.....	65
〃（行政回覧）.....	67
実施結果公告.....	68
実施結果広報（ホームページ）.....	69
実施状況シート1【意見提出手続】.....	70
実施公告.....	71
実施広報（ホームページ）.....	73
実施結果公告.....	75
実施結果広報（ホームページ）.....	76
資料No.4 四街道市国土強靱化地域計画の策定	
実施状況シート（総括表）.....	78
実施状況シート4【市民会議手続】.....	79
実施広報（ホームページ）.....	80
〃（行政回覧）.....	82
実施結果公告.....	83
実施結果広報（ホームページ）.....	84

実施状況シート1【意見提出手続】	85
実施公告	86
実施広報（ホームページ）	88
実施結果公告	90
実施結果広報（ホームページ）	91
資料No.5 「四街道市総合計画」の策定	
実施状況シート（総括表）	93
実施状況シート3【審議会等手続】	95
諮問書	96
実施結果公告	97
実施結果広報（ホームページ）	98
答申書	100
実施状況シート5【その他の方法】（よびとーく）	103
実施広報（市政だより）	104
〃（ホームページ）	105
〃（チラシ）	108
実施結果広報（ホームページ）	109
実施状況シート5【その他の方法】（若者向けアンケート）	111
実施状況シート5【その他の方法】（子育て世帯向けアンケート）	112
実施広報（ホームページ）	113
実施結果広報（ホームページ）	114
実施状況シート4【市民会議手続】	116
実施広報（市政だより）	117
〃（ホームページ）	118
〃（チラシ）	121
実施結果公告	122
実施結果広報（ホームページ）	123
実施状況シート5【その他の方法】（よびディア選手権）	124
実施広報（市政だより）	125
〃（ホームページ）	126
〃（チラシ）	129

実施結果広報（ホームページ）	130
実施状況シート2【意見交換会手続】	132
実施公告	133
実施広報（市政だより）	135
〃（ホームページ）	136
〃（チラシ）	139
実施結果公告	140
実施結果広報（ホームページ）	141
実施状況シート1【意見提出手続】	143
実施公告	144
実施広報（市政だより）	147
〃（ホームページ）	148
〃（チラシ）	151
実施結果公告	152
実施結果広報（ホームページ）	153
資料No.6 第4次四街道市生涯学習推進計画の策定	
実施状況シート（総括表）	155
実施状況シート3【審議会等手続】	156
諮問書	157
実施結果公告	158
実施結果広報（ホームページ）	159
答申書	161
実施状況シート1【意見提出手続】	162
実施公告	163
実施広報（市政だより）	166
〃（ホームページ）	167
実施結果公告	169
実施結果広報（ホームページ）	170
議題（2）令和5年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価	173
資料No.7（適用除外）四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	
実施状況シート6【適用除外】	174
（参考添付）実施予定シート	175

	適用除外公告.....	176
	適用除外広報（ホームページ）.....	177
資料No. 8	（適用除外）四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	
	実施状況シート6【適用除外】.....	179
	（参考添付）実施予定シート.....	180
	適用除外公告.....	181
	適用除外広報（ホームページ）.....	182
資料No. 9	（適用除外）四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	
	実施状況シート6【適用除外】.....	184
	（参考添付）実施予定シート.....	185
	適用除外公告.....	186
	適用除外広報（ホームページ）.....	187
資料No. 10	（適用除外）四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定	
	※実施予定同時審査	
	実施状況シート6【適用除外】.....	188
	実施予定シート.....	189
	適用除外公告.....	190
	適用除外広報（ホームページ）.....	191
資料No. 11	（適用除外）四街道市税条例の一部を改正する条例の制定	
	※実施予定同時審査	
	実施状況シート6【適用除外】.....	192
	実施予定シート.....	193
	適用除外公告.....	194
	適用除外広報（ホームページ）.....	195
資料No. 12	（適用除外）四街道市税条例の一部を改正する条例の制定	
	※実施予定同時審査	
	実施状況シート6【適用除外】.....	196
	実施予定シート.....	197
	適用除外公告.....	199
	適用除外広報（ホームページ）.....	200
資料No. 13	（適用除外）四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定	

※実施予定同時審査

実施状況シート6【適用除外】	201
実施予定シート	202
適用除外公告	204
適用除外広報（ホームページ）	205
議題（3）令和6年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価	206
資料No. 14 【R6-1】（適用除外）四街道市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定 実施予定シート	207
資料No. 15 【R6-2】四街道市地域公共交通計画の策定（令和7年度～令和11年度） 実施予定シート	208
資料No. 16 【R6-3】「四街道市こども計画」の策定（令和7年度～令和11年度） 実施予定シート	209
資料No. 17 【R6-4】第5次四街道市障がい者基本計画の策定 実施予定シート	210
資料No. 18 【R6-5】（仮称）第3期四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定 実施予定シート	211
資料No. 19 【R6-6】（適用除外）四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則の制定 実施予定シート【適用除外】	212
資料No. 20 【R6-7】（適用除外）四街道市税条例の一部を改正する条例の制定 実施予定シート【適用除外】	213
資料No. 21 【R6-8】（適用除外）四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定 実施予定シート【適用除外】	214

議題（４）市民参加手続の実施予定・実施状況の公表について（報告）	216
資料No. 22 四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の実施予定等の公表について（公告文）	217

議題1

令和5年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続
の評価

市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】教育部教育総務課 総務係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名称	第2期四街道市教育振興基本計画の策定				
概要	教育基本法(第17条第2項)に基づき、本市における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるもの。現在の教育振興基本計画の期間が令和5年度に最終年度を迎えることから、令和6年度以降を計画期間とする新たな計画を策定する。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期*1	6年3月28日議決	行政活動実施時期*2	6年4月1日施行	実施段階(PDCA)*3	P
*1…市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日)					
*2…計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日)					
*3…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計立案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期(公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期(公告日等)
意見提出手続(第1号)	第2期四街道市教育振興基本計画(案)に係るパブリックコメント	5年12月19日	5年12月19日 ~6年1月18日	2人 24件	6年2月19日
意見交換会手続(第2号)				人	
審議会等手続(第3号)	四街道市教育振興基本計画策定委員会		4年7月19日 ~5年11月21日	10人 13(3)人	5年11月28日
市民会議手続(第4号)				人	
その他の方法(第5号)	アンケート調査	4年5月24日	4年5月24日 ~4年6月30日	9,159人	5年3月27日
*1…市民会議手続:公募委員募集時期等					
*2…意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

実施状況シート5【その他の方法】

【担当課・係名】 教育部教育総務課 総務係

行政活動の名称		第2期四街道市教育振興基本計画の策定	
方法名		アンケート調査	
方法の概要		市内小学校5年生児童及びその保護者、市内中学校2年生生徒及びその保護者、市内小中学校教職員、市内幼稚園・認可保育所(園)等の保護者、市民(無作為で抽出した18歳以上2,000人)を対象に依頼文を送付し、電子又は紙媒体で回答を得る。	
周知	開始日	4年5月24日(火)	
	周知方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日 <input type="checkbox"/> HP 年月日 <input type="checkbox"/> 回覧 年月日 <input checked="" type="checkbox"/> その他(依頼文)	
実施	期間	4年5月24日(火) ~ 4年6月30日(木) 38日間	
	対象者	小中学生及びその保護者、教職員、未就学児の保護者、市民	属性の傾向 学校教育、社会教育
結果	意見の取り扱い	四街道市教育振興基本計画策定委員会における審議の参考とし、意見提出手続で提示する計画案に反映した。	
	公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日 <input checked="" type="checkbox"/> HP 5年3月27日 <input type="checkbox"/> 回覧 年月日 <input type="checkbox"/> その他()	
	備考(特記事項)		

市民参加推進本部コメント		【Check欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント	

市民アンケート調査

—新たな教育振興基本計画の策定に向けて—

日ごろより本市の教育振興にご協力をいただきまして、ありがとうございます。

四街道市教育委員会では「教育の根本は人づくり」という考えを基本に、心身ともに健康な市民の育成に資するため、平成25年度に市教育振興基本計画を策定し、市の教育行政に取り組んでいます。次年度計画期間が終了となるため、現在新たな教育振興基本計画の策定準備を進めています。

このアンケート調査は、その一環として、市民の皆様は四街道市の教育に対する満足度や今後の重要度などについてご意見を伺い、計画策定の参考とさせていただくことを目的とするものです。

アンケート調査の実施にあたり、市内にお住いの18歳以上の方から2,000人を無作為に抽出したところ、あなた様を対象とさせていただくことになりました。

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、10分程度の内容となっておりますので、アンケート調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださるようお願い申し上げます。

令和4年5月

四街道市教育委員会

◆ご回答にあたってのお願い

- 1) 調査(封筒)のあて名の方ご本人がお答えください。
- 2) インターネットまたはアンケート調査票(郵送)のいずれかでお答えください。
- 3) お答えの中で「その他」を選択した場合、その内容を具体的にご記入ください。
- 4) ご回答期限について、6月30日(木曜)までに

【インターネットの場合】

下記のウェブサイトからご回答ください。

【アンケート調査票(郵送)の場合】

ご記入いただいたアンケート調査票を同封の返信用封筒に入れて、郵便ポストへ投函してください。(※切手を貼る必要はありません。)

このアンケート調査は、無記名ですべて統計的に処理いたしますので、お答えをいただいた皆様にご迷惑をおかけすることはありません。

インターネットご回答用ウェブサイト
<https://forms.office.com/r/eneWghanLu>



<本調査に関する問い合わせ先>

〒284-0003 四街道市鹿渡 2001-10

四街道市教育委員会 教育部 教育総務課 総務係 (TEL: 043-424-8924)



現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [委員会・審議会](#) [審議会等一覧](#) [四街道市教育振興基本計画策定委員会](#)
[四街道市教育振興基本計画に係るアンケート調査報告書](#)

四街道市教育振興基本計画に係るアンケート調査報告書

更新：2023年3月27日

四街道市教育振興基本計画策定委員会

四街道市教育振興基本計画策定委員会

四街道市教育振興基本計画に係るアンケート調査報告書

アンケート調査報告書を公表します

市教育委員会では、令和4年6月1日から6月30日にかけて、計画策定及び今後の教育施策のための基礎資料とすることを目的に、児童・生徒、保護者、教職員及び市民を対象に教育に関するアンケート調査を実施しました。
 調査の設計および調査報告書は以下のとおりです。ご協力ありがとうございました。

調査の実施概要

調査対象	児童・生徒		保護者		幼稚園・保育所等	教職員		市民 18歳以上の男女	合計
	小学校 (5年生)	中学校 (2年生)	小学校 (5年生)	中学校 (2年生)		小学校	中学校		
標本数	895人	830人	895人	830人	3,195人	334人	180人	2,000人	9,159人
抽出方法	悉皆							住民基本台帳からの無作為抽出	-
回収数	873人	593人	490人	342人	941人	240人	115人	743人	4,337人
回収率	97.50%	71.40%	54.70%	41.20%	29.50%	71.90%	63.90%	37.20%	47.40%
調査方法	インターネットで回答							インターネット回答	-
調査期間	令和4年6月1日～6月30日							-	-

[「四街道市教育振興基本計画」に係るアンケート調査報告書（概観）](#)

[「四街道市教育振興基本計画」に係るアンケート調査報告書（概観）](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
 お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

 [Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

教育委員会 教育部教育総務課
 電話：043-424-8924 ファクス：043-424-8923

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 **四街道市役所**

市役所への行き方

市へのお問い合わせ（総務案内）

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地
電話：043-421-2111(代表)
法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



実施状況シート3【審議会等手続】

【担当課・係名】 教育部教育総務課 総務係

行政活動の名称		第2期四街道市教育振興基本計画の策定				
審議会等の名称		四街道市教育振興基本計画策定委員会	委員数(うち公募)	13(3)人		
実施	意見を求めた日	4年 7月19日(火)	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問 <input type="checkbox"/> 依頼 <input type="checkbox"/> その他()			
	計画等、資料の名称	第2期四街道市教育振興基本計画(案)				
	開催期日 ()内に公募委員出席者数 ()内に傍聴者数	4年 7月19日(火)	13(3)	[0]	5年10月26日(木)	10(3) [2]
		4年11月17日(木)	12(2)	[2]	5年11月21日(火)	11(2) [1]
		5年 5月29日(月)	12(3)	[2]	年 月 日()	() []
		5年 7月20日(木)	10(3)	[3]	年 月 日()	() []
意見提出された日	5年11月21日(火)	<input checked="" type="checkbox"/> 答申 <input type="checkbox"/> 提言 <input type="checkbox"/> その他()				
意見提出に至る審議過程	審議会の都度、市が提示した計画案に対し委員が議論を重ね、その意見を反映した計画案に対して答申が成された。					
結果	意見の取り扱い	審議の過程を反映した最終案に対し、原案のとおり異議のない旨の答申が成されたため、変更なしとして、意見提出手続で提示する計画案を作成した。				
	公表日(公吉日)・公告番号	5年11月28日(火) 四街道市教育委員会公告第1号				
	その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> HP 5年11月28日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日	<input type="checkbox"/> その他()	

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

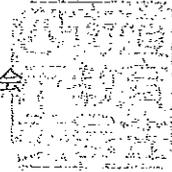
市民参加推進評価委員会コメント	

教 総 第 9 1 号

令和4年7月19日

四街道市教育振興基本計画策定委員会
会長 江崎 俊夫 様

四街道市教育委員会



第2期四街道市教育振興基本計画の策定について（諮問）

四街道市教育振興基本計画策定委員会条例第2条の規定により、第2期四街道市教育振興基本計画の策定について、貴委員会の意見を求めます。

四街道市教育委員会公告第1号

四街道市市民参加条例の規定に基づく審議会等手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3号の審議会等手続を行ったので、条例第11条第2項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和5年11月28日

四街道市教育委員会 教育長 府川 雅司



1 審議会等手続の対象等

(1) 審議会等の名称

四街道市教育振興基本計画策定委員会

(2) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要の名称

第2期四街道市教育振興基本計画（案）

(3) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要

別紙1のとおり

2 委員意見の概要及び意見に対する市の考え方

審議の過程を反映した最終案に対し、原案のとおり異議のない旨の答申が成されたため、変更なしとして、意見提出手続で提示する計画案を作成する。

3 その他

上記2の委員意見及び意見に対する市の考え方は、教育部教育総務課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ (<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>) に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

教育部教育総務課 (Tel. 043-424-8924)



現在のページ トップページ 市政情報 市政への参加 市民参加 今年度終了した市民参加手続

(審議会等手続) 第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る審議会等手続の実施結果

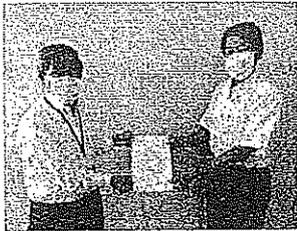
(審議会等手続) 第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る審議会等手続の実施結果

更新：2023年11月27日

第2期四街道市教育振興基本計画の策定について四街道市教育振興基本計画策定委員会への諮問

令和4年7月19日に次のとおり諮問しました。

[諮問書 \(PDF: 97KB\)](#)



府川教育長 (左) から諮問書を受け取る策定委員会江崎会長 (右)

四街道市教育振興基本計画策定委員会からの答申

令和5年11月21日に次のとおり答申を受けました。

[答申書 \(PDF: 85KB\)](#)

[第2期四街道市教育振興基本計画 \(案\) \(PDF: 4,463KB\)](#)



策定委員会江崎会長 (右) から答申書を受け取る府川教育長 (左)

答申に対する市の考え方

答申は、四街道市教育振興基本計画策定委員会での議論を整理・集約したものであり、計画案はその意見が反映されたものであるため、修正は行いませんでした。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ

お問い合わせ

教育委員会 教育部教育総務課
電話：043-424-8924 ファクス：043-424-8923

[この担当課にメールを送る](#)

今年度終了した市民参加手続

[\(意見提出手続\) 四街道市高齢者福祉保険計画及び介護保険事業計画第9期計画 \(案\) にかかる意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第2次健康よつかいどう21プラン \(改定版\) 案に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 「四街道市総合計画 \(案\) 1」に対する意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画に係る四街道市保健福祉審議会 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 第2次健康よつかいどう21プラン \(改定版\) に係る四街道市保健福祉審議会 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第9次四街道市行財政改革推進計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第3次四街道市環境基本計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)



令和5年11月21日

四街道市教育委員会 様

四街道市教育振興基本計画策定委員会
会長 江崎 俊夫

第2期四街道市教育振興基本計画の策定について（答申）

令和4年7月19日付け教総第91号で諮問のありましたこのことについて、慎重に審議をした結果、別添のとおり取りまとめましたので、答申します。

なお、今回策定した計画については、下記に十分留意しながら実施することを望みます。

記

1. 「四街道市が目指す教育の姿」を実現するために、「学び・つながり 輝きあいともに未来を拓く人づくり」の基本理念のもと、家庭・学校・地域・行政が緊密な連携を図り、市全体が一体となって計画に取り組めるようにすること。
2. 多様なウェルビーイングの実現に向けて、「誰一人取り残さない教育」を目指すとともに、各施策を実施するにあたって、一人一人の個性や価値観を大切に、数値のみにとらわれることなく、総合的に事業を評価・推進できるよう配慮すること。

実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 教育部教育総務課 総務係

行政活動の名称		第2期四街道市教育振興基本計画の策定			
周知	計画等の案、資料の名称	第2期四街道市教育振興基本計画(案)			
	公表日(公告日)・公告番号	5年12月19日(火) 四街道市教育委員会公告第2号			
	その他の周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報 5年12月15日	<input checked="" type="checkbox"/> HP 5年12月19日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日	
		<input type="checkbox"/> その他()			
実施	意見提出期間	5年12月19日(火) ~ 6年1月18日(木)		30日間	
	期間短縮した場合の理由				
	意見提出者数	2人 団体	2件	属性の傾向	特になし
結果	意見の取り扱い	意見の有無	<input type="checkbox"/> 無		<input checked="" type="checkbox"/> 有 24件
		意見を反映した			7件
		意見を反映しなかった			14件
		その他(感想、案件以外の意見等)			3件
	公表日(公告日)・公告番号	6年2月13日(火) 四街道市教育委員会公告第1号			
その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日		<input checked="" type="checkbox"/> HP 6年2月19日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日	
	<input type="checkbox"/> その他()				

市民参加推進本部コメント		【Check欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下、「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下、「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和5年12月19日

四街道市教育委員会教育長 府川 雅 司



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

第2期四街道市教育振興基本計画（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 計画等の案の閲覧方法

市役所本庁舎（情報公開室）、市役所第二庁舎（教育総務課）、図書館、市内各公民館、南部総合福祉センターわろうべの里に設置するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープにより意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

ア 市内に住所を有する者

住所及び氏名、連絡先

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人

住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体

事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先

エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者

氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

オ 市内の学校に在学する者

氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先

カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人

住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先

キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体

事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

① 持参又は郵送する場合

〒284-0003 四街道市鹿渡2001-10

教育部教育総務課あて

② FAXを利用する場合

FAX番号：043-424-8923

教育部教育総務課あて

③ 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：yksomu@city.yotsukaido.chiba.jp

教育部教育総務課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、3MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

4 意見提出期間

令和5年12月19日（火）から令和6年1月18日（木）まで（必着）

※持参の場合は、土、日曜日、及び祝日を除く8時30分～17時15分。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

令和6年2月中旬

6 留意事項

(1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。

(2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

教育部教育総務課（Tel. 043-424-8924）



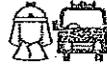
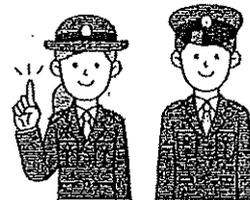
年末年始特別警戒取り締まりを 実施します

県警察本部では、12月10日(日)～6年1月3日(水)に「年末年始特別警戒取り締まり」を実施します。この間、四街道警察署管内でもパトロールや交通取り締まりなどの強化をします。

年末年始は、特に犯罪や交通事故が多く発生する期間です。皆さんも犯罪や交通事故の被害に遭わないよう注意して、楽しい年末年始を過ごしましょう。

◎ 自治振興課 ☎421-6107

なにかと忙しい年末年始、交通ルールを守り、また防犯に努めて、ふっくらしてください。



消防歳末特別警戒を実施します

消防署・消防団では、歳末を迎え住民の防火に対する関心を喚起し、火災の発生を防止するとともに、出動体制の確立を図ることを目的に歳末特別警戒を実施します。

【とき】

▼消防署 巡回

12月20日(水)～25日(月)20時～21時

▼消防団 巡回

12月26日(火)20時30分～21時30分

12月27日(水)～30日(土)20時～21時

【ところ】

市内全域

※消防車両で巡回します

【消防団歳末特別警戒出動式】

(雨天中止)

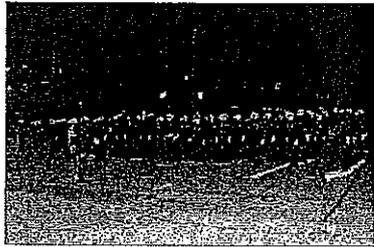
とき：12月26日(火)20時～20時30分

ところ：市役所第3駐車場

※路上駐車は、災害現場に出動する消防車両などの到着を遅延させますのでやめましょう

◎ 消防本部総務課

☎422-2475



対象	募集期間	担当課
第2期四街道市 教育振興基本計画(案)	12月19日(火) ～6年1月18日(水) (必着)	教育総務課 ☎424-8924 FAX424-8923 ☒yksomu@city.yotsukaido.chiba.jp
第9次四街道市 行財政改革推進計画(案)	12月20日(水) ～6年1月19日(木) (必着)	財政課行革推進室 ☎421-6111 FAX424-8920 ☒gyyokaku@city.yotsukaido.chiba.jp
第3次四街道市 環境基本計画(案)	12月20日(水) ～6年1月19日(木) (必着)	環境政策課 ☎421-6131 FAX424-2013 ☒ykankyo@city.yotsukaido.chiba.jp

【意見提出の対象者】

- ①市内在住・在勤・在学の方
- ②市内に事務所を有する個人、法人、その他の団体
- ③対象の行政活動に利害関係を有する方

【資料の閲覧方法】

担当課窓口(平日のみ)、市ホームページなどから閲覧可

【意見提出方法】

募集期間内に、意見書(様式は任意)に必要な事項(住所・氏名・連絡先)を記入の上、担当課まで郵送、持参、FAXまたはメールで提出

※結果の公表については、市ホームページなどで行います

※ご不明な点は各担当課にお問い合わせください

※計画(案)の閲覧および市ホームページの掲載については、募集開始日からとなります

意見募集

暮らし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [実施中の市民参加手続](#)

(意見提出手続) 第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る意見の募集

(意見提出手続) 第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る意見の募集

更新：2023年12月19日

実施中の市民参加手続

防災に関するワークショップ参加者募集

第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る意見提出手続（パブリックコメント）の実施

本計画は、教育基本法第17条に基づき、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めることを目的として策定するものです。
当該計画は令和6年度から令和10年度までの5カ年の計画となり、計画案を策定しましたので、広く皆様から意見を募集します。

意見募集する案件

第2期四街道市教育振興基本計画（案）

資料の閲覧方法

窓口閲覧

閲覧場所
市役所本庁舎（情報公開室）、市役所第二庁舎（教育総務課）、図書館、市内各公民館、南部総合福祉センターわろうべの里
閲覧時間
施設の開所時間に準ずる

市ホームページ（以下よりダウンロード）

第2期四街道市教育振興基本計画（案）（PDF：4.466KB）

意見募集期間

令和5年12月19日（火曜）から令和6年1月18日（木曜）
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分（土曜、日曜、祝日を除く。）

意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人（脚注1）
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- 市内の事務所等に勤務する人
- 市内の学校に在学する人
- 対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

（注釈）脚注1 国籍、年齢等は問いません。

（注釈）脚注2 市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先はご記入ください。
また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

意見書様式（ワード：16KB）

意見書様式（WORD）のダウンロードができます。

上記様式をダウンロードの上、必要事項を記入してください。

情報が
見つからないときは

▶ 電子申請

上記リンクの電子申請フォームより様式を添付して提出することができます。

持参

市役所第二庁舎2階 教育総務課窓口

郵送

〒284-0003
千葉県四街道市鹿渡2001-10
四街道市教育委員会教育部教育総務課あて

FAX

043-424-8923
四街道市教育委員会教育部教育総務課あて

電子メール

メールアドレス：yksomu@city.yotsukaido.chiba.jp
四街道市教育委員会教育総務課あて

(脚注1) メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイルとして提出してください。

(脚注2) 添付ファイルのファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトwordファイルとしてください。自己解凍式のファイルは不可とします。

(脚注3) 電子ファイルの受取可能最大容量は3メガバイトとなっているため、それを超える場合はファイルを分割して提出してください。

意見の検討結果の公表

令和6年2月中旬に市ホームページで公表します。

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

(脚注1) 賛否や感想だけを記載したものや趣旨の不明瞭なものについては、市の考え方を示さないことがあります。

(脚注2) 氏名、住所、連絡先等は公表しません。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ

お問い合わせ

教育委員会 教育部教育総務課

電話：043-424-8924 ファクス：043-424-8923

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ\(組内\)](#)

開庁時間 8時30分～17時15分(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和6年2月19日

四街道市教育委員会教育長 府川 雅 司



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

第2期四街道市教育振興基本計画（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙1のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

別紙2のとおり

3 意見提出手続を経て修正した内容

別紙3のとおり

4 その他

上記の別紙1～3は、教育部教育総務課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

5 問合せ先

教育部教育総務課（TEL 043-424-8924）

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [今年度終了した市民参加手続](#)
(意見提出手続) 第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る意見の募集 (結果公表)

(意見提出手続) 第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る意見の募集 (結果公表)

更新：2024年2月19日

第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る意見提出手続 (パブリックコメント) の結果公表

第2期四街道市教育振興基本計画に係る意見提出手続を実施したところ、その結果の概要は以下の通りとなりましたので公表します。

意見の提出状況

意見提出者数：2人
意見提出件数：24件

意見の概要及び意見に対する市の考え方

[意見の概要及び意見に対する市の考え方 \(PDF：372KB\)](#)

意見提出手続 (パブリックコメント) を経て修正した内容

[修正内容一覧表 \(PDF：421KB\)](#)

第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る意見提出手続 (パブリックコメント) の実施

本計画は、教育基本法第17条に基づき、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めることを目的として策定するものです。
当該計画は令和6年度から令和10年度までの5カ年の計画となり、計画案を策定しましたので、広く皆様から意見を募集します。
意見の募集は終了しました。

意見募集する案件

第2期四街道市教育振興基本計画 (案)

資料の閲覧方法

窓口閲覧

閲覧場所
市役所本庁舎 (情報公開室)、市役所第二庁舎 (教育総務課)、図書館、市内各公民館、南部総合福祉センターわらうべの里
閲覧時間
施設の開所時間に準ずる

市ホームページ (以下よりダウンロード)

[第2期四街道市教育振興基本計画 \(案\) \(PDF：4.466KB\)](#)

意見募集期間

令和5年12月19日 (火曜) から令和6年1月18日 (木曜)
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分 (土曜、日曜、祝日を除く。)

意見提出ができる人

今年度終了した市民参加手続

- [\(意見提出手続\) 「四街道市総合計画 \(案\)」に対する意見の募集 \(結果公表\)](#)
- [\(意見提出手続\) 第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)
- [\(審議会等手続\) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画に係る四街道市保健福祉審議会 \(結果公表\)](#)
- [\(審議会等手続\) 第2次健康よつかいどう21プラン \(改定版\) に係る四街道市保健福祉審議会 \(結果公表\)](#)
- [\(意見提出手続\) 第9次四街道市行財政改革推進計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)
- [\(意見提出手続\) 第3次四街道市環境基本計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)
- [\(審議会等手続\) 第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)
- [\(審議会等手続\) 四街道市総合計画 \(基本構想・第1期基本計画\) 策定に係る四街道市総合計画審議会 \(結果公表\)](#)
- [防災に関するワークショップ参加者募集 \(募集は終了しました\)](#)
- [防災に関するワークショップ \(市民会議\) についての結果公表](#)
- [\(市民会議手続\) 第3次四街道市環境基本計画策定に係るワークショップを開催しました \(結果公表\)](#)
- [\(審議会等手続\) 第3次四街道市環境基本計画 \(案\) に係る四街道市環境審議会 \(結果公表\)](#)

- ・市内に住所を有する人（脚注1）
- ・市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内の事務所等に勤務する人
- ・市内の学校に在学する人
- ・対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

（注釈）脚注1 国籍、年齢等は問いません。

（注釈）脚注2 市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先をご記入ください。
また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

意見書様式（ワード：16KB）

意見書様式（WORD）のダウンロードができます。

上記様式をダウンロードの上、必要事項を記入してください。

持参

市役所第二庁舎2階 教育総務課窓口

郵送

〒284-0003

千葉県四街道市鹿渡2001-10

四街道市教育委員会教育部教育総務課あて

FAX

043-424-8923

四街道市教育委員会教育部教育総務課あて

電子メール

メールアドレス：yksomu@city.yotsukaido.chiba.jp

四街道市教育委員会教育総務課あて

（脚注1）メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイルとして提出してください。

（脚注2）添付ファイルのファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトwordファイルとしてください。自己解凍式のファイルは不可とします。

（脚注3）電子ファイルの受取可能最大容量は3メガバイトとなっているため、それを超える場合はファイルを分割して提出してください。

意見の検討結果の公表

令和6年2月中旬に市ホームページで公表します。

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

（脚注1）賛否や感想だけを記載したものや趣旨の不明瞭なものについては、市の考え方を示さないことがあります。

（脚注2）氏名、住所、連絡先等は公表しません。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ

お問い合わせ

教育委員会 教育部教育総務課

電話：043-424-8924 ファクス：043-424-8923

[この担当課にメールを送る](#)

（審議会等手続）第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る審議会等手続の実施結果

（審議会等手続）第9次四街道市行財政改革推進計画（案）に係る四街道市行財政改革審議会（結果公表）

（意見交換会手続）新たな総合計画策定に係る意見交換会手続の実施について

（意見交換会手続）新たな総合計画策定に係る意見交換会手続について（結果公表）

（意見提出手続）四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集（結果公表）

（市民会議）よびくる会議～これからの四街道市をみんなで作る市民会議～を開催しました（結果公表）



情報が

見つからないときは

市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】環境部環境政策課 環境政策係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名称	第3次四街道市環境基本計画の策定(令和6年度～令和15年度)				
概要	四街道市環境基本条例に基づき、次期(期間:令和6年度から令和15年度まで)の本市における環境の保全等に関する施策を総合的かつ体系的に推進するための計画を定めるもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R6年3月29日 策定	行政活動実施時期 *2	R6年4月1日 開始	実施段階(PDCA)*3	P
*1...市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日)					
*2...計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日)					
*3...当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期 (公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期 (公告日等)
意見提出手続 (第1号)	環境基本計画(案)に係るパブリックコメント	R5年12月20日	R5年12月20日 ～R6年1月19日	1人 3件	R6年1月25日
意見交換会手続 (第2号)				人	
審議会等手続 (第3号)	環境審議会		R5年5月25日 ～R5年11月21日	1人 14(5)人	R5年12月19日
市民会議手続 (第4号)	環境に関するワークショップ	R5年4月14日 (公募分)	R5年3月26日 ～R5年7月17日	36人	R5年12月19日
その他の方法 (第5号)	環境に関するアンケート調査	R4年12月16日	R4年12月22日 ～R5年1月13日	2,200人	R5年6月19日
*1...市民会議手続:公募委員募集時期等					
*2...意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

四街道市の環境についての市民アンケート調査

市民の皆様には、日ごろより、四街道市の環境行政の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

市では、平成26年6月に「第2次四街道市環境基本計画」を策定し、「みどりと都市が調和した心地よく暮らせるまち」を目指すべき環境像として掲げ、計画に沿ってさまざまな取り組みを進めてきました。

このたび、現計画の期間が満了を迎えることと、気候変動対策など昨今の国内外の動向の変化を受け、令和6年度を初年度とする「第3次四街道市環境基本計画」を策定することとなりました。

新たな計画を策定するにあたり、市民の皆様から、住んでいる地域の環境の満足度や課題など、ご意見をお伺いするため、アンケート調査を実施いたします。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和4年12月

四街道市長 鈴木 陽介

- ◆ 市内に在住する満18歳以上の2,000人の方を無作為に抽出し、無記名でご回答をお願いしています。
- ◆ ご回答いただきました内容は、本調査の目的以外に使用することはありません。また、統計的に処理したうえで利用しますので、回答いただいた方の個人情報公表されることはありません。
- ◆ 本調査票の整理番号は、重複回答を避けるためのもので、個人を特定するものではありません。
- ◆ 返信用封筒のバーコードは、郵便手続のためのもので、個人を特定するものではありません。

ご回答の方法

① 郵送でのご回答

本調査票に直接ご記入頂き、同封の返信用封筒に入れ、郵便ポストへご投函（切手貼付不要）ください。

② スマートフォン・WEBでのご回答

下記サイトより、サイトの指示に従ってご回答をお願いいたします。

<https://forms.gle/ZUPLR76ZN5c4szeZ7>

※Google フォームを使用しています。入力しやすいよう、短縮アドレスを記載しています。



ご回答は、**令和5年1月13日（金）**までをお願いいたします。

◇調査についてのお問い合わせ◇

四街道市 環境経済部環境政策課 環境政策係

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地（四街道市役所新館4階）

電話：043-421-6131 F A X：043-424-2013

四街道市の環境についての事業者アンケート調査 ご協力のお願い

事業者の皆様には、日ごろより、四街道市の環境行政の推進にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

市では、平成26年6月に「第2次四街道市環境基本計画」を策定し、「みどりと都市が調和した心地よく暮らせるまち」を目指すべき環境像として掲げ、計画に沿ってさまざまな取り組みを進めてきました。

このたび、現計画の期間が満了を迎えることと、気候変動対策など昨今の国内外の動向の変化を受け、令和6年度を初年度とする「第3次四街道市環境基本計画」を策定することとなりました。

新たな計画を策定するにあたり、事業者の皆様から、環境活動への取組状況や課題など、ご意見をお伺いするため、アンケート調査を実施いたします。

お忙しいところ誠に恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

令和4年12月

四街道市長 鈴木 陽介

- ◆ 四街道市内の事業所から200事業所を無作為に抽出しています。
- ◆ ご回答いただきました内容は、本調査の目的以外に使用することはありません。また、統計的に処理したうえで利用しますので、貴事業所が特定されることはありません。
- ◆ 本調査票の整理番号は、重複回答を避けるためのもので、事業者を特定するものではありません。
- ◆ 返信用封筒のバーコードは、郵便手続のためのもので、事業者を特定するものではありません。

ご回答の方法

① 郵送でのご回答

本調査票に直接ご記入頂き、同封の返信用封筒に入れ、郵便ポストへご投函（切手貼付不要）ください。

② WEBでのご回答

下記サイトより、サイトの指示に従ってご回答をお願いいたします。

<https://forms.gle/S9PLZ9YG5mzYpYvK8>

※Google フォームを使用しています。入力しやすいよう、短縮アドレスを記載しています。



ご回答は、**令和5年1月13日（金）**までをお願いいたします。

◇調査についてのお問い合わせ◇

四街道市 環境経済部環境政策課 環境政策係
〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地（四街道市役所新館4階）
電話：043-421-6131 F A X：043-424-2013



現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [主な施策・計画・取り組み](#) [構想・計画](#) [環境・緑化](#)

四街道市の環境についてのアンケート調査を実施します

四街道市の環境についてのアンケート調査を実施します

更新：2022年12月16日

市では、令和6年度を初年度とする新たな市環境基本計画の策定作業を行っています。
この計画の策定に当たり、皆様から市の環境の満足度や課題、環境活動への取り組み状況などについて広く調査するためにアンケート調査を実施します。
本アンケート調査の対象者の方には、令和4年12月中旬以降にアンケート調査票を発送いたしますので、お忙しいところ大変恐れ入りますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

調査の概要

対象者

市民向けアンケート

市内在住の18歳以上の方から無作為抽出した2,000人

事業者向けアンケート

市内で事業を行っている事業者から無作為抽出した200者

実施方法

アンケート調査の対象者に対し、アンケート調査票を郵送します。
回答は、次の2通りのうちどちらかをお選びの上行ってください。

郵送での回答

送付した調査票に直接回答を記入し、同封の返信用封筒に入れ、郵便ポストへご投函ください。

(注釈) 封筒に切手を貼る必要はありません。

インターネット上の回答サイトからの回答

アンケート調査票に記載している回答サイトから、画面上の指示に従いご回答ください。

回答締切日

令和5年1月13日(金曜)

お問い合わせ

環境部環境政策課

電話：043-421-6131

[この担当課にメールを送る](#)

環境・緑化

[四街道市一般廃棄物処理基本計画](#)

[四街道市の環境についてのアンケート調査を実施します](#)

[第2次四街道市環境基本計画](#)

[四街道市災害廃棄物処理計画](#)

[四街道市地球温暖化防止実行計画\(事務事業編\)](#)

[四街道市みどりの基本計画](#)

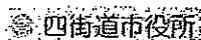


情報が

見つからないときは

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)



市役所への行き方

市へのお問い合わせ(組織案内)

開庁時間 8時30分～17時15分(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



AIチャットボットで
ご用件を伺います。





現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [主な施策・計画・取り組み](#) [構想・計画](#) [環境・緑化](#) [四街道市の環境についてのアンケート調査](#)

四街道市の環境についてのアンケート調査

更新：2023年6月19日

市では、令和6年度を初年度とする新たな環境基本計画の策定作業を行っています。この計画の策定に当たり、皆様から市の環境の満足度や課題、環境活動への取り組み状況などについて広く調査するためにアンケート調査を実施しました。調査結果につきましては、計画策定にあたり参考とさせていただきます。調査にご協力いただき、ありがとうございました。

調査結果

[四街道市の環境に関する意識調査報告書 \(PDF: 7,495KB\)](#)

調査の概要

対象者

市民向けアンケート

市内在住の18歳以上の方から無作為抽出した2,000人

事業者向けアンケート

市内で事業を行っている事業者から無作為抽出した200者

実施方法

アンケート調査の対象者に対し、アンケート調査票を郵送しました。回答は、次の2通りのうちどちらかをお選びの上行っていただきました。

郵送での回答

送付した調査票に直接回答を記入し、同封の返信用封筒に入れ、郵便ポストへ投函。

インターネット上の回答サイトからの回答

アンケート調査票に記載している回答サイトから、画面上の指示に従い回答。

実施期間

令和4年12月22日（木曜）から令和5年1月13日（金曜）まで

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

環境部環境政策課

電話：043-421-6131

[この担当課にメールを送る](#)

環境・緑化

[四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）](#)

[\[終了\] 四街道市の環境に関するワークショップを開催します](#)

[四街道市一般廃棄物処理基本計画](#)

[四街道市の環境についてのアンケート調査](#)

[第2次四街道市環境基本計画](#)

[四街道市災害廃棄物処理計画](#)

[四街道市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）](#)

[四街道市みどりの基本計画](#)



情報が

見つからないときは

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

[四街道市役所](#)

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（組織案内）](#)



開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



Alfa Romeo
ご利用ください



**四街道市の環境に関する
意識調査報告書**

**令和5年3月
四街道市**

1 調査の概要

1-1 目的

四街道市では、平成26年6月に「第2次四街道市環境基本計画」を策定し、「みどりと都市が調和した心地よく暮らせるまち」を望ましい環境像として掲げ、計画に沿ってさまざまな取組を進めてきました。

このたび、現計画の期間が満了を迎えることと、気候変動対策など昨今の国内外の動向の変化を受け、令和6年度を初年度とする「第3次四街道市環境基本計画」を策定することとなりました。

新たな計画を策定するにあたり、市民や事業者の皆様から、住んでいる地域の環境の満足度や課題など、ご意見をお伺いするため、アンケート調査を実施いたしました。

1-2 調査対象・調査方法

	市民	事業者
調査対象	四街道市に住む満18歳以上の2,000人	四街道市内の事業所200か所
抽出法	「住民基本台帳」の地区別の層化抽出法による無作為抽出	市内事業所の業種別の層化抽出法による無作為抽出
調査方法	配付方法：調査票の郵送 回収方法：返信用封筒による郵送及びWEB回答	
調査期間	令和4年12月23日～令和5年1月13日	
配布数※	1,994	193
回収数 (うちWEB回答数)	758 (124)	57 (10)
回収率	38.0%	29.5%

※抽出した宛名に発送後、尋ねあたりなしで未達となった件数を引いて配布数とします。

実施状況シート4【市民会議手続】

【担当課・係名】 環境部環境政策課 環境政策係

行政活動の名称		第3次四街道市環境基本計画の策定	
市民会議の名称		四街道市の環境に関するワークショップ (市民編)	構成員数 30人
募集	募集期間	令和5年4月14日 ~ 令和5年5月31日(第2回以降のみ) (第1回は市が指名)	
	募集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報 5年4月15日 <input checked="" type="checkbox"/> HP 5年4月10日 <input type="checkbox"/> 回覧 年月日 <input checked="" type="checkbox"/> その他(市の公式 SNS)	
	市民会議に求めた成果物	各回テーマに関する意見・アイデア	
実施	開催期日 ()内出席者数	5年3月26日(日) (12)	年月日() ()
		5年6月18日(日) (10)	年月日() ()
		5年6月25日(日) (8)	年月日() ()
		年月日() ()	年月日() ()
市民会議への市職員、有識者等の関与 (条例第12条第3項の規定による対応)	各回に市職員3~5名、環境基本計画策定業務委託の受託会社職員2名が出席し、共同で議論		
意見提出された日	5年3月26日、5年6月18日、5年6月25日		
結果	意見の取り扱い	計画を策定する上での参考とする(詳細は別紙のとおり)	
	公表日(公告日)・公告番号	5年12月19日 公告第336号	
	公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日 <input checked="" type="checkbox"/> HP 5年12月19日 <input type="checkbox"/> 回覧 年月日 <input type="checkbox"/> その他()	

市民参加推進本部コメント		【Check欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		
市民参加推進評価委員会コメント			

実施状況シート4【市民会議手続】

【担当課・係名】 環境部環境政策課 環境政策係

行政活動の名称		第3次四街道市環境基本計画の策定	
市民会議の名称		四街道市の環境に関するワークショップ (学生編)	構成員数 6人
募集	募集期間	令和5年4月14日 ~ 令和5年5月31日	
	募集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報 5年4月15日 <input checked="" type="checkbox"/> HP 5年4月10日 <input type="checkbox"/> 回覧 年月日 <input checked="" type="checkbox"/> その他(市の公式SNS)	
	市民会議に求めた成果物	各回テーマに関する意見・アイデア	
実施	開催期日 ()内に出席者数	5年6月4日(日) (1)	年月日() ()
		5年6月11日(日) (3)	年月日() ()
		5年7月17日(日) (2)	年月日() ()
		年月日() ()	年月日() ()
市民会議への市職員、有識者等の関与 (条例第12条第3項の規定による対応)		各回に市職員3名、環境基本計画策定業務委託の受託会社職員2名が出席、共同で議論	
意見提出された日		5年6月4日、5年6月11日、5年7月17日	
結果	意見の取り扱い	計画を策定する上での参考とする(詳細は別紙のとおり)	
	公表日(公告日)・公告番号	5年12月19日 公告第336号	
	公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日 <input checked="" type="checkbox"/> HP 5年12月19日 <input type="checkbox"/> 回覧 年月日 <input type="checkbox"/> その他()	

市民参加推進本部コメント		【Check欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント	



プラスチック・ビニール類の 分別にご協力をお願いします

ごみと資源物を分別することは、ごみの減量とともに、資源物の有効利用にもつながります。しかし、せっかくながら分別されたものも、出し方が適正でないと、ごみとして処理されるため、リサイクルができなくなります。プラスチック・ビニール類として出せるものや、出すときのルールをまとめましたので、ご確認ください。

プラスチック・ビニール類として出せるもの(例)

- ・プラスチック製の袋(お菓子の袋、レジ袋など)
- ・キャップ、ラベル(ペットボトルのキャップ、ラベルなど)
- ・食品の容器(弁当の容器、インスタント食品の容器など)
- ・パック、カップ(卵パック、納豆のパックなど)
- ・食品トレイ(魚や肉のトレイなど)
- ・その他(食品用ラップフィルム、発砲スチロールなど)

※1辺の長さが30cmを超えるものは、粗大ごみとして出してください

プラスチック・ビニール類を出すときのルール

- ① 容器・パック類、トレイなどが汚れている場合は、軽く洗い流す、古布で拭き取るなど、汚れを落としてから出してください(目安は指で触って汚れが付かない程度)。また、お菓子の袋などは、軽くはたいて中を空にしてから出してください
 - ② 透明または半透明の袋(中身の見えるレジ袋など)を使用し、ごみ集積所に出してください
 - ※可燃ごみ専用袋(ピンク色)、不燃ごみ専用袋(オレンジ色)、他市区町村の指定袋は使用できません
- プラスチック・ビニール類として出されたごみが、適正に分別されていなかったり、異物が混入していたりすることが多く見られます。一人一人のちょっとした心掛けがごみの減量につながりますので、皆さんのご協力をお願いします。

④ クリーンセンター
☎ 43218527



環境に関するワークショップを 開催します

市では、6年度を開始年度とする新たな環境基本計画の策定作業を行っています。この計画をより良いものにするため、市民の皆さんにご参加いただき自由に意見を議論する場として、環境に関するワークショップを、市民編と学生編とに分けて開催します。

皆さんが普段抱えている市の環境に対する想いなどを生かしてみませんか。

全体テーマ：「みんなで環境づくりに取り組むまち」をめざして
募集期間：4月14日(金)～5月15日(月)(必着)

応募方法：参加申込書を環境政策課へ郵送・持参、または市ホームページの電子申請フォームから申し込み

※申込書は同課窓口、市ホームページから入手可

※応募者多数の場合は、男女比率、年齢構成、地域構成などを考慮して決定します

⑤ 環境政策課 ☎ 42116131

各ワークショップ開催概要

	市民編	学生編
とき	6月18日(日)・25日(日)13時～16時	6月4日(日)・11日(日)、7月17日(月・祝)10時～12時
応募資格	市内在住または在勤で、平成20年4月1日以前に生まれた方	市内在住または在学の高校生または大学生
募集人数	20人程度(それぞれ全日程参加できる方)	
ところ	市役所5階会議室	オンライン開催
各回テーマ	①市の環境課題 ②環境課題の解決策	①実現したい市の将来環境像 ②環境に関する効果的な情報発信方法 ③参加したくなる環境イベント



現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [主な施策・計画・取り組み](#) [構想・計画](#) [環境・緑化](#)

四街道市の環境に関するワークショップを開催します

四街道市の環境に関するワークショップを開催します

更新：2023年4月10日

市では、令和6年度を初年度とする新たな環境基本計画の策定作業を行っています。この計画をより良いものにするため、市民の皆様にご参加いただき自由に意見を議論する場として、環境に関するワークショップを、市民編と学生編とに分けて開催することから、そのメンバーを募集します。皆様が普段抱えている四街道市の環境に対する想いなどを活かしてみませんか。

全体テーマ

「みんなで環境づくりにとりくむまち」をめざして

開催概要

このワークショップは、幅広い世代の考え方を伺う「市民編」と、若い世代の考え方を伺う「学生編」とに分けて開催します。開催概要は、下表をご覧ください。

ワークショップ開催概要

	ワークショップ市民編	ワークショップ学生編
開催日程	1. 令和5年6月18日（日曜） 2. 令和5年6月25日（日曜）	1. 令和5年6月4日（日曜） 2. 令和5年6月11日（日曜） 3. 令和5年7月17日（月曜、祝日）
開催時間	各回とも午後1時から午後4時	各回とも午前10時から正午
応募資格	市内在住または在勤で、2008年（平成20年）4月1日以前に生まれた方	市内在住または在学で、高校生または大学生
募集人数	20名程度 （いずれも参加できる方）	20名程度 （いずれも参加できる方）
開催場所	四街道市役所新館5階会議室	WEB上でのオンライン開催
各回テーマ	1. 市の環境課題（良いところ、悪いところ、めざす将来環境像など） 2. 環境課題の解決策（実現のためにすること）	1. 実現したい市の将来環境像 2. 環境に関する効果的な情報発信方法 3. 参加したくなる環境イベント

（注釈）応募者多数の場合には、男女比、年齢構成、地域構成などを考慮して決定します。

募集期間

令和5年4月14日（金曜）から令和5年5月15日（月曜）まで（必着）

応募方法

郵送または応募フォームのいずれかの方法でお申し込みください。

（脚注1）応募はお1人様につき1回限りです。

（脚注2）ワークショップへの参加に当たっては、無報酬とさせていただきます。

郵送により申し込む場合

市ホームページからダウンロード（下部参照）または市役所環境政策課窓口で配布している参加申込書に必要事項を記入の上、以下の担当窓口へ送付してください。

（脚注）直接以下窓口へご持参いただいても構いません。

【担当窓口】

環境・緑化

[四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）](#)

[四街道市の環境に関するワークショップを開催します](#)

[四街道市一般廃棄物処理基本計画](#)

[四街道市の環境についてのアンケート調査を実施します](#)

[第2次四街道市環境基本計画](#)

[四街道市災害廃棄物処理計画](#)

[四街道市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）](#)

[四街道市みどりの基本計画](#)

 **情報が**
見つからないときは



〒284-8555
四街道市鹿渡無番地
四街道市役所環境政策課環境政策係
[ワークショップ参加申込書 \(ワード:16KB\)](#)

電子申請フォームにより申し込む場合

上記参加申込書を入力し、以下の電子申請フォームに添付して送信してください。なお、「手続名」の欄には「ワークショップ市民編申込」または「ワークショップ学生編申込」と入力してください。
受付後、1週間以内に申込受付メールを送信します。1週間以上経ってもメールが届かない場合は、お手数ですが、下記お問い合わせ先までご連絡いただきますようお願い申し上げます。
(脚注1) パソコンからのメール受信を拒否されている場合には届きません。
「@city.yotsukaido.chiba.jp」からのメールを受信できるよう設定してください。
(脚注2) ワードファイルを編集できない環境である方は、下記お問い合わせ先までお電話またはメールでご連絡ください。

[電子申請フォーム](#)

参加にあたっての注意事項

会議参加者については、新たな環境基本計画策定に関する情報として、ホームページ等により氏名を公表させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ

環境部環境政策課
電話：043-421-6131

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

[四街道市役所](#) | [市役所への行き方](#) | [市へのお問い合わせ \(総務課内\)](#)

開庁時間 8時30分～17時15分(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.





現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [主な施策・計画・取り組み](#) [構想・計画](#) [環境・緑化](#)

【メンバー募集中】四街道市の環境に関するワークショップを開催します

【メンバー募集中】四街道市の環境に関するワークショップを開催します

更新：2023年4月14日

市では、令和6年度を初年度とする新たな環境基本計画の策定作業を行っています。この計画をより良いものにするため、市民の皆様にご参加いただき自由に意見を議論する場として、環境に関するワークショップを、市民編と学生編とに分けて開催することから、そのメンバーを募集します。皆様が普段抱えている四街道市の環境に対する想いなどを活かしてみませんか。

全体テーマ

「みんなで環境づくりにとりくむまち」をめざして

開催概要

このワークショップは、幅広い世代の考え方を伺う「市民編」と、若い世代の考え方を伺う「学生編」と分けて開催します。開催概要は、下表をご覧ください。

ワークショップ開催概要

	ワークショップ市民編	ワークショップ学生編
開催日程	1. 令和5年6月18日（日曜） 2. 令和5年6月25日（日曜）	1. 令和5年6月4日（日曜） 2. 令和5年6月11日（日曜） 3. 令和5年7月17日（月曜、祝日）
開催時間	各回とも午後1時から午後4時	各回とも午前10時から正午
応募資格	市内在住または在勤で、2008年（平成20年）4月1日以前に生まれた方	市内在住または在学中、高校生または大学生
募集人数	20名程度 （いずれも参加できる方）	20名程度 （いずれも参加できる方）
開催場所	四街道市役所新館5階会議室	WEB上でのオンライン開催
各回テーマ	1. 市の環境課題（良いところ、悪いところ、めざす将来環境像など） 2. 環境課題の解決策（実現のためにすること）	1. 実現したい市の将来環境像 2. 環境に関する効果的な情報発信方法 3. 参加したくなる環境イベント

（注釈）応募者多数の場合には、男女比、年齢構成、地域構成などを考慮して決定します。

募集期間

令和5年4月14日（金曜）から令和5年5月15日（月曜）まで（必着）

応募方法

郵送または応募フォームのいずれかの方法でお申し込みください。
 （脚注1）応募はお1人様につき1回限りです。
 （脚注2）ワークショップへの参加に当たっては、無報酬とさせていただきます。

郵送により申し込みの場合

市ホームページからダウンロード（下部参照）または市役所環境政策課窓口で配布している参加申込書に必要事項を記入の上、以下の担当窓口へ送付してください。

環境・緑化

[四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）](#)

【メンバー募集中】四街道市の環境に関するワークショップを開催します

[四街道市一般廃棄物処理基本計画](#)

[四街道市の環境についてのアンケート調査を実施します](#)

[第2次四街道市環境基本計画](#)

[四街道市災害廃棄物処理計画](#)

[四街道市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）](#)

[四街道市みどりの基本計画](#)

 情報が
見つからないときは



(脚注) 直接以下窓口へご持参いただいても構いません。

(担当窓口)

〒284-8555

四街道市鹿浜無番地

四街道市役所環境政策課環境政策係

[ワークショップ参加申込書 \(ワード: 16KB\)](#)

電子申請フォームにより申し込む場合

上記参加申込書に入力し、以下の電子申請フォームに添付して送信してください。なお、「手続名」の欄には「ワークショップ市民編申込」または「ワークショップ学生編申込」と入力してください。受付後、1週間以内に申込受付メールを送信します。1週間以上経ってもメールが届かない場合は、お手数ですが、下記お問い合わせ先までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

(脚注1) パソコンからのメール受信を拒否されている場合には届きません。

「@city.yotsukaido.chiba.jp」からのメールを受信できるよう設定してください。

(脚注2) ワードファイルを編集できない環境である方は、下記お問い合わせ先までお電話またはメールでご連絡ください。

[電子申請フォーム](#)

参加にあたっての注意事項

会議参加者については、新たな環境基本計画策定に関する情報として、ホームページ等により氏名を公表させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ

環境部環境政策課

電話：043-421-6131

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 **四街道市役所**

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ \(組織案内\)](#)

開庁時間 8時30分～17時15分 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿浜無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.





現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [主な施策・計画・取り組み](#) [構想・計画](#) [環境・緑化](#)

【メンバー追加募集】四街道市の環境に関するワークショップを開催します

【メンバー追加募集】四街道市の環境に関するワークショップを開催します

更新：2023年5月16日

市では、地球温暖化防止、緑や生物の保全、公害防止などを目的にした「環境基本計画」を作成しています。

そこで、計画をよりよいものにするため、市民の皆さんに自由に意見を出していただくワークショップ（市民編・学生編）を開催します。

皆さんの四街道の環境に対する想いを教えてください！

全体テーマ

「みんなで環境づくりにとりくむまち」をめざして

開催概要

このワークショップは、幅広い世代の考え方を伺う「市民編」と、若い世代の考え方を伺う「学生編」とに分けて開催します。開催概要は、下表をご覧ください。

ワークショップ開催概要

	ワークショップ市民編	ワークショップ学生編
開催日程	1. 令和5年6月18日（日曜） 2. 令和5年6月25日（日曜）	1. 令和5年6月4日（日曜） 2. 令和5年6月11日（日曜） 3. 令和5年7月17日（月曜、祝日）
開催時間	各回とも午後1時から午後4時	各回とも午前10時から正午
応募資格	市内在住または在勤で、15歳以上（今年の4月1日時点）の方	高校生または大学生（市内に在住または在学している方）
募集人数	20名程度 （いずれも参加できる方）	20名程度 （いずれも参加できる方）
開催場所	四街道市役所新館5階会議室	オンライン開催（ZOOMを利用します）
各回テーマ	1. 市の環境課題（良いところ、悪いところ、めざす将来環境像など） 2. 環境課題の解決策（何をすべきか、何ができるか）	『みんなでまちの環境を考えるために』 1. 10年後、どんなまちが理想ですか？ 2. 環境の情報をみんなに届けるいい方法は？ 3. どんなイベントなら参加したい？

（注釈）応募者多数の場合には、男女比、年齢構成、地域構成などを考慮して決定します。

募集期間

令和5年4月14日（金曜）から令和5年5月31日（水曜）まで（必着）
当初ご案内していた申込期間は経過しましたが、人数に余裕があるため、追加募集を行います。

応募方法

郵送または応募フォームのいずれかの方法でお申し込みください。
（脚注1）応募はお1人様につき1回限りです。
（脚注2）ワークショップへの参加に当たっては、無報酬とさせていただきます。

郵送により申し込み場合

環境・緑化

[四街道市地球温暖化防止実行計画（区域施策編）](#)

【メンバー追加募集】四街道市の環境に関するワークショップを開催します

[四街道市一般廃棄物処理基本計画](#)

[四街道市の環境についてのアンケート調査を実施します](#)

[第2次四街道市環境基本計画](#)

[四街道市災害廃棄物処理計画](#)

[四街道市地球温暖化防止実行計画（事務事業編）](#)

[四街道しみどりの基本計画](#)



情報が
見つからないときは



AIチャットボットです！
ご利用を促します



市ホームページからダウンロード（下部参照）または市役所環境政策課窓口で配布している参加申込書に
必要事項を記入の上、以下の担当窓口へ送付してください。

（脚注）直接以下窓口へご持参いただいても構いません。

【担当窓口】

〒284-8555

四街道市鹿渡無番地

四街道市役所環境政策課環境政策係

[ワークショップ参加申込書（ワード：16KB）](#)

電子申請フォームにより申し込む場合

上記参加申込書を入力し、以下の電子申請フォームに添付して送信してください。なお、「手続名」の欄
には「ワークショップ市民編申込」または「ワークショップ学生編申込」と入力してください。
受付後、1週間以内に申込受付メールを送信します。1週間以上経ってもメールが届かない場合は、お手数
ですが、下記お問い合わせ先までご連絡いただけますようお願い申し上げます。

（脚注1）パソコンからのメール受信を拒否されている場合には届きません。

「@city.yotsukaido.chiba.jp」からのメールを受信できるよう設定してください。

（脚注2）ワードファイルを編集できない環境である方は、下記お問い合わせ先までお電話またはメール
でご連絡ください。

[電子申請フォーム](#)

参加にあたっての注意事項

会議参加者については、新たな環境基本計画策定に関する情報として、ホームページ等により氏名を公表
させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ

環境部環境政策課

電話：043-421-6131

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 **四街道市役所**

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

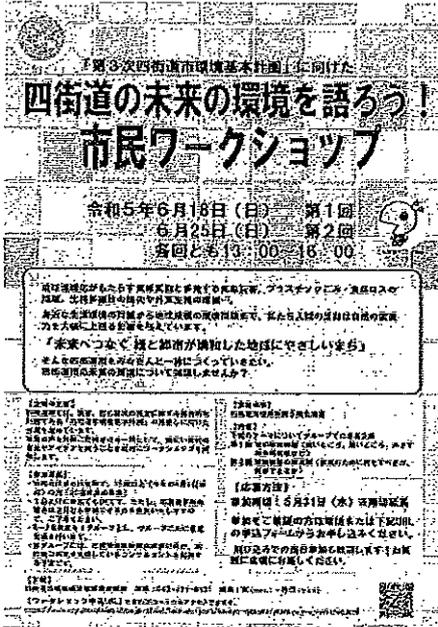
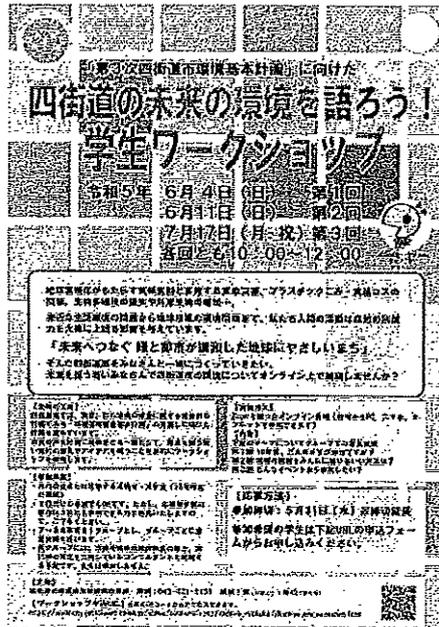


現在のページ トップページ 市政情報 主な施策・計画・取り組み 構想・計画 環境・緑化

【メンバー追加募集】四街道市の環境に関するワークショップを開催します

【メンバー追加募集】四街道市の環境に関するワークショップを開催します

更新：2023年5月26日

ワークショップ（市民編）チラシ

ワークショップ（学生編）チラシ

ワークショップ（市民編）のチラシ (PDF: 983KB)

ワークショップ（学生編）のチラシ (PDF: 619KB)

全体テーマ

「みんなで環境づくりにとりくむまち」をめざして

開催概要

このワークショップは、幅広い世代の考え方を伺う「市民編」と、若い世代の考え方を伺う「学生編」とに分けて開催します。開催概要は、下表をご覧ください。

ワークショップ開催概要

	ワークショップ市民編	ワークショップ学生編
開催日程	1. 令和5年6月18日(日曜) 2. 令和5年6月25日(日曜)	1. 令和5年6月4日(日曜) 2. 令和5年6月11日(日曜) 3. 令和5年7月17日(月曜、祝日)
開催時間	各回とも午後1時から午後4時	各回とも午前10時から正午
応募資格	市内在住または在勤で、15歳以上(今年の4月1日時点)の方	高校生または大学生(市内に在住または在学している方)
募集人数	20名程度 (いずれも参加できる方)	20名程度 (いずれも参加できる方)
開催場所	四街道市役所新館5階会議室	オンライン開催(ZOOMを利用します)

環境・緑化

四街道市地球温暖化防止実行計画(区域施策編)

【メンバー追加募集】四街道市の環境に関するワークショップを開催します

四街道市一般廃棄物処理基本計画

四街道市の環境についてのアンケート調査

第2次四街道市環境基本計画

四街道市災害廃棄物処理計画

四街道市地球温暖化防止実行計画(事務事業編)

四街道市みどりの基本計画

情報が
見つからないときは



各回テーマ	1. 市の環境課題（良いところ、悪いところ、めざす将来環境像など） 2. 環境課題の解決策（何をすべきか、何ができるか）	『みんなでまちの環境を考えるために』 1. 10年後、どんなまちが理想ですか？ 2. 環境の情報をみんなに届けるいい方法は？ 3. どんなイベントなら参加したい？
-------	---	--

（注釈）応募者多数の場合には、男女比、年齢構成、地域構成などを考慮して決定します。

募集期間

令和5年4月14日（金曜）から令和5年5月31日（水曜）まで（必着）
 当初ご案内していた申込期間は経過しましたが、人数に余裕があるため、追加募集を行います。

応募方法

郵送または応募フォームのいずれかの方法でお申し込みください。
 （脚注1）応募はお1人様につき1回限りです。
 （脚注2）ワークショップへの参加に当たっては、無報酬とさせていただきます。

郵送により申し込む場合

市ホームページからダウンロード（下部参照）または市役所環境政策課窓口で配布している参加申込書に必要事項を記入の上、以下の担当窓口へ送付してください。
 （脚注）直接以下窓口へご持参いただいても構いません。
 【担当窓口】
 〒284-8555
 四街道市鹿渡無番地
 四街道市役所環境政策課環境政策係
[ワークショップ参加申込書（ワード：16KB）](#)

電子申請フォームにより申し込む場合

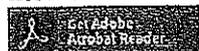
上記参加申込書に記入し、以下の電子申請フォームに添付して送信してください。なお、「手続名」の欄には「ワークショップ市民編申込」または「ワークショップ学生編申込」と入力してください。
 受付後、1週間以内に申込受付メールを送信します。1週間以上経ってもメールが届かない場合は、お手数ですが、下記お問い合わせ先までご連絡いただけますようお願い申し上げます。
 （脚注1）パソコンからのメール受信を拒否されている場合には届きません。
 「@city.yotsukaido.chiba.jp」からのメールを受信できるように設定してください。
 （脚注2）ワードファイルを編集できない環境である方は、下記お問い合わせ先までお電話またはメールでご連絡ください。

[電子申請フォーム](#)

参加にあたっての注意事項

会議参加者については、新たな環境基本計画策定に関する情報として、ホームページ等により氏名を公表させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
 お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

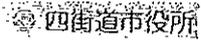
環境部環境政策課
 電話：043-421-6131

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)





市役所への行き方 市へのお問い合わせ (組織案内)

開庁時間 8時30分～17時15分 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



第3次環境基本計画策定にかかる市民会議手続（ワークショップ）について

1. ワークショップの概要

○将来の四街道市の環境のあり方について、市民等の目線により自由に意見を議論する場として開催する。幅広い世代の考え方を伺う市民編と、若い世代の考え方を伺う学生編を実施する。

○得られた意見やアイデア等は検討後、計画における施策の参考資料とする。

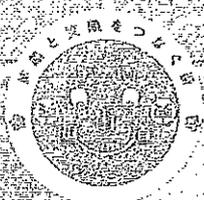
※市の考えについての公表も行う（市民参加条例に基づく手続き）。

2. 全体テーマ

「みんなで環境づくりにとりくむまち」をめざして

3. 実施方法

	市民編（全3回）	学生編（全3回）
開催日時	①令和5年3月26日（日曜） ②令和5年6月18日（日曜） ③令和5年6月25日（日曜） 時間①14時～17時 ②③13時～16時	①令和5年6月4日（日曜） ②令和5年6月11日（日曜） ③令和5年7月17日（月曜・祝） 時間はいずれも10時～12時
応募資格	①市内環境保全活動団体の方 ②③市内在住、在勤で2008年（平成20年）4月1日以前に生まれた方	市内在住または在学である、高校生または大学生
参加者募集期間	②③令和5年4月14日（金曜）～5月15日（月曜） ※①は公募せず、各団体に直接依頼	令和5年4月14日（金曜）～5月15日（月曜）
募集人数	20名程度（②③いずれも参加できる方）	20名程度（①②③いずれも参加できる方）
応募方法	②③参加申込書を郵送または市ホームページより申し込み	参加申込書を郵送または市ホームページより申し込み
周知方法	②③市政だより（4/15号）、市ホームページ、市SNS	市政だより（4/15号）、市ホームページ、市SNS、学校へ直接依頼
開催場所	①市役所5F第1会議室～団体活動場所 ②③市役所5F第1会議室	Zoomを活用したWebミーティングのため、自宅もしくは学校（事前に参加学生にURLを送付）
各回テーマ	①環境観察モデル地区の候補地について ②市の環境課題（良いところ、悪いところ、めざす将来環境像） ③環境課題の解決策（実現のためにすること）	①実現したい市の将来環境像 ②環境に関する効果的な情報発信方法 ③参加したくなる環境イベント
当日の流れ（参考）	①1.オリエンテーション 2.環境観察モデル地区について 3.各団体の活動内容、事前的特性、課題等把握 4.現地視察または意見交換会 5.まとめ ②③1.オリエンテーション 2.基本計画について、前回のおさらい 3.グループワーク（自然共生、ごみ減量、温暖化対策等） 4.意見発表	1.オリエンテーション 2.環境基本計画について、前回のおさらい 3.グループセッション 4.各グループの意見発表



「第3次四街道市環境基本計画」に向けた

四街道の未来の環境を語ろう！ 市民ワークショップ

令和5年6月18日（日） 第1回
6月25日（日） 第2回
各回とも13:00~16:00



ごみ減量・リサイクル
キャラクター
クレちゃん

地球温暖化がもたらす気候変動と多発する気象災害、プラスチックごみ・食品ロスの問題、生物多様性の損失や外来生物の増加…。

身近な生活環境の問題から地球規模の環境問題まで、私たち人間の活動は自然の回復力を大幅に上回る影響を与えています。

「未来へつなぐ 緑と都市が調和した地球にやさしいまち」

そんな四街道市をみなさんと一緒につくっていきたい。
四街道市の未来の環境について雑談しませんか？

【企画の主旨】

四街道市では、現在、市の環境の保全に関する総合的な計画である「四街道市環境基本計画」の見直しに向けた作業を進めています。

市民の声を計画に反映させる一環として、幅広い世代の意見やアイデアを伺うことを目的にワークショップを開催します。

【参加募集】

- ・市内在住または在勤で、15歳以上（今年の4月1日時点）の方（20名程度の募集）
- ・1日だけの参加でもOKです。ただし、応募者多数の場合は2日とも参加できる方を優先いたしますので、ご了承ください。
- ・6~7名程度を1グループとし、グループごとに意見交換を行います。
- ・各グループには、市役所環境政策課職員のほか、本計画の策定を支援しているコンサルタントを配置する予定です。

【主催】

四街道市環境経済部環境政策課 電話：043-421-6131 担当：東（ひがし）・谷口（やぐち）

【ワークショップ申込URL】※右のQRコードからアクセスできます。

https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/shisei/torikumi/koso/kankyo-ryokuka/ykankyo_env_workshop.html

【実施場所】

四街道市役所新館5階会議室

【内容】

- 下記テーマについてグループでの意見交換
- 第1回 市の環境課題（良いところ、悪いところ、めざす将来環境像など）
 - 第2回 環境課題の解決策（実現のために何をすべきか、何ができるか）

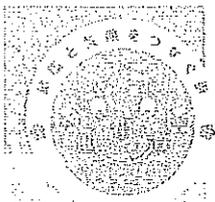
【応募方法】

参加締切：5月31日（水）※締切延長

参加をご希望の方は電話または下記URLの申込フォームからお申し込みください。

飛び込みでの当日参加も歓迎します！お気軽に会場にお越しください。





「第3次四街道市環境基本計画」に向けた

四街道の未来の環境を語ろう！

学生ワークショップ

令和5年 6月4日(日) 第1回
 6月11日(日) 第2回
 7月17日(月・祝) 第3回
 各回とも10:00~12:00



ごみ減量・リサイクル
キャラクター
クルちゃん

地球温暖化がもたらす気候変動と多発する気象災害、プラスチックごみ・食品ロスの問題、生物多様性の損失や外来生物の増加…。

身近な生活環境の問題から地球規模の環境問題まで、私たち人間の活動は自然の回復力を大幅に上回る影響を与えています。

「未来へつなく 緑と都市が調和した地球にやさしいまち」

そんな四街道市をみなさんと一緒につくっていききたい。

未来を担う若いみなさんで四街道市の環境についてオンライン上で雑談しませんか？

【企画の主旨】

四街道市では、現在、市の環境の保全に関する総合的な計画である「四街道市環境基本計画」の見直しに向けた作業を進めています。

市民の声を計画に反映させる一環として、将来を担う若い世代の意見やアイデアを伺うことを目的にワークショップを開催します。

【実施方法】

Zoomを使ったオンライン会議（自宅からPC、スマホ、タブレットで参加できます）

【内容】

下記のテーマについてグループでの意見交換

- 第1回 10年後、どんなまちが理想ですか？
- 第2回 環境の情報をみんなに届けるいい方法は？
- 第3回 どんなイベントなら参加したい？

【参加募集】

- ・市内在住または在学する高校生・大学生（25名程度の募集）
- ・1日だけの参加でもOKです。ただし、応募者多数の場合は3日とも参加できる方を優先いたしますので、ご了承ください。
- ・7~8名程度を1グループとし、グループごとに意見交換を行います。
- ・各グループには、市役所環境政策課職員のほか、本計画の策定を支援しているコンサルタントを配置する予定です。先生は参加しません。

【応募方法】

参加締切：5月31日（水）※締切延長

参加希望の学生は下記URLの申込フォームからお申し込みください。

【主催】

四街道市環境経済部環境政策課 電話：043-421-6131 担当：東（ひがし）・谷口（やぐち）

【ワークショップ申込URL】※右のQRコードからアクセスできます。

https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/shisei/torikumi/koso/kankyo-ryokuka/ykankyo_env_workshop.html



四街道市市民参加条例の規定に基づく市民会議手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第4号の市民会議手続を行ったので、条例第12条第4項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和5年12月19日

四街道市長 鈴木 陽介



1 市民会議手続の対象等

(1) 市民会議の名称

四街道市の環境に関するワークショップ（市民編／学生編）

(2) 計画等に関する市の考え方及び計画等に関する資料の名称

- ・環境観察モデル地区の候補地についての市民会議 テキスト
- ・「第3次四街道市環境基本計画」に向けた 四街道の未来の環境を語ろう！
市民／学生ワークショップテキスト

(3) 計画等に関する市の考え方及び計画等に関する資料の概要

別紙1のとおり

2 会議メンバー意見の概要及び意見に対する市の考え方

別紙2及び3のとおり

3 その他

上記2の意見の概要及び意見に対する市の考え方は環境経済部環境政策課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

環境経済部環境政策課 (Tel. 043-421-6131)



現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [今年度終了した市民参加手続](#)

(市民会議手続) 第3次四街道市環境基本計画策定に係るワークショップを開催しました (結果公表)

(市民会議手続) 第3次四街道市環境基本計画策定に係るワークショップを開催しました (結果公表)

更新：2023年12月19日

第3次四街道市環境基本計画策定に係るワークショップ (市民会議) についての結果公表

令和5年3月26日 (日曜) から令和5年7月17日 (月曜・祝日) までの期間でワークショップ (市民会議) を開催したところ、その結果は次のとおりとなりました。

ワークショップ (市民会議) を開催しました

ワークショップの目的

第3次四街道市環境基本計画の策定に向けて、市民の皆さんから見た将来の四街道市の環境のあり方等について、自由に意見を議論していただき、これらを計画における施策の参考資料とすることを目的としています。

ワークショップでの検討の体制

このワークショップは、市民編 (30名) と学生編 (6名) の2体制で構成されており、それぞれ以下のとおりテーマを設定して取り組みました。

ワークショップ (市民編) のテーマ

- 第1回：環境観察モデル地区について
- 第2回：市の環境課題
- 第3回：環境課題の解決策

ワークショップ (学生編) のテーマ

- 第1回：10年後、どんなまちが理想ですか？ (四街道の環境の良いところ、悪いところ)
- 第2回：環境の情報をみんなに届けるいい方法は？
- 第3回：どんなイベントなら参加したい？

計画に関する資料の概要

[計画に関する資料の概要 \(PDF：5,942KB\)](#)

[計画に関する資料の概要 \(市民編第1回参考資料\) \(PDF：1,214KB\)](#)

提出された意見に対する市の考え方

[提出された意見に対する市の考え方 \(市民編\) \(PDF：232KB\)](#)

[提出された意見に対する市の考え方 \(学生編\) \(PDF：122KB\)](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

環境部環境政策課
電話：043-421-6131

[今年度終了した市民参加手続](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市高齢者福祉保険計画及び介護保険事業計画第9期計画 \(案\) にかかる意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第2次健康よつかいどう21プラン \(改定版\) 案に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 「四街道市総合計画 \(案\) 1」に対する意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画に係る四街道市保健福祉審議会 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 第2次健康よつかいどう21プラン \(改定版\) に係る四街道市保健福祉審議会 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第9次四街道市行財政改革推進計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第3次四街道市環境基本計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)



この担当課にメールを送る。

[ページの先頭へ](#)

[防災に関するワークショップ
\(市民会議\) についての結果
公表](#)

[\(市民会議手続\) 第3次四街
道市環境基本計画策定に係る
ワークショップを開催しまし
た \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 第3次四街
道市環境基本計画\(案\)に係
る四街道市環境審議会\(結果
公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 第2期四街
道市教育振興基本計画の策定
に係る審議会等手続の実施結
果](#)

[\(審議会等手続\) 第9次四街
道市行財政改革推進計画
\(案\)に係る四街道市行財政
改革審議会\(結果公表\)](#)

[\(意見交換会手続\) 新たな総
合計画策定に係る意見交換会
手続の実施について](#)

[\(意見交換会手続\) 新たな総
合計画策定に係る意見交換会
手続きについて \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市地
域防災計画改訂に関する意見
の募集 \(結果公表\)](#)

[\(市民会議\) よびぐる会議～
これからの四街道市をみんな
でつくる市民会議～を開催し
ました \(結果公表\)](#)



情報が
見つからないときは

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)



[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ \(組織案内\)](#)

開庁時間 8時30分～17時15分(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



Alert! アラートです!
この用件を伺います



実施状況シート3【審議会等手続】

【担当課・係名】 環境部環境政策課 環境政策係

行政活動の名称		第3次四街道市環境基本計画の策定				
審議会等の名称		四街道市環境審議会	委員数(うち公募)	14(5)人		
実施	意見を求めた日	5年5月25日	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問 <input type="checkbox"/> 依頼 <input type="checkbox"/> その他()			
	計画等、資料の名称	第3次四街道市環境基本計画(案)				
	開催期日 ()内に公募委員出席者数 ()内に傍聴者数	5年5月25日(木)	(3)	(1)	年月日()	() ()
		5年10月12日(木)	(4)	(0)	年月日()	() ()
		5年11月21日(火)	(4)	(0)	年月日()	() ()
		年月日()	()	()	年月日()	() ()
意見提出された日	5年11月21日	<input checked="" type="checkbox"/> 答申 <input type="checkbox"/> 提言 <input type="checkbox"/> その他()				
意見提出に至る審議過程	審議会の都度、市が提示した計画案に対し委員が議論を重ね、その意見を反映した計画案に対して答申が成された。					
結果	意見の取り扱い	審議の過程を反映した最終案に対し、原案のとおり異議のない旨の答申が成されたため、変更なしとして、意見提出手続で提示する計画案を作成した。				
	公表日(公告日)・公告番号	5年12月19日 公告第337号				
	その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日	<input checked="" type="checkbox"/> HP 5年12月19日	<input type="checkbox"/> 回覧 年月日	<input type="checkbox"/> その他()	

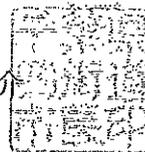
市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント

環 第 1 0 3 号
令和5年5月25日

四街道市環境審議会
会長 加藤 和彦 様

四街道市長 鈴木 陽介



第3次四街道市環境基本計画の策定について（諮問）

四街道市環境審議会条例（平成3年四街道市条例第5号）第2条及び四街道市環境基本条例（平成9年四街道市条例第15号）第8条第3項の規定により、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

1 諮問事項

第3次四街道市環境基本計画の策定について

2 計画策定の経緯

本市は、平成26年6月に第2次四街道市環境基本計画を策定し、望ましい環境像である「みどりど都市が調和した心地よく暮らせるまち」の実現に向け、各種施策等の取組みを進めているところです。

現行計画の計画期間が令和5年度をもって終了することから、掲げられた施策の進捗状況や課題、近年の社会情勢の変化等を踏まえ、令和6年度以降における本市の望ましい環境像を明らかにし、その実現に向けた取組みを推進するため、新たに第3次四街道市環境基本計画を策定するものです。

四街道市市民参加条例の規定に基づく審議会等手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3号の審議会等手続を行ったので、条例第11条第2項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和5年12月19日

四街道市長 鈴木 陽介



1 審議会等手続の対象等

(1) 審議会等の名称

四街道市環境審議会

(2) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要の名称

第3次四街道市環境基本計画（案）

(3) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要

別紙最終計画案のとおり

2 委員意見の概要及び意見に対する市の考え方

別紙最終計画案のとおりとする（審議会での議論を整理、集約したものであり、また、計画案については、その意見が十分に反映されているものであるため）

3 その他

上記の最終計画案は、環境経済部環境政策課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

環境経済部環境政策課（℡ 043-421-6131）



現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [今年度終了した市民参加手続](#)
(審議会等手続) 第3次四街道市環境基本計画(案)に係る四街道市環境審議会(結果公表)

(審議会等手続) 第3次四街道市環境基本計画(案)に係る四街道市環境審議会(結果公表)

更新: 2023年12月19日

「第3次四街道市環境基本計画」に関する四街道市環境審議会への諮問

「第3次四街道市環境基本計画」の策定について、令和5年5月25日開催の四街道市環境審議会において次のとおり諮問しました。

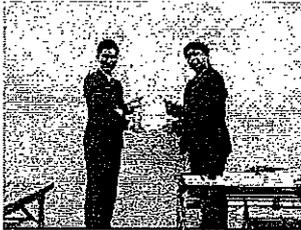
[諮問書 \(PDF: 172KB\)](#)

四街道市環境審議会からの答申

令和5年11月21日開催の四街道市環境審議会において、次のとおり答申を受けました。

[答申書 \(PDF: 182KB\)](#)

[第3次四街道市環境基本計画\(案\) \(PDF: 21,566KB\)](#)



四街道市環境審議会会長から答申書を受け取る鈴木市長

答申に対する市の考え方について

別紙最終計画案のとおりとする(審議会での議論を整理、集約したものであり、また、計画案については、その意見が十分に反映されているものであるため)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

環境部環境政策課
電話: 043-421-6131

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[今年度終了した市民参加手続](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市高齢者福祉保険計画及び介護保険事業計画第9期計画\(案\)にかかる意見の募集\(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集\(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第2次健康よつかいどう21プラン\(改定版\)案に係る意見の募集\(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 「四街道市総合計画\(案\)」に対する意見の募集\(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る意見の募集\(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画に係る四街道市保健福祉審議会\(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 第2次健康よつかいどう21プラン\(改定版\)に係る四街道市保健福祉審議会\(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第9次四街道市行政改革推進計画の策定に係る意見の募集\(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第3次四街道市環境基本計画の策定に係る意見の募集\(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)



[防災に関するワークショップ
\(市民会議\) についての結果
公表](#)

[\(市民会議手続\) 第3次四街
道市環境基本計画策定に係る
ワークショップを開催しまし
た \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 第3次四街
道市環境基本計画 \(案\) に係
る四街道市環境審議会 \(結果
公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 第2期四街
道市教育振興基本計画の策定
に係る審議会等手続の実施結
果](#)

[\(審議会等手続\) 第9次四街
道市行財政改革推進計画
\(案\) に係る四街道市行財政
改革審議会 \(結果公表\)](#)

[\(意見交換会手続\) 新たな総
合計画策定に係る意見交換会
手続の実施について](#)

[\(意見交換会手続\) 新たな総
合計画策定に係る意見交換会
手続きについて \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市地
域防災計画改訂に関する意見
の募集 \(結果公表\)](#)

[\(市民会議\) よびくる会議～
これからの四街道市をみんな
でつくる市民会議～を開催し
ました \(結果公表\)](#)

 情報が
見つからないときは

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 **四街道市役所** 市役所への行き方 市へのお問い合わせ (組織案内)

開庁時間 8時30分～17時15分 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿野無香地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



令和5年11月21日

四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市環境審議会
会長 加藤 和彦



第3次四街道市環境基本計画の策定について（答申）

令和5年5月25日付け環第103号で諮問のあった第3次四街道市環境基本計画の策定については、当審議会において慎重に審議を重ねた結果、別添の計画（案）のとおり結論を得たので、答申します。

なお、計画の推進にあたっては、下記事項に十分に配慮されるよう申し添えます。

記

- 1 本計画の策定にあたっては、市民・事業者向けのアンケート調査やワークショップ（市民編・学生編）等、多くの方の意見を参考に検討を重ねてきた。市民や事業者とともに計画を推進するため、計画の内容を十分に周知すること。
- 2 環境問題に関する社会情勢の変化に、柔軟かつ臨機応変に対応できるよう、国や県等の動向を注視するとともに、当審議会の意見を踏まえ、適切に施策の見直し等を行なうこと。
- 3 四街道市では環境保全活動団体が積極的な活動を展開しているが、多くの団体は高齢化の問題を抱えており、先行きを懸念する声が高まっていることから、担い手育成等の支援を早急かつ継続的に進めること。

実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 環境部環境政策課 環境政策係

行政活動の名称		第3次四街道市環境基本計画の策定				
周知	計画等の案、資料の名称	第3次四街道市環境基本計画(案)				
	公表日(公告日)・公告番号	5年12月20日 公告第344号				
	その他の周知方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日	<input checked="" type="checkbox"/> HP 5年12月20日	<input type="checkbox"/> 回覧 年月日		
		<input type="checkbox"/> その他()				
実施	意見提出期間	5年12月20日	～	6年1月19日	31日間	
	期間短縮した場合の理由					
	意見提出者数	1人 0団体	1件	属性の傾向	市内在住者	
結果	意見の取り扱い	意見の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	3件	
		意見を反映した				1件
		意見を反映しなかった				件
		その他(感想、案件以外の意見等)				2件
	公表日(公告日)・公告番号	6年1月25日 公告第19号				
その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日	<input checked="" type="checkbox"/> HP 6年1月25日	<input type="checkbox"/> 回覧 年月日			
	<input type="checkbox"/> その他()					

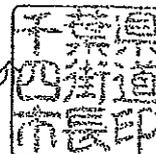
市民参加推進本部コメント		【Check欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		
市民参加推進評価委員会コメント			

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下、「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下、「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和5年12月20日

四街道市長 鈴木 陽介



1 意見提出手続の対象

- (1) 計画等の案の名称
第3次四街道市環境基本計画（案）
- (2) 計画等の案の内容
別紙のとおり

2 計画等の案の入手方法

環境経済部環境政策課の窓口（市役所新館4階）で配布するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。なお、窓口での配布は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープにより意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

- ア 市内に住所を有する者
住所及び氏名、連絡先
- イ 市内に事務所又は事業所を有する個人
住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

- オ 市内の学校に在学する者
氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先
- カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人
住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先
- キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

① 持参又は郵送する場合

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
環境経済部環境政策課 あて

② FAXを利用する場合

FAX番号：043-424-2013
環境経済部環境政策課 あて

③ 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：ykankyo@city.yotsukaido.chiba.jp
環境経済部環境政策課 あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、3MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

4 意見提出期間

令和5年12月20日（水）から令和6年1月19日（金）まで

※ 郵送の場合は、令和6年1月19日（金）までに必着。

持参の場合は、土、日曜日、及び祝日を除く8時30分～17時15分。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

令和6年2月

6 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

環境経済部環境政策課（TEL 043-421-6131）



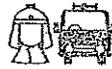
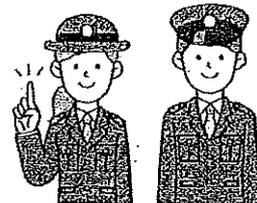
年末年始特別警戒取り締まりを実施します

県警察本部では、12月10日(日)～6年1月3日(木)に「年末年始特別警戒取り締まり」を実施します。この間、四街道警察署管内でもパトロールや交通取り締まりなどの強化をします。

年末年始は、特に犯罪や交通事故が多く発生する期間です。皆さんも犯罪や交通事故の被害に遭わないよう注意して、楽しい年末年始を過ごしましょう。

自治振興課 ☎42116107

なにかと忙しい年末年始、
交通ルールを守り、
また防犯に努めて、
お過ごしください。



消防歳末特別警戒を実施します

消防署・消防団では、歳末を迎え住民の防火に対する関心を喚起し、火災の発生を防止するとともに、出動体制の確立を図ることを目的に歳末特別警戒を実施します。

【とき】

▼消防署 巡回

12月20日(水)～25日(月)20時～21時

▼消防団 巡回

12月26日(火)20時30分～21時30分

12月27日(水)～30日(土)20時～21時

【ところ】

市内全域

※消防車両で巡回します

【消防団歳末特別警戒出動式】

(雨天中止)

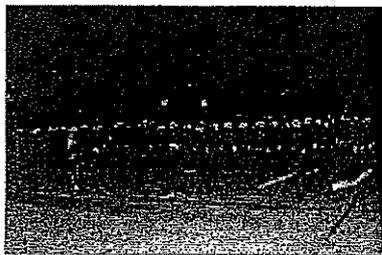
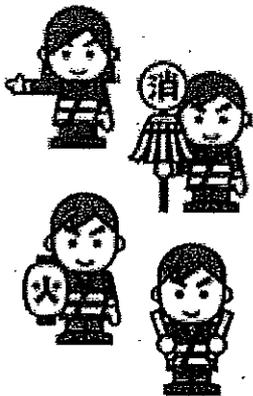
とき：12月26日(火)20時～20時30分

ところ：市役所第3駐車場

※路上駐車は、災害現場に出動する消防車両などの到着を遅延させますのでやめましょう

消防本部総務課

☎42212475



意見募集

対象	募集期間	担当課
第2期四街道市 教育振興基本計画(案)	12月19日(火) ～6年1月18日(木) (必着)	教育総務課 ☎424-8924 FAX424-8923 ✉yksomu@city.yotsukaido.chiba.jp
第9次四街道市 行財政改革推進計画(案)	12月20日(水) ～6年1月19日(金) (必着)	財政課行革推進室 ☎421-6111 FAX424-8920 ✉ygyokaku@city.yotsukaido.chiba.jp
第3次四街道市 環境基本計画(案)	12月20日(水) ～6年1月19日(金) (必着)	環境政策課 ☎421-6131 FAX424-2013 ✉ykanryo@city.yotsukaido.chiba.jp

【意見提出の対象者】

- ①市内在住・在勤・在学の方
- ②市内に事務所を有する個人、法人、その他の団体
- ③対象の行政活動に利害関係を有する方

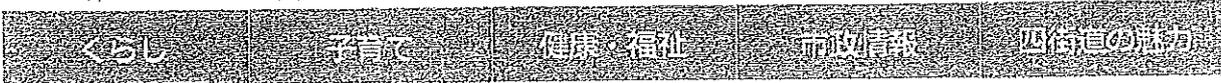
【資料の閲覧方法】

担当課窓口(平日のみ)、市ホームページなどから閲覧可

【意見提出方法】

募集期間内に、意見書(様式は任意)に必要な事項(住所・氏名・連絡先)を記入の上、担当課まで郵送、持参、FAXまたはメールで提出

※結果の公表については、市ホームページなどで行います
※ご不明な点は各担当課にお問い合わせください
※計画(案)の閲覧および市ホームページの掲載については、募集開始日からとなります



現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [実施中の市民参加手続](#)

(意見提出手続) 第3次四街道市環境基本計画の策定に係る意見の募集

(意見提出手続) 第3次四街道市環境基本計画の策定に係る意見の募集

更新：2023年12月20日

第3次四街道市環境基本計画の策定に係る意見提出手続（パブリックコメント）の実施

本計画は、四街道市環境基本条例第8条の規定により、市の環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全、回復及び創出に関する施策を示すとともに、市民、事業者、市の各主体が担うべき取組みを明示するものとして策定します。
このたび、計画期間を令和6年度から15年度までの10力年とする第3次四街道市環境基本計画（案）を策定しましたので、広く皆様から意見を募集します。

意見募集する案件

第3次四街道市環境基本計画（案）

資料の閲覧方法

窓口閲覧

閲覧場所

環境経済部環境政策課窓口（市役所新館4階）

閲覧時間

土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

市ホームページ（以下よりダウンロード）

第3次四街道市環境基本計画（案）（PDF：21,622KB）

意見募集期間

令和5年12月20日（水曜）から令和6年1月19日（金曜）まで
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人（脚注1）
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- 市内の事務所等に勤務する人
- 市内の学校に在学する人
- 対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

（脚注1）国籍、年齢等は問いません。

（脚注2）市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先をご記入ください。
また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

実施中の市民参加手続

[\(意見提出手続\) 第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る意見の募集](#)

[\(意見提出手続\) 第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る意見の募集](#)

[\(意見提出手続\) 第3次四街道市環境基本計画の策定に係る意見の募集](#)

[\(意見提出手続\) 第9次四街道市行財政改革推進計画の策定に係る意見の募集](#)

 情報が
見つからないときは



意見書 (ワード: 16KB)

意見書様式 (マイクロソフトword) のダウンロードができます。

持参

市役所新館4階 環境経済部環境政策課窓口

郵送

〒284-8555
千葉県四街道市鹿渡無番地
四街道市環境経済部環境政策課あて
令和6年1月19日 (金曜) 必着

FAX

043-424-2013
四街道市環境経済部環境政策課あて

電子メール

メールアドレス: ykankyo@city.yotsukaido.chiba.jp

四街道市環境経済部環境政策課あて

(脚注1) メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイルとして提出してください。

(脚注2) 添付ファイルのファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトwordファイルとしてください。自己解凍式のファイルは不可とします。

(脚注3) 電子ファイルの受取可能最大容量は3メガバイトとなっているため、それを超える場合はファイルを分割して提出してください。

意見の検討結果の公表

令和6年2月に市ホームページ等で公表します。

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

(脚注1) 賛否や感想だけを記載したものや趣旨の不明瞭なものについては、市の考え方を示さないことがあります。

(脚注2) 氏名、住所、連絡先等は公表しません。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

環境部環境政策課

電話: 043-421-6131

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ \(総務室内\)](#)

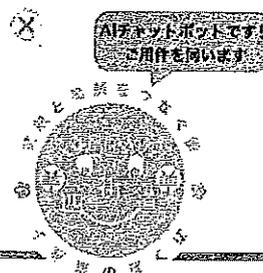
開庁時間 8時30分~17時15分 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話: 043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和6年1月25日

四街道市長 鈴木 陽介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

第3次四街道市環境基本計画（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙1のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

別紙2のとおり

3 意見提出手続を経て修正した内容

別紙3のとおり

4 その他

上記の別紙1から別紙3は、環境経済部環境政策課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

5 問合せ先

環境経済部環境政策課（TEL 043-421-6131）



現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [今年度終了した市民参加手続](#)

(意見提出手続) 第3次四街道市環境基本計画の策定に係る意見の募集 (結果公表)

(意見提出手続) 第3次四街道市環境基本計画の策定に係る意見の募集 (結果公表)

更新：2024年1月25日

第3次四街道市環境基本計画策定に係る意見提出手続 (パブリックコメント) の結果公表

第3次四街道市環境基本計画策定に係る意見提出手続を実施したところ、その結果の概要は次の通りとなりましたので公表します。

意見の提出状況

意見提出者数：1人

意見提出件数：3件

意見の概要及び意見に対する市の考え方

[意見の概要及び意見に対する市の考え方 \(PDF: 76KB\)](#)

意見提出手続 (パブリックコメント) を経て修正した内容

[修正内容一覧表 \(PDF: 33KB\)](#)

第3次四街道市環境基本計画の策定に係る意見提出手続 (パブリックコメント) の実施

本計画は、四街道市環境基本条例第8条の規定により、市の環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全、回復及び創出に関する施策を示すとともに、市民、事業者、市の各主体が担うべき取り組みを明示するものとして策定します。

このたび、計画期間を令和6年度から15年度までの10カ年とする第3次四街道市環境基本計画 (案) を策定しましたので、広く皆様から意見を募集します。

意見の募集は終了しました。

意見募集する案件

第3次四街道市環境基本計画 (案)

資料の閲覧方法

窓口閲覧

閲覧場所

環境経済部環境政策課窓口 (市役所新館4階)

閲覧時間

土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

市ホームページ (以下よりダウンロード)

[第3次四街道市環境基本計画 \(案\) \(PDF: 21,622KB\)](#)

意見募集期間

今年度終了した市民参加手続

[\(意見提出手続\) 四街道市高齢者福祉保険計画及び介護保険事業計画第9期計画 \(案\) にかかる意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第2次健康よつかいどう21プラン \(改定版\) 案に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 「四街道市総合計画 \(案\) 1」に対する意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画に係る四街道市保健福祉審議会 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 第2次健康よつかいどう21プラン \(改定版\) に係る四街道市保健福祉審議会 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第9次四街道市行財政改革推進計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 第3次四街道市環境基本計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る審議会等手続の実施結](#)

[\(審議会等手続\) 第1期基本計画 \(案\) 及び第1期基本計画 \(案\) による四街道市](#)

[\(審議会等手続\) 第1期基本計画 \(案\) による四街道市](#)

令和5年12月20日（水曜）から令和6年1月19日（金曜）まで
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人（脚注1）
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- 市内の事務所等に勤務する人
- 市内の学校に在学する人
- 対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

（脚注1）国籍、年齢等は問いません。

（脚注2）市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先はご記入ください。
また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

意見書（ワード：16KB）

意見書様式（マイクロソフトword）のダウンロードができます。

持参

市役所新館4階 環境経済部環境政策課窓口

郵送

〒284-8555
千葉県四街道市鹿波無番地
四街道市環境経済部環境政策課あて
令和6年1月19日（金曜）必着

FAX

043-424-2013
四街道市環境経済部環境政策課あて

電子メール

メールアドレス：ykankyo@city.yotsukaido.chiba.jp
四街道市環境経済部環境政策課あて

（脚注1）メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイルとして提出してください。

（脚注2）添付ファイルのファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトwordファイルとしてください。自己解凍式のファイルは不可とします。

（脚注3）電子ファイルの受取可能最大容量は3メガバイトとなっているため、それを超える場合はファイルを分割して提出してください。

意見の検討結果の公表

令和6年2月に市ホームページ等で公表します。

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

（脚注1）賛否や感想だけを記載したものや趣旨の不明瞭なものについては、市の考え方を示さないことがあります。

（脚注2）氏名、住所、連絡先等は公表しません。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ

防災に関するワークショップ
（市民会議）についての結果
公表

（市民会議手続）第3次四街道市環境基本計画策定に係るワークショップを開催しました（結果公表）

（審議会等手続）第3次四街道市環境基本計画（案）に係る四街道市環境審議会（結果公表）

（審議会等手続）第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る審議会等手続の実施結果

（審議会等手続）第9次四街道市行政改革推進計画（案）に係る四街道市行政改革審議会（結果公表）

（意見交換会手続）新たな総合計画策定に係る意見交換会手続の実施について

（意見交換会手続）新たな総合計画策定に係る意見交換会手続について（結果公表）

（意見提出手続）四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集（結果公表）

（市民会議）よびくる会議～これからの四街道市をみんなで作る市民会議～を開催しました（結果公表）



情報が
見つからないときは



AIチャットボットです！
ご利用を伺います



市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】危機管理室 危機管理係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名称	四街道市地域防災計画の改訂②				
概要	令和4年度から5年度にかけて実施した防災アセスメント調査の結果を踏まえた改訂。その他所要の改訂。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	6年3月7日改訂	行政活動実施時期 *2	6年4月1日	実施段階(PDCA)*3	A
*1…市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日)					
*2…計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日)					
*3…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期(公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期(公告日等)
意見提出手続(第1号)	パブリックコメント	6年1月10日	6年1月15日 ～6年2月14日	0人 0件	6年2月22日
意見交換会手続(第2号)				人	
審議会等手続(第3号)				人 ()人	
市民会議手続(第4号)	ワークショップ方式による会議	5年8月3日	5年9月 ～5年11月	13人	5年12月5日
その他の方法(第5号)				人	
*1…市民会議手続:公募委員募集時期等					
*2…意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

実施状況シート4【市民会議手続】

【担当課・係名】 危機管理監危機管理室危機管理係

行政活動の名称	第2期四街道市国土強靱化地域計画の策定、四街道市地域防災計画及び四街道市国民保護計画の改訂		
市民会議の名称	防災に関するワークショップ	構成員数	13人
募集	募集期間	5年8月3日 ~ 5年8月31日	
	募集方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日 <input checked="" type="checkbox"/> HP 5年8月3日 <input checked="" type="checkbox"/> 回覧 5年8月16日 <input checked="" type="checkbox"/> その他(防災士宛て直接通知)	
	市民会議に求めた成果物	第2期四街道市国土強靱化地域計画の策定、四街道市地域防災計画及び四街道市国民保護計画の改訂に際し、意見の方向性を見出すために設置した「市民会議」を開催し、「意見書」を取りまとめて市に提出した。	
実施	開催期日 ()内出席者数	5年9月20日(水) (13)	年月日() ()
		5年10月18日(水) (13)	年月日() ()
		5年11月15日(水) (11)	年月日() ()
		年月日() ()	年月日() ()
市民会議への市職員、有識者等の関与 (条例第12条第3項の規定による対応)	防災に関して深い識見を有する防災士に参加を募り、円滑に合意を図りながら会議を進めた。		
意見提出された日	5年11月15日		
結果	意見の取り扱い	意見の全部または一部を計画案に反映するもの 4件 既に現計画に意見の全部または一部が記載されているもの 17件	
	公表日(公告日)・公告番号	令和5年12月5日 公告第316号	
	公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日 <input checked="" type="checkbox"/> HP 5年12月6日 <input type="checkbox"/> 回覧 年月日 <input type="checkbox"/> その他()	

市民参加推進本部コメント	【Check欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○	
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○	
市民参加推進評価委員会コメント		

暮らし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [今年度終了した市民参加手続](#) > [防災に関するワークショップ参加者募集](#)

防災に関するワークショップ参加者募集

更新：2023年8月3日

市では、防災に関する市民の皆様のご考え方や意見等を聴き、地域防災計画、国土強靱化地域計画及び国民保護計画を改訂する際の参考にしたいと考えています。そこで、市民の皆様が防災に関して話し合っていたり機会としてワークショップの開催を予定していますので、参加者を募集します。

開催日程

- 1回目 令和5年9月20日（水曜）午後6時30分から午後8時30分まで
- 2回目 令和5年10月18日（水曜）午後6時30分から午後8時30分まで
- 3回目 令和5年11月15日（水曜）午後6時30分から午後8時30分まで

開催場所

市役所分館1階会議スペース

テーマ

「自然災害や武力攻撃等に対してできること」

募集人数

20人
（注釈）応募多数の場合、男女比、年齢構成、地域構成を考慮して決定します。

応募資格

市内在住・在勤・在学の満18歳以上の人で、3回とも出席が可能な人

応募方法

参加申込書に必要事項を記入の上、危機管理室宛てに郵送、持参、または、FAXいただくか、市のホームページよりお申し込みください。

- 参加申込書は危機管理室にて配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。
- 市ホームページからお申し込みいただく場合は、ホームページのトップ画面下部の「市へのお問い合わせ（組織案内）」より「危機管理室」を選択し、問い合わせフォームに氏名（ふりがな）、性別、年齢、住所、電話番号、メールアドレスを記入し、「お問い合わせ内容」欄に、職業、市政に関する活動の経験を入力したうえで、「ワークショップ参加希望」と明記のうえ送信してください。
- 応募結果については、応募者宛て別途通知いたします。

参加申込書（ワード：15KB）

応募期限

令和5年8月31日（木曜）（いずれの方法による申し込みも期限までに必着のこと。）

その他

参加に対する報酬、謝礼等はありません。

問い合わせ及び応募先

今年度終了した市民参加手続

（意見提出手続）四街道市高齢者福祉保険計画及び介護保険事業計画第9期計画（案）にかかる意見の募集（結果公表）

（意見提出手続）四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集（結果公表）

（意見提出手続）第2次健康よつかいどう21プラン（改定版）案に係る意見の募集（結果公表）

（意見提出手続）「四街道市総合計画（案）」に対する意見の募集（結果公表）

（意見提出手続）第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る意見の募集（結果公表）

（審議会等手続）四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）

（審議会等手続）第2次健康よつかいどう21プラン（改定版）に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）

（意見提出手続）第9次四街道市行財政改革推進計画の策定に係る意見の募集（結果公表）

（意見提出手続）第3次四街道市環境基本計画の策定に係る意見の募集（結果公表）

（審議会等手続）第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る審議会等手続の実施結果

（審議会等手続）四街道市総合計画（基本構想・第1期基本計画）策定に係る四街道市総合計画審議会（結果公表）

防災に関するワークショップ参加者募集（募集は終了しました）

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所危機管理室
電話043-421-6102
Fax 043-424-8922

お問い合わせ

危機管理監危機管理室
電話：043-421-6102

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

- ▶ [防災に関するワークショップ（市民会議）についての結果公表](#)
- ▶ [（市民会議手続）第3次四街道市環境基本計画策定に係るワークショップを開催しました（結果公表）](#)
- ▶ [（審議会等手続）第3次四街道市環境基本計画（案）に係る四街道市環境審議会（結果公表）](#)
- ▶ [（審議会等手続）第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)
- ▶ [（審議会等手続）第9次四街道市行財政改革推進計画（案）に係る四街道市行財政改革審議会（結果公表）](#)
- ▶ [（意見交換会手続）新たな総合計画策定に係る意見交換会手続の実施について](#)
- ▶ [（意見交換会手続）新たな総合計画策定に係る意見交換会手続について（結果公表）](#)
- ▶ [（意見提出手続）四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集（結果公表）](#)
- ▶ [（市民会議）よびくる会議～これからの四街道市をみんなで作る市民会議～を開催しました（結果公表）](#)

 [情報が](#)
[見つからないときは](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 [四街道市役所](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaidō City. All rights reserved.

防災に関するワークショップ参加者募集

市では、防災に関する市民の皆様の考え方や意見等を聴き、地域防災計画、国土強靱化地域計画及び国民保護計画を改訂する際の参考にしたいと考えています。そこで、市民の皆様に関し、防災に関して話し合ってもらえる機会としてワークショップの開催を予定していますので、参加者を募集します。

- 開催日程 1回目 令和5年 9月20日(水) 18時30分から20時30分まで
2回目 令和5年10月18日(水) 18時30分から20時30分まで
3回目 令和5年11月15日(水) 18時30分から20時30分まで
- 開催場所 市役所分館1階会議スペース
- テーマ 「自然災害や武力攻撃等に対してできること」
- 募集人数 20人
※応募多数の場合、男女比、年齢構成、地域構成を考慮して決定します。
- 応募資格 市内在住・在勤・在学の満18歳以上の人で、3回とも出席が可能な人
- 応募方法 参加申込書に必要事項を記入の上、危機管理室宛てに郵送、持参、または、FAXいただくか、市のホームページよりお申し込みください。
※参加申込書は危機管理室にて配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。
※市ホームページからお申し込みいただく場合は、ホームページのトップ画面下部の[市へのお問い合わせ(組織案内)]より「危機管理室」を選択し、お問い合わせフォームに氏名(ふりがな)、性別、年齢、住所、電話番号、メールアドレスを記入し、「お問い合わせ内容」欄に、職業、市政に関する活動の経験を入力したうえで、「ワークショップ参加希望」と明記のうえ送信してください。
※応募結果については、応募者宛て別途通知いたします。
- 応募期限 令和5年8月31日(木) (いずれの方法による申し込みも期限までに必着のこと。)
- その他 参加に対する報酬、謝礼等はありません。
- 問い合わせ及び応募先 〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
四街道市役所危機管理室
電話043-421-6102
Fax 043-424-8922



四街道市市民参加条例の規定に基づく市民会議手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第4号の市民会議手続を行ったので、条例第12条第4項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和5年12月 5日

四街道市長 鈴木陽介



1. 市民会議手続の対象等

(1) 市民会議の名称

防災に関するワークショップ（市民会議）

(2) 計画等に関する市の考え方及び計画等に関する資料の名称

「四街道市国土強靱化地域計画」、「四街道市地域防災計画」及び「四街道市国民保護計画」に反映する内容

(3) 計画等に関する市の考え方及び計画等に関する資料の概要

別紙1のとおり

2. 会議メンバー意見の概要及び意見に対する市の考え方

別紙2のとおり

3. その他

上記の別紙1及び別紙2は、危機管理室の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ(<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4. 問合せ先

危機管理室（☎ 043-421-6102）

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [今年度終了した市民参加手続](#)

防災に関するワークショップ（市民会議）についての結果公表

防災に関するワークショップ（市民会議）についての結果公表

更新：2023年12月6日

防災に関するワークショップ（市民会議）についての結果公表

令和5年9月20日（水曜）から令和5年11月15日（水曜）までの期間で市民会議（ワークショップ）を開催したところ、その結果は、次のとおりとなりました。

ワークショップに関する資料の概要

📄 [ワークショップに関する資料の概要（PDF：5.644KB）](#)

提言に対する市の考え方

📄 [提言に対する市の考え方（PDF：128KB）](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

 [Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

危機管理監危機管理室
電話：043-421-6102

[この担当課にメールを送る](#)

▶ [ページの先頭へ](#)

今年度終了した市民参加手続

- ▶ [（意見提出手続）四街道市高齢者福祉保険計画及び介護保険事業計画第9期計画（案）にかかる意見の募集（結果公表）](#)
- ▶ [（意見提出手続）四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集（結果公表）](#)
- ▶ [（意見提出手続）第2次健康よつかいどう21プラン（改定版）案に係る意見の募集（結果公表）](#)
- ▶ [（意見提出手続）「四街道市総合計画（案）」に対する意見の募集（結果公表）](#)
- ▶ [（意見提出手続）第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)
- ▶ [（審議会等手続）四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）](#)
- ▶ [（審議会等手続）第2次健康よつかいどう21プラン（改定版）に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）](#)
- ▶ [（意見提出手続）第9次四街道市行財政改革推進計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)
- ▶ [（意見提出手続）第3次四街道市環境基本計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)
- ▶ [（審議会等手続）第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)
- ▶ [（審議会等手続）四街道市総合計画（基本構想・第1期基本計画）策定に係る四街道市総合計画審議会（結果公表）](#)
- ▶ [防災に関するワークショップ参加者募集（募集は終了しました）](#)

実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 危機管理室 危機管理係

行政活動の名称		意見提出手続			
周知	計画等の案、資料の名称	四街道市地域防災計画改訂案			
	公表日(公告日)・公告番号	6年1月10日 公告第6号			
	その他の周知方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> HP 6年1月10日 <input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日 <input type="checkbox"/> その他()			
実施	意見提出期間	6年1月15日 ~ 6年2月14日		31日間	
	期間短縮した場合の理由				
	意見提出者数	0人 0団体	0件	属性の傾向	
結果	意見の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無		<input type="checkbox"/> 有 件	
	意見の取り扱い	意見を反映した		0件	
		意見を反映しなかった		0件	
		その他(感想、案件以外の意見等)		0件	
	公表日(公告日)・公告番号	6年2月22日 公告第46号			
その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> HP 6年2月22日 <input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日 <input type="checkbox"/> その他()				

市民参加推進本部コメント		【Check欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和6年1月10日

四街道市長 鈴木 陽



1. 意見提出手続の対象

- (1) 計画等の案の名称 四街道市地域防災計画改訂案
- (2) 計画等の案の内容 別紙のとおり

2. 計画等の案の入手方法

四街道市ホームページ (<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>) に掲載する。なお、ホームページからの入手が難しい方には、事前の申し出（電話等）により窓口で配布する。（窓口での配布は、土、日曜日を除く8時30分から17時15分まで。）

3. 意見提出できる人

下記「4. 意見の提出方法」(1)の①から⑦に記載のある者

4. 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、下記(1)に掲げる区分に応じた必要事項を明記のうえ、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

住所、氏名、連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認用として利用する。

また、提出意見は、日本語で記載するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したCD、テープ等により意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

① 市内に住所を有する者

住所、氏名、連絡先

② 市内に事務所又は事業所を有する個人

住所、氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

- ③ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- ④ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
氏名、連絡先、事務所又は事業所の名称及び所在地
- ⑤ 市内の学校に在学する者
氏名、連絡先、学校の名称及び所在地
- ⑥ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人
住所、氏名、連絡先、利害関係を有する事項
- ⑦ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先、利害関係を有する事項

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

- ① 持参又は郵送する場合
〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所 危機管理室あて
- ② FAXを利用する場合
FAX番号：043-424-8922 四街道市役所 危機管理室あて
- ③ 電子メールを利用する場合
メールアドレス：yjichi@city.yotsukaido.chiba.jp 危機管理室あて
※ファイルの受取可能最大容量は3MBのため、超える場合は、分割送付のこと

5. 意見提出期間

令和6年1月15日（月）から2月14日（水）まで
※持参の場合は、土、日曜日を除く8時30分から17時15分まで
※いずれの方法による場合も、期間内必着のこと

6. 意見の概要と意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

令和6年2月下旬

7. 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。
- (3) 必要事項の記載のないものや、単なる賛否の表明、意見提出手続の対象に関係しない意見は受け付けない。

8. 問い合わせ先

四街道市役所 危機管理室 電話：043-421-6102

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [今年度終了した市民参加手続](#)
(意見提出手続) 四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集

(意見提出手続) 四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集

更新：2024年1月10日

意見提出手続（パブリックコメント）の実施

四街道市地域防災計画は、災害対策基本法第42条（昭和36年法律第223号）の規定に基づき本市防災会議が作成する計画であって、本市の地域に係る災害対策に関し、市、県及び関係機関、市民がその有する全機能を有効に発揮して市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。今回の改訂は、主に、令和4年度から令和5年度にかけて実施した四街道市防災アセスメント調査の結果や、防災基本計画及び県地域防災計画の修正、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策等を踏まえた改訂を行うものです。この計画の内容等について、広く皆様から意見を募集します。

対象の行政活動

四街道市地域防災計画の改訂

四街道市地域防災計画改訂案

総則編 (PDF: 2,588KB)

共通編 (PDF: 2,228KB)

災害応急対策編 (PDF: 6,202KB)

新旧対照表 (共通編) (PDF: 450KB)

新旧対照表 (災害応急対策編) (PDF: 5,930KB)

(注釈) 総則編につきましては、図なども含め全体的な改訂を行ったため新旧対照表は作成していません。

意見募集期間

令和6年1月15日（月曜）から2月14日（水曜）

持参の場合は、8時30分から17時15分（土曜、日曜、祝日を除く。）

意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人（脚注1）
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- 市内の事務所等に勤務する人
- 市内の学校に在学する人
- 対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

(注釈) 脚注1 国籍、年齢等は問いません。

(注釈) 脚注2 市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

- 持参
- 郵送
- FAX
- 電子メール

持参又は郵送する場合：〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所 危機管理室宛

FAXを利用する場合：043-424-8922 四街道市役所 危機管理室宛

電子メールを利用する場合：yjichi@city.yotsukaido.chiba.jp 危機管理室宛

今年度終了した市民参加手続

(意見提出手続) 四街道市高齢者福祉保険計画及び介護保険事業計画第9期計画(案)にかかる意見の募集(結果公表)

(意見提出手続) 四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集(結果公表)

(意見提出手続) 第2次健康よっかいどう21プラン(改定版)案に係る意見の募集(結果公表)

(意見提出手続) 「四街道市総合計画(案)」に対する意見の募集(結果公表)

(意見提出手続) 第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る意見の募集(結果公表)

(審議会等手続) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画に係る四街道市保健福祉審議会(結果公表)

(審議会等手続) 第2次健康よっかいどう21プラン(改定版)に係る四街道市保健福祉審議会(結果公表)

(意見提出手続) 第9次四街道市行財政改革推進計画の策定に係る意見の募集(結果公表)

(意見提出手続) 第3次四街道市環境基本計画の策定に係る意見の募集(結果公表)

(審議会等手続) 第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る審議会等手続の実施結果

(審議会等手続) 四街道市総合計画(基本構想・第1期基本計画)策定に係る四街道市総合計画審議会(結果公表)

防災に関するワークショップ参加者募集(募集は終了しました)

意見の検討結果の公表

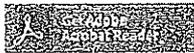
令和6年2月下旬頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

▶ (現行) 四街道市地域防災計画

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。

お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

危機管理監危機管理室

電話：043-421-6102

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

▶ 防災に関するワークショップ(市民会議)についての結果公表

▶ (市民会議手続) 第3次四街道市環境基本計画策定に係るワークショップを開催しました(結果公表)

▶ (審議会等手続) 第3次四街道市環境基本計画(案)に係る四街道市環境審議会(結果公表)

▶ (審議会等手続) 第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る審議会等手続の実施結果

▶ (審議会等手続) 第9次四街道市行財政改革推進計画(案)に係る四街道市行財政改革審議会(結果公表)

▶ (意見交換会手続) 新たな総合計画策定に係る意見交換会手続の実施について

▶ (意見交換会手続) 新たな総合計画策定に係る意見交換会手続について(結果公表)

▶ (意見提出手続) 四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集(結果公表)

▶ (市民会議) よびくる会議～これからの四街道市をみんなでつくる市民会議～を開催しました(結果公表)

 **情報が
見つからないときは**

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 **四街道市役所**

 **市民へのサービス**

 **市民への相談窓口(組織図)**

開庁時間 8時30分～17時15分(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和6年2月22日

四街道市長 鈴木 陽



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市地域防災計画改訂案

(2) 計画等の案の内容

別紙1のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

提出された意見なし

3 意見提出手続を経て修正した内容

修正した箇所なし

4 その他

上記の別紙1は、危機管理室の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ (<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>) に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

5 問合せ先

四街道市役所 危機管理室 (Tel. 043-421-6102)

(意見提出手続) 四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集 (結果公表)

(意見提出手続) 四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集 (結果公表)

更新：2024年2月22日

四街道市地域防災計画改訂に関する意見提出手続（パブリックコメント）の結果公表

四街道市地域防災計画改訂に関する意見提出手続を実施したところ、その結果の概要は下記のとおりとなりましたので公表します。

意見の提出状況

- 意見提出者数0人
- 意見提出件数0件

四街道市地域防災計画改訂

意見提出がありませんでしたので、パブリックコメント原案を改正案としました。

意見提出手続（パブリックコメント）の実施

四街道市地域防災計画は、災害対策基本法第42条（昭和36年法律第223号）の規定に基づき本市防災会議が作成する計画であって、本市の地域に係る災害対策に関し、市、県及び関係機関、市民がその有する全機能を有効に發揮して市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としています。今回の改訂は、主に、令和4年度から令和5年度にかけて実施した四街道市防災アセスメント調査の結果や、防災基本計画及び県地域防災計画の修正、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策等を踏まえた改訂を行うものです。この計画の内容等について、広く皆様から意見を募集します。意見の募集は終了しました。

対象の行政活動

四街道市地域防災計画の改訂

四街道市地域防災計画改訂案

- [総則編 \(PDF: 2,588KB\)](#)
- [共通編 \(PDF: 2,228KB\)](#)
- [災害応急対策編 \(PDF: 6,202KB\)](#)
- [新旧対照表 \(共通編\) \(PDF: 450KB\)](#)
- [新旧対照表 \(災害応急対策編\) \(PDF: 5,930KB\)](#)

(注釈) 総則編につきましては、図なども含め全体的な改訂を行ったため新旧対照表は作成しておりません。

意見募集期間

令和6年1月15日（月曜）から2月14日（水曜）
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分（土曜、日曜、祝日を除く。）

意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人（脚注1）
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体

今年度終了した市民参加手続

▶ [\(意見提出手続\) 四街道市高齢者福祉保険計画及び介護保険事業計画第9期計画\(案\)にかかる意見の募集 \(結果公表\)](#)

▶ [\(意見提出手続\) 四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集 \(結果公表\)](#)

▶ [\(意見提出手続\) 第2次健康よつかいどう21プラン\(改定版\)案に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

▶ [\(意見提出手続\) 「四街道市総合計画\(案\)」に対する意見の募集 \(結果公表\)](#)

▶ [\(意見提出手続\) 第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

▶ [\(審議会等手続\) 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画に係る四街道市保健福祉審議会 \(結果公表\)](#)

▶ [\(審議会等手続\) 第2次健康よつかいどう21プラン\(改定版\)に係る四街道市保健福祉審議会 \(結果公表\)](#)

▶ [\(意見提出手続\) 第9次四街道市行財政改革推進計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

▶ [\(意見提出手続\) 第3次四街道市環境基本計画の策定に係る意見の募集 \(結果公表\)](#)

▶ [\(審議会等手続\) 第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

▶ [\(審議会等手続\) 四街道市総合計画\(基本構想・第1期基本計画\)策定に係る四街道市総合計画審議会 \(結果公表\)](#)

▶ [防災に関するワークショップ参加者募集 \(募集は終了しました\)](#)

- 市内の事務所等に勤務する人
- 市内の学校に在学する人
- 対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

（注釈）脚注1 国籍、年齢等は問いません。

（注釈）脚注2 市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

- 持参
- 郵送
- FAX
- 電子メール

持参又は郵送する場合：〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所 危機管理室宛

FAXを利用する場合：043-424-8922 四街道市役所 危機管理室宛

電子メールを利用する場合：yichi@city.yotsukaido.chiba.jp 危機管理室宛

意見の検討結果の公表

令和6年2月下旬頃

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

▶ （現行）四街道市地域防災計画

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

危機管理監危機管理室
電話：043-421-6102

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

情報が
見つからないときは

▶ 防災に関するワークショップ（市民会議）についての結果公表

▶ （市民会議手続）第3次四街道市環境基本計画策定に係るワークショップを開催しました（結果公表）

▶ （審議会等手続）第3次四街道市環境基本計画（案）に係る四街道市環境審議会（結果公表）

▶ （審議会等手続）第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る審議会等手続の実施結果

▶ （審議会等手続）第9次四街道市行財政改革推進計画（案）に係る四街道市行財政改革審議会（結果公表）

▶ （意見交換会手続）新たな総合計画策定に係る意見交換会手続の実施について

▶ （意見交換会手続）新たな総合計画策定に係る意見交換会手続きについて（結果公表）

▶ （意見提出手続）四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集（結果公表）

▶ （市民会議）よびくる会議～これからの四街道市をみんなで作る市民会議～を開催しました（結果公表）

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

[外部へのリンク](#)

[市へのお問い合わせ（組内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号600002012289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】危機管理室 危機管理係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名称	四街道市国土強靱化地域計画の策定				
概要	計画期間を令和6年度から10年度までとした第2期国土強靱化地域計画の策定				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	6年5月9日策定	行政活動実施時期 *2	6年5月	実施段階(PCDA)*3	P
*1…市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日)					
*2…計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日)					
*3…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期(公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期(公告日等)
意見提出手続(第1号)	パブリックコメント	6年3月19日	6年3月19日 ~6年4月18日	0人 0件	6年5月2日
意見交換会手続(第2号)				人	
審議会等手続(第3号)				人 ()人	
市民会議手続(第4号)	ワークショップ方式による会議	5年8月3日	5年9月 ~5年11月	13人	5年12月5日
その他の方法(第5号)				人	
*1…市民会議手続:公募委員募集時期等					
*2…意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

実施状況シート4【市民会議手続】

【担当課・係名】 危機管理監危機管理室危機管理係

行政活動の名称		第2期四街道市国土強靱化地域計画の策定、四街道市地域防災計画及び四街道市国民保護計画の改訂	
市民会議の名称		防災に関するワークショップ	構成員数 13人
募集	募集期間	5年8月3日 ～ 5年8月31日	
	募集方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> HP 5年8月3日 <input checked="" type="checkbox"/> 回覧 5年8月16日 <input checked="" type="checkbox"/> その他(防災士宛て直接通知)	
	市民会議に求めた成果物	第2期四街道市国土強靱化地域計画の策定、四街道市地域防災計画及び四街道市国民保護計画の改訂に際し、意見の方向性を見出すために設置した「市民会議」を開催し、「意見書」を取りまとめて市に提出した。	
実施	開催期日 ()内に出席者数	5年9月20日(水) (13)	年 月 日() ()
		5年10月18日(水) (13)	年 月 日() ()
		5年11月15日(水) (11)	年 月 日() ()
		年 月 日() ()	年 月 日() ()
市民会議への市職員、有識者等の関与 (条例第12条第3項の規定による対応)		防災に関して深い識見を有する防災士に参加を募り、円滑に合意を図りながら会議を進めた。	
意見提出された日		5年11月15日	
結果	意見の取り扱い	意見の全部または一部を計画案に反映するもの 4件 既に現計画に意見の全部または一部が記載されているもの 17件	
	公表日(公告日)・公告番号	令和5年12月5日 公告第316号	
	公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> HP 5年12月6日 <input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日 <input type="checkbox"/> その他()	

市民参加推進本部コメント		【Check欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント	

暮らし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の未来

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [今年度終了した市民参加手続](#) > [防災に関するワークショップ参加者募集](#)

防災に関するワークショップ参加者募集

更新：2023年8月3日

市では、防災に関する市民の皆様の方や意見等を聴き、地域防災計画、国土強靱化地域計画及び国民保護計画を改訂する際の参考にしたいと考えています。そこで、市民の皆様が防災に関して話し合っていたく機会としてワークショップの開催を予定していますので、参加者を募集します。

開催日程

- 1回目 令和5年9月20日（水曜）午後6時30分から午後8時30分まで
- 2回目 令和5年10月18日（水曜）午後6時30分から午後8時30分まで
- 3回目 令和5年11月15日（水曜）午後6時30分から午後8時30分まで

開催場所

市役所分館1階会議スペース

テーマ

「自然災害や武力攻撃等に対してできること」

募集人数

20人
（注釈）応募多数の場合、男女比、年齢構成、地域構成を考慮して決定します。

応募資格

市内在住・在勤・在学の満18歳以上の人で、3回とも出席が可能な人

応募方法

参加申込書に必要事項を記入の上、危機管理室宛てに郵送、持参、または、FAXいただくか、市のホームページよりお申し込みください。

- ▶ 参加申込書は危機管理室にて配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。
- ▶ 市ホームページからお申し込みいただく場合は、ホームページのトップ画面下部の「市へのお問い合わせ（組織案内）」より「危機管理室」を選択し、問い合わせフォームに氏名（ふりがな）、性別、年齢、住所、電話番号、メールアドレスを記入し、「お問い合わせ内容」欄に、職業、市政に関する活動の経験を入力したうえで、「ワークショップ参加希望」と明記のうえ送信してください。
- ▶ 応募結果については、応募者宛て別途通知いたします。

📎 [参加申込書（ワード：15KB）](#)

応募期限

令和5年8月31日（木曜）（いずれの方法による申し込みも期限までに必着のこと。）

その他

参加に対する報酬、謝礼等はありません。

問い合わせ及び応募先

今年度終了した市民参加手続

- ▶ [（意見提出手続）四街道市高齢者福祉保険計画及び介護保険事業計画第9期計画（案）にかかる意見の募集（結果公表）](#)
- ▶ [（意見提出手続）四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集（結果公表）](#)
- ▶ [（意見提出手続）第2次健康よつかいどう21プラン（改定版）案に係る意見の募集（結果公表）](#)
- ▶ [（意見提出手続）「四街道市総合計画（案）」に対する意見の募集（結果公表）](#)
- ▶ [（意見提出手続）第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)
- ▶ [（審議会等手続）四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）](#)
- ▶ [（審議会等手続）第2次健康よつかいどう21プラン（改定版）に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）](#)
- ▶ [（意見提出手続）第9次四街道市行財政改革推進計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)
- ▶ [（意見提出手続）第3次四街道市環境基本計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)
- ▶ [（審議会等手続）第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)
- ▶ [（審議会等手続）四街道市総合計画（基本構想・第1期基本計画）策定に係る四街道市総合計画審議会（結果公表）](#)
- ▶ 防災に関するワークショップ参加者募集（募集は終了しました）

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所危機管理室
電話043-421-6102
Fax 043-424-8922

お問い合わせ

危機管理監危機管理室
電話：043-421-6102

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

- 1. [防災に関するワークショップ（市民会議）についての結果公表](#)
- 2. [（市民会議手続）第3次四街道市環境基本計画策定に係るワークショップを開催しました（結果公表）](#)
- 3. [（審議会等手続）第3次四街道市環境基本計画（案）に係る四街道市環境審議会（結果公表）](#)
- 4. [（審議会等手続）第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)
- 5. [（審議会等手続）第9次四街道市行財政改革推進計画（案）に係る四街道市行財政改革審議会（結果公表）](#)
- 6. [（意見交換会手続）新たな総合計画策定に係る意見交換会手続の実施について](#)
- 7. [（意見交換会手続）新たな総合計画策定に係る意見交換会手続きについて（結果公表）](#)
- 8. [（意見提出手続）四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集（結果公表）](#)
- 9. [（市民会議）よびくる会議～これからの四街道市をみんなで作る市民会議～を開催しました（結果公表）](#)

 [情報が
見つからないときは](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

◎ 四街道市役所

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（市長宛）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

防災に関するワークショップ参加者募集

市では、防災に関する市民の皆様の考え方や意見等を聴き、地域防災計画、国土強靱化地域計画及び国民保護計画を改訂する際の参考にしたいと考えています。そこで、市民の皆様に関し、防災に関して話し合っただく機会としてワークショップの開催を予定していますので、参加者を募集します。

- 開催日程 1回目 令和5年 9月20日(水) 18時30分から20時30分まで
2回目 令和5年10月18日(水) 18時30分から20時30分まで
3回目 令和5年11月15日(水) 18時30分から20時30分まで
- 開催場所 市役所分館1階会議スペース
- テーマ 「自然災害や武力攻撃等に対してできること」
- 募集人数 20人
※応募多数の場合、男女比、年齢構成、地域構成を考慮して決定します。
- 応募資格 市内在住・在勤・在学の満18歳以上の人で、3回とも出席が可能な人
- 応募方法 参加申込書に必要事項を記入の上、危機管理室宛てに郵送、持参、または、FAXいただくか、市のホームページよりお申し込みください。
※参加申込書は危機管理室にて配布するほか、市ホームページからもダウンロードできます。
※市ホームページからお申し込みいただく場合は、ホームページのトップ画面下部の[市へのお問い合わせ(組織案内)]より「危機管理室」を選択し、問い合わせフォームに氏名(ふりがな)、性別、年齢、住所、電話番号、メールアドレスを記入し、「お問い合わせ内容」欄に、職業、市政に関する活動の経験を入力したうえで、「ワークショップ参加希望」と明記のうえ送信してください。
※応募結果については、応募者宛て別途通知いたします。
- 応募期限 令和5年8月31日(木) (いずれの方法による申し込みも期限までに必着のこと。)
- その他 参加に対しての報酬、謝礼等はありません。
- 問い合わせ及び応募先 〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
四街道市役所危機管理室
電話 043-421-6102
Fax 043-424-8922



四街道市市民参加条例の規定に基づく市民会議手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第4号の市民会議手続を行ったので、条例第12条第4項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和5年12月 5日

四街道市長 鈴木 陽介



1 市民会議手続の対象等

(1) 市民会議の名称

防災に関するワークショップ（市民会議）

(2) 計画等に関する市の考え方及び計画等に関する資料の名称

「四街道市国土強靱化地域計画」、「四街道市地域防災計画」及び「四街道市国民保護計画」に反映する内容

(3) 計画等に関する市の考え方及び計画等に関する資料の概要

別紙1のとおり

2 会議メンバー意見の概要及び意見に対する市の考え方

別紙2のとおり

3 その他

上記の別紙1及び別紙2は、危機管理室の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ(<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

危機管理室（TEL 043-421-6102）

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [今年度終了した市民参加手続](#)

[防災に関するワークショップ（市民会議）についての結果公表](#)

防災に関するワークショップ（市民会議）についての結果公表

更新：2023年12月6日

防災に関するワークショップ（市民会議）についての結果公表

令和5年9月20日（水曜）から令和5年11月15日（水曜）までの期間で市民会議（ワークショップ）を開催したところ、その結果は、次のとおりとなりました。

ワークショップに関する資料の概要

☑ [ワークショップに関する資料の概要（PDF：5,644KB）](#)

提言に対する市の考え方

☑ [提言に対する市の考え方（PDF：128KB）](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

危機管理監危機管理室
電話：043-421-6102

[この担当課にメールを送る](#)

▶ [ページの先頭へ](#)

今年度終了した市民参加手続

☑ [（意見提出手続）四街道市高齢者福祉保険計画及び介護保険事業計画第9期計画（案）にかかる意見の募集（結果公表）](#)

☑ [（意見提出手続）四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集（結果公表）](#)

☑ [（意見提出手続）第2次健康よつかいどう21プラン（改定版）案に係る意見の募集（結果公表）](#)

☑ [（意見提出手続）「四街道市総合計画（案）」に対する意見の募集（結果公表）](#)

☑ [（意見提出手続）第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)

☑ [（審議会等手続）四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）](#)

☑ [（審議会等手続）第2次健康よつかいどう21プラン（改定版）に係る四街道市保健福祉審議会（結果公表）](#)

☑ [（意見提出手続）第9次四街道市行財政改革推進計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)

☑ [（意見提出手続）第3次四街道市環境基本計画の策定に係る意見の募集（結果公表）](#)

☑ [（審議会等手続）第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る審議会等手続の実施結果](#)

☑ [（審議会等手続）四街道市総合計画（基本構想・第1期基本計画）策定に係る四街道市総合計画審議会（結果公表）](#)

☑ [防災に関するワークショップ参加者募集（募集は終了しました）](#)

実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 危機管理室 危機管理係

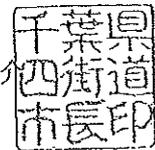
行政活動の名称		四街道市国土強靱化地域計画の策定			
周知	計画等の案、資料の名称	四街道市国土強靱化地域計画改定案			
	公表日(公告日)・公告番号	6年3月19日 公告第58号			
	その他の周知方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日	<input checked="" type="checkbox"/> HP 6年3月19日	<input type="checkbox"/> 回覧 年月日	
		<input type="checkbox"/> その他()			
実施	意見提出期間	6年3月19日 ~ 6年4月18日		31日間	
	期間短縮した場合の理由				
	意見提出者数	0人	0件	属性の傾向	
		0団体			
結果	意見の取り扱い	意見の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有	件
		意見を反映した			件
		意見を反映しなかった			件
		その他(感想、案件以外の意見等)			件
	公表日(公告日)・公告番号	6年5月2日 公告第91号			
その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日	<input checked="" type="checkbox"/> HP 6年5月2日	<input type="checkbox"/> 回覧 年月日		
	<input type="checkbox"/> その他()				
市民参加推進本部コメント		【Check欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない			
項目	Check	コメント			
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。			
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○				
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○				
市民参加推進評価委員会コメント					

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和6年3月19日

四街道市長 鈴木 陽



1. 意見提出手続の対象

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 計画等の案の名称 | 四街道市国土強靱化地域計画案 |
| (2) 計画等の案の内容 | 別紙のとおり |

2. 計画等の案の入手方法

四街道市ホームページ (<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>) に掲載する。なお、ホームページからの入手が難しい方には、事前の申し出（電話等）により窓口で配布する。（窓口での配布は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分まで。）

3. 意見提出できる人

下記「4. 意見の提出方法」(1)の①から⑦に記載のある者

4. 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、下記(1)に掲げる区分に応じた必要事項を明記のうえ、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

住所、氏名、連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認用として利用する。

また、提出意見は、日本語で記載するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したCD、テープ等により意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

- ① 市内に住所を有する者
住所、氏名、連絡先
- ② 市内に事務所又は事業所を有する個人
住所、氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

- ③ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- ④ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
氏名、連絡先、事務所又は事業所の名称及び所在地
- ⑤ 市内の学校に在学する者
氏名、連絡先、学校の名称及び所在地
- ⑥ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人
住所、氏名、連絡先、利害関係を有する事項
- ⑦ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先、利害関係を有する事項

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

- ① 持参又は郵送する場合
〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所 危機管理室あて
- ② FAXを利用する場合
FAX番号：043-424-8922 四街道市役所 危機管理室あて
- ③ 電子メールを利用する場合
メールアドレス：yjichi@city.yotsukaido.chiba.jp 危機管理室あて
※ファイルの受取可能最大容量は3MBのため、超える場合は、分割送付のこと

5. 意見提出期間

令和6年3月19日（火）から4月18日（木）まで
※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分まで
※いずれの方法による場合も、期間内必着のこと

6. 意見の概要と意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

令和6年4月下旬

7. 留意事項

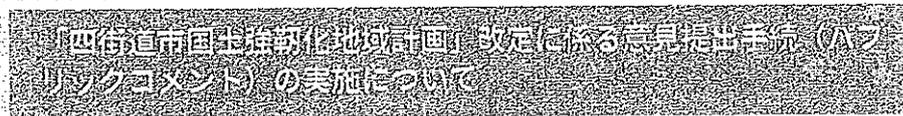
- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。
- (3) 必要事項の記載のないものや、単なる賛否の表明、意見提出手続の対象に関係しない意見は受け付けない。

8. 問い合わせ先

四街道市役所 危機管理室 電話：043-421-6102

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [実施中の市民参加手続](#) >

「四街道市国土強靱化地域計画」改定に係る意見提出手続（パブリックコメント）の実施について



更新：2024年3月19日

意見提出手続（パブリックコメント）の実施

四街道市国土強靱化地域計画は、大規模自然災害がいつ何時起ころうとも、最悪な事態に陥ることのない「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時から作り上げていくことが必要となることから、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興が可能な都市を作り上げていくために、本市における国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための基本的な指針として、令和2年12月に策定されました。

現在の計画では、計画期間が令和5年度までとなっており、強靱化の更なる推進を図るために、令和6年度から令和10年度までを計画期間とした次期四街道市国土強靱化地域計画を策定するため、この計画の内容等について、広く皆様から意見を募集します。

対象の行政活動

「四街道市国土強靱化地域計画」の改定

四街道市国土強靱化地域計画（案）

[四街道市国土強靱化地域計画（案）](#)（PDF：2,126KB）

意見募集期間

令和6年3月19日（火曜）から4月18日（木曜）
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分（土曜、日曜、祝日を除く。）

意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人（脚注1）
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- 市内の事務所等に勤務する人
- 市内の学校に在学する人
- 対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

（脚注1）国籍、年齢等は問いません。
（脚注2）市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

- 持参
- 郵送
- FAX
- 電子メール

持参又は郵送する場合：〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所 危機管理室あて
FAXを利用する場合：043-424-8922 四街道市役所 危機管理室あて
電子メールを利用する場合：yjchi@city.yotsukaido.chiba.jp 危機管理室あて

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先はご記入ください。
また、文書による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

意見の検討結果の公表

実施中の市民参加手続

「四街道市国土強靱化地域計画」改定に係る意見提出手続（パブリックコメント）の実施について

（意見提出手続）第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る意見の募集（結果公表）

情報が
見つからないときは

令和6年4月下旬頃
意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方等を公表します。

その他

計画案については、事前の申し出（電話等）により、危機管理室窓口でも配布を行います。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

危機管理監危機管理室

電話：043-421-6102

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（相談案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

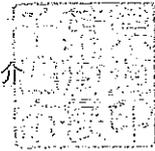
Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和6年5月2日

四街道市長 鈴木 揚 介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市国土強靱化地域計画（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

提出された意見なし

3 意見提出手続を経て修正した内容

修正した箇所なし

4 その他

上記の別紙は、危機管理室の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

5 問合せ先

四街道市役所 危機管理室（Tel. 043-421-6102）

暮らし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [実施中の市民参加手続](#)

「四街道市国土強靱化地域計画」改定に係る意見提出手続（パブリックコメント）の実施について（結果公表）

「四街道市国土強靱化地域計画」改定に係る意見提出手続（パブリックコメント）の実施について（結果公表）

更新：2024年4月22日

「四街道市国土強靱化地域計画」改定に係る意見提出手続（パブリックコメント）の結果公表

「四街道市国土強靱化地域計画」改定に係る意見提出手続を実施したところ、その結果の概要は下記のとおりとなりましたので公表します。

意見の提出状況

意見提出者数0人
意見提出件数0件

「四街道市国土強靱化地域計画」改定

意見提出がありませんでしたので、パブリックコメント原案を改定案としました。

意見提出手続（パブリックコメント）の実施

四街道市国土強靱化地域計画は、大規模自然災害がいつ何時起ころうとも、最悪な事態に陥ることのない「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時から作り上げていくことが必要となることから、大規模自然災害が発生しても機能不全に陥らず、迅速な復旧・復興が可能な都市を作り上げていくために、本市における国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進のための基本的な指針として、令和2年12月に策定されました。

現在の計画では、計画期間が令和5年度までとなっており、強靱化の更なる推進を図るために、令和6年度から令和10年度までを計画期間とした次期四街道市国土強靱化地域計画を策定するため、この計画の内容等について、広く皆様から意見を募集します。

意見の募集は終了しました。

対象の行政活動

「四街道市国土強靱化地域計画」の改定

四街道市国土強靱化地域計画（案）

[四街道市国土強靱化地域計画（案）](#)（PDF：2,126KB）

意見募集期間

令和6年3月19日（火曜）から4月18日（木曜）
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分（土曜、日曜、祝日を除く。）

意見提出ができる人

市内に住所を有する人（脚注1）
市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
市内の事務所等に勤務する人

実施中の市民参加手続

「四街道市国土強靱化地域計画」改定に係る意見提出手続（パブリックコメント）の実施について（結果公表）

（意見提出手続）第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る意見の募集（結果公表）



情報が
見つからないときは



AIチャットボットです！
ご利用を伺います。



市内の学校に在学する人
対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

（脚注1）国籍、年齢等は問いません。

（脚注2）市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

持参
郵送
FAX
電子メール

持参又は郵送する場合：〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所 危機管理室あて
FAXを利用する場合：043-424-8922 四街道市役所 危機管理室あて
電子メールを利用する場合：yjichi@city.yotsukado.chiba.jp 危機管理室あて

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先はご記入ください。
また、文書による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

意見の検討結果の公表

令和6年4月下旬頃
意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

その他

計画案については、事前の申し出（電話等）により、危機管理室窓口でも配布を行います。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

危機管理監危機管理室
電話：043-421-6102

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（総務案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】 経営企画部政策推進課 企画係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名称	「四街道市総合計画」の策定				
概要	四街道市総合計画(基本構想:平成26年度～令和5年度・後期基本計画:令和元～5年度)の計画期間が令和5年度に最終年度を迎えたことから、令和6年度以降を計画期間とする新たな総合計画を策定するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	令和6年3月28日 策定(議決)	行政活動実施時期 *2	令和6年4月1日 開始	実施段階(PDCA)*3	P
*1…市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日)					
*2…計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日)					
*3…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期 (公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期 (公告日等)
意見提出手続 (第1号)	新たな総合計画策定に係るパブリックコメント	6年1月16日	6年1月16日 ～6年2月15日	3人 9件	6年2月27日
意見交換会手続 (第2号)	新たな総合計画策定に係るタウンミーティング	5年4月18日	5年5月12日、 14日、16日、21日	69人	5年8月7日
審議会等手続 (第3号)	四街道市総合計画審議会		・4年5月20日 ・5年2月16日 ・5年8月16日 ・5年12月22日 ・6年1月12日	6人 14(3)人	6年1月16日
市民会議手続 (第4号)	よびくる会議～これからの四街道市をみんなで作る市民会議～	4年8月1日～ 9月30日	4年11月6日、 13日、19日、26日	25人	5年3月7日
その他の方法 (第5号)	市長とよびとく～聞かせてくださいあなたの思い～	4年6月7日～ 8月5日	4年8月24日	5人	4年10月1日
その他の方法 (第5号)	若者向けオンラインアンケート	4年8月3日	4年8月4日～ 24日	421人	5年4月26日
その他の方法 (第5号)	子育て世帯向けオンラインアンケート	4年8月3日	4年8月4日～ 24日	594人	5年4月26日

その他の方法 (第5号)	U-18 よびディア選手 権! ~Make our Future of Yotsukaido ~	4年12月26日 ~5年2月28日	令和4年12月26 日~令和5年3月 26日	120 件	5年4月19日
<p>*1...市民会議手続:公募委員募集時期等 *2...意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等</p>					
規定(予定)の市民参 加手続を実施しなかつ た場合の理由					

実施状況シート3【審議会等手続】

【担当課・係名】 経営企画部政策推進課 企画係

行政活動の名称		「四街道市総合計画」の策定				
審議会等の名称		四街道市総合計画審議会	委員数(うち公募)	14(3)人		
実施	意見を求めた日	5年12月22日	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問 <input type="checkbox"/> 依頼 <input type="checkbox"/> その他()			
	計画等、資料の名称	四街道市総合計画(基本構想・第1期基本計画)(案)				
	開催期日 ()内に公募委員出席者数 ()内に傍聴者数	4年5月20日(金)	11(3)	[3]	6年1月12日(金)	13(3) [0]
		5年2月16日(木)	11(3)	[1]	年 月 日()	() []
		5年8月16日(水)	12(3)	[2]	年 月 日()	() []
		5年12月22日(金)	13(3)	[0]	年 月 日()	() []
意見提出された日	6年1月12日(金)	<input checked="" type="checkbox"/> 答申 <input type="checkbox"/> 提言 <input type="checkbox"/> その他()				
意見提出に至る審議過程	審議会の都度、市が提示した計画案に対し委員が議論を重ね、その意見を反映した計画案に対して答申が成された。					
結果	意見の取り扱い	審議の過程を反映した最終案に対し、原案のとおり異議のない旨の答申が成されたため、変更なしとして、意見提出手続きで提示する計画案を作成した。				
	公表日(公告日)・公告番号	6年1月16日 公告第10号				
	その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> HP 6年1月16日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日	<input type="checkbox"/> その他()	

市民参加推進本部コメント		【Check欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント	

政 第 1 3 9 号
令和5年12月22日

四街道市総合計画審議会
会長 大下 茂 様

四街道市長 鈴木 陽介



新たな四街道市総合計画について (諮問)

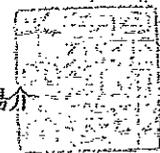
四街道市総合計画審議会条例(昭和55年四街道市条例第38号)第2条及び四街道市基本構想条例(平成24年四街道市条例第30号)第4条の規定により、新たな四街道市総合計画(案)について、貴審議会の意見を求めます。

四街道市市民参加条例の規定に基づく審議会等手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3号の審議会等手続を行ったので、条例第1.1条第2項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和6年1月16日

四街道市長 鈴木 陽介



1. 審議会等手続の対象等

(1) 審議会等の名称

四街道市総合計画審議会

(2) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要の名称

四街道市総合計画（基本構想・第1期基本計画）（案）

(3) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要

別紙1のとおり

2. 委員意見の概要及び意見に対する市の考え方

別紙2のとおり

3. その他

上記2の委員意見及び意見に対する市の考え方は、経営企画部政策推進課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4. 問合せ先

経営企画部政策推進課（Tel. 043-421-6161）



現在のページ トップページ 市政情報 主な施策・計画・取り組み 歴史・行迹 西街道市総合計画 新たな四街道市総合計画について
(審議会等手続) 四街道市総合計画(基本構想・第1期基本計画) 策定に係る四街道市総合計画審議会(結果公表)

(審議会等手続) 四街道市総合計画(基本構想・第1期基本計画) 策定に係る四街道市総合計画審議会(結果公表)

更新: 2024年1月16日

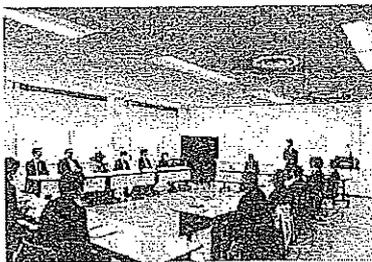
四街道市総合計画(基本構想・第1期基本計画)に関する四街道市総合計画審議会への諮問

新たな四街道市総合計画(基本構想・第1期基本計画)について、令和5年12月22日開催の四街道市総合計画審議会に諮問しました。

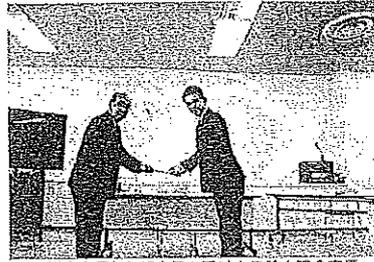
- 諮問書 (PDF: 66KB)
- 諮問資料1(基本構想(案)) (PDF: 1,675KB)
- 諮問資料2(第1期基本計画(案)) (PDF: 2,706KB)
- 諮問参考資料(未来の一步(案)) (PDF: 3,328KB)

四街道市総合計画審議会からの答申

令和6年1月12日開催の四街道市総合計画審議会において、次のとおり答申を受けました。
四街道市総合計画審議会答申 (PDF: 183KB)



総合計画審議会の様子



審議会会長から答申書を受け取る鈴木陽介市長

答申に対する市の考え方について

答申に対する市の考え方は次のとおりです。

- 答申に対する市の考え方 (PDF: 86KB)
- (注釈) 上記の答申に対する市の考え方を基に計画(案)を修正し、意見提出手続(リブリックコメント)資料としました。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。
 Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ

お問い合わせ
 経営企画部政策推進課
 電話: 043-421-6161

新たな四街道市総合計画について

(審議会等手続) 四街道市総合計画(基本構想・第1期基本計画) 策定に係る四街道市総合計画審議会(結果公表)

(意見提出手続) 四街道市総合計画策定に係る意見提出手続(結果公表)

(意見交換会手続) 新たな総合計画策定に係る意見交換会手続について(結果公表)

「終了しました」よびフォト大募集!

「開催結果」U-18よびディア選手権! ~Make our Future of Yotsukaido~を開催しました

「終了しました」新たな総合計画策定に係るタウンミーティングを開催します

よびくる会議~これからの四街道市をみんなで作る市民会議~を開催しました

「終了しました」U-18よびディア選手権! ~Make our Future of Yotsukaido~を開催しました

「市長とよびとーく~聞かせてくださいあなたの思い~」を開催しました

「終了しました」市長とよびとーく~聞かせてくださいあなたの思い~を開催します

若者・子育て世帯向けオンラインアンケートについて

「終了しました」よびくる会議~これからの四街道市をみんなで作る市民会議~を開催します

新たな四街道市総合計画策定方針

情報が
見つからないときは

ページの先頭へ

リンク集 | 個人情報保護について | このサイトについて

四街道市役所 市役所への行き方 市へのお問い合わせ(窓口案内)

開庁時間 8時30分~17時15分(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地
電話: 043-421-2111(代表)
法人番号6000020122259

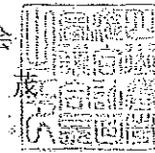




総計審第8号
令和6年1月12日

四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市総合計画審議会
会長 大下



新たな四街道市総合計画について (答申)

令和5年12月22付け政第139号で諮問のありましたこのことについて、
別添のとおり答申します。



新たな四街道市総合計画について（答申）

四街道市は、日本全体の人口が減少している中で、若い子育て世帯を中心とした転入などにより、全国でも数少ない人口増加が続く自治体のひとつとなっています。

しかしながら、将来的に見込まれる人口減少や人口構成の不均衡をはじめ、四街道市を取り巻く社会的環境は大きく変化しており、複雑化・多様化する課題を克服し、みんなが安心して住み続けられる・みんなが住み良いと感じる四街道に向けた新たなまちづくりの計画が重要となっています。

このような中、本審議会が、「新たな四街道市総合計画（案）」として、四街道市が目指すまちづくりの方向性を示す最上位の方針となる基本構想（案）や、今後の取組方針を示す最上位の計画となる第1期基本計画（案）について、市長より諮問され、審議を託されたことは極めて重要な意義を有するもので、その責務を深く認識しているところです。

本審議会では、こうした認識のもと、諮問された「新たな四街道市総合計画（案）」について、長期的な視点で四街道らしい特色を踏まえたまちづくりの方向性が基本構想において明確にされているか、また、基本構想の実現に向けて、社会的環境の変化やまちづくりの課題に対応する基本計画となっているかという点を考慮しながら慎重に審議した結果、その内容については、おおむね適切であると評価するものです。

今後、策定された新たな総合計画においては、市民をはじめとしたまちづくりに関わる多様な主体と共有し、連携・協働を一層推し進めながら、地方創生やSDGsの推進、デジタル社会といった主要課題への対応を図る計画の着実な推進を期待するものです。

なお、審議過程において、各委員から下記の意見・要望が出されたことから、計画の推進にあたっては、当該意見等を十分に尊重し、その実現に努められるよう要望します。

記

1 新たな四街道市総合計画基本構想（案）について

- (1) 新たな基本構想（案）は、四街道らしさが感じられる「4つのまちづくりの道」という新しい考え方で構成されている点、また、さまざまな人の幸せを目指すものとして、市民生活に身近な感覚でとりまとめられている点について大いに評価します。土地利用についても親しみのある柔らかな言葉を用いるなど、表現を工夫するよう努められたい。

2 新たな四街道市総合計画第1期基本計画（案）について

- (1) 計画の推進にあたっては、毎年度、市総合計画推進本部による各事業の適切な振り返りを行うとともに、総合計画審議会による意見も踏まえた評価のもと、計画の適切な進行管理を実施するほか、その内容を市民にも公表し、みんなで計画を共有しながらまちづくりを推進するよう努められたい。
- (2) 計画に基づく各事業の推進にあたっては、円滑かつ実効性のあるものとなるよう、市民協働や公民連携などのまちづくりの推進力（エンジン）を効果的に活用するとともに、市内部の連携のもと、その事業効果が最大となるよう努められたい。

3 全般事項

- (1) 新たな四街道市総合計画の周知にあたっては、わかりやすくかつ伝わりやすいものとなるよう、平易かつ適切な表現や図・イラストなどを用いるとともに、行政用語や外来語などに用語説明を付すよう努められたい。

市長とよびとーく

～聞かせてください あなたの想い～



pick up
info

市では、6年度を初年度とする新たな総合計画の策定に取り組んでいます。

この計画をより良いものにするため、市民参加の1つとして、市長との意見交換会「市長とよびとーく ～聞かせてください あなたの想い～」を開催します。さまざまな人にご参加いただけるよう新しい生活様式を踏まえ、オンラインにて行います。

この機会に「よ」つかいどうのはっ「び」ーな未来について、市長と意見交換をしてみませんか。



鈴木市長

【定 期】 ①8月5日(金) ②24日(木) 20時～21時30分

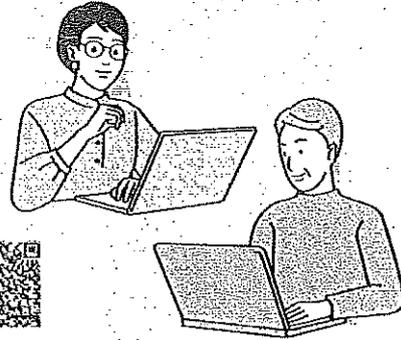
【参 加 人 数】 各回15人 (応募多数の場合は、抽選)

【参 加 資 格】 市内在住・在勤・在学で高校生以上の
[Zoom] を使用できる人

【申 込 期 限】 ①7月19日(木) ②8月5日(金)

※申込方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください

政策推進課 ☎421-6161



みんなの新庁舎 第8回

実施設計が完成しました

管財課ファシリティマネジメント推進室 ☎421-6210

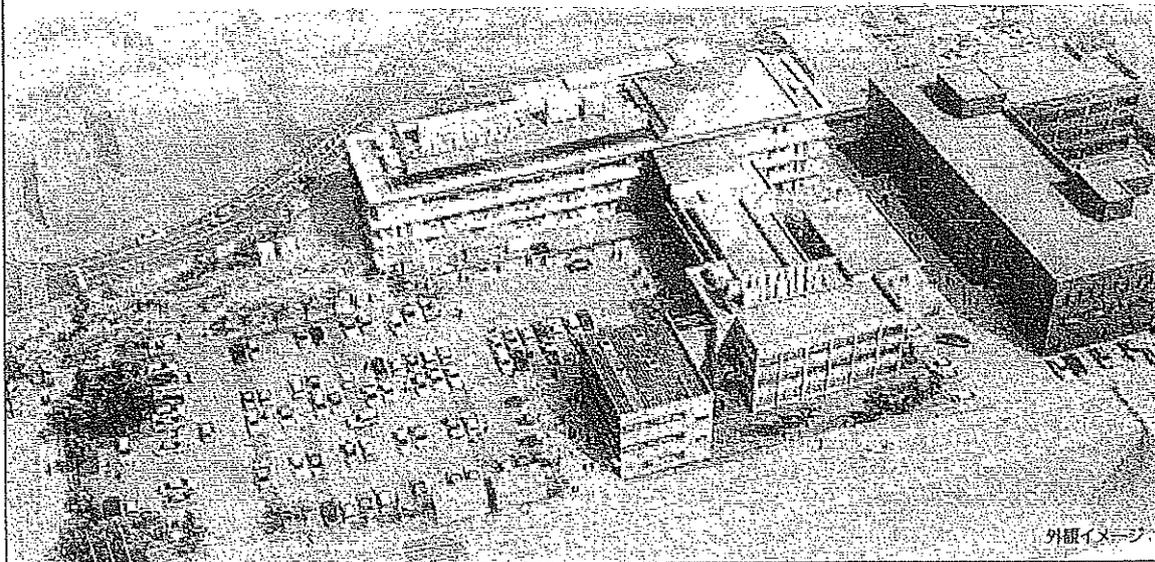
新庁舎の実施設計が3月に完成しました。今後は、この実施設計に基づいた内容で4年度中に工事に着手する予定です。

市ホームページで実施設計の設計説明書とリーフレット、YouTube市公式チャンネルで実施設計イメージ動画を公表しているほか、市役所玄関に新庁舎展示コーナーを設けていますので、市役所へ来庁された際にはお立ち寄りください。

また、秋ごろに新庁舎についての意見交換会などの開催も予定しています。



市ホームページ



外観イメージ



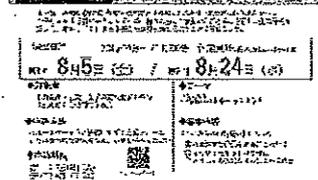
現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [主な施策・計画・取り組み](#) [構想・計画](#) [四街道市総合計画](#)

【参加者募集】市長とよびと〜聞かせてくださいあなたの想い〜を開催します

【参加者募集】市長とよびと〜聞かせてくださいあなたの想い〜を開催します

更新：2022年6月7日

市では、令和6年度を初年度とする新たな総合計画の策定に取り組んでいます。
この計画をより良いものにするため、市民参加の1つとして、市長との意見交換会「市長とよびと〜聞かせてくださいあなたの想い〜」を開催します。
様々な方にご参加頂けるよう新しい生活様式を踏まえ、オンラインにて行います。
この機会に「よ」つかいどうのはっ「び」ーな未来に向けて、市長と意見交換をしてみませんか。



[参加者募集チラシ \(PDF: 309KB\)](#)

[四街道市総合計画](#)

【参加者募集】市長とよびと〜聞かせてくださいあなたの想い〜を開催します

[四街道市総合計画基本構想について](#)

[前期基本計画](#)

[後期基本計画](#)

[四街道市市民意識調査](#)

情報が
見つからないときは

開催日時

(第1回) 令和4年8月5日(金曜) 午後8時〜午後9時30分
(第2回) 令和4年8月24日(水曜) 午後8時〜午後9時30分
(脚注) 応募人数等により、終了時間が変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

開催形式

オンラインミーティングツール「Zoom」を活用したオンライン形式での開催となります。

募集人数

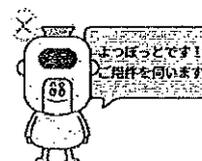
各回15名
(脚注) 応募多数の場合は、抽選となります。

応募資格

市内在住、在勤、在学の高校生以上の方で、オンラインミーティングツール「Zoom」を使用できる方
(脚注) 政治的または宗教的な活動、営利を目的とする方は除きます。

申込期間

(第1回) 令和4年6月15日(水曜) から令和4年7月19日(火曜) まで
(第2回) 令和4年6月15日(水曜) から令和4年8月5日(金曜) まで



テーマ

わたしたち

「四街道市の未来を考えよう！」

意見募集内容

以下の内容について、事前に意見を募集します。

(脚注) 開催当日、以下の「1.〇〇なまちにしたい！」及び「2.そう思ったきっかけや理由」について、参加者の方より発表していただく予定です。

- 1.どのようなまちにしたいですか(〇〇なまちにしたい！) (50文字以内)
- 2.そう思ったきっかけや理由 (200文字以内)
- 3.どうしたら四街道市が〇〇なまちになれると思いますか (400文字以内)

記入例

- 1.つながりのあるまちにしたい！
2. 私は3年前に就職を機に四街道市へ転入しました。歩道が広いところや、都会過ぎず緑が多いところ、まちが新しすぎないところが気に入っています。ただ、昔から四街道市に住んでいるわけではないので、震災等が起きたときに頼れる近所の知り合いがいないことが気になっています。そのため、転入者にとっても「つながりのあるまち」になればいいなと思いました。
3. 地区別の避難訓練やその後の交流会の実施

申込方法及び意見提出方法

以下の応募フォームに必要事項を記入し、送信してください。

申し込み受付後、1週間以内に申し込み受付メールを送信します。1週間以上経ってもメールが届かない場合は、お手数ですが、下記お問い合わせ先までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

(注釈) パソコンからのメール受信を拒否されている場合には届きませんので、ご注意ください。

(「@city.yotsukaido.chiba.jp」からのメールを受信できるようにしてください。)
また、応募多数の場合は抽選とし、7月中旬頃までに参加案内通知メール送信します。

応募フォーム

参加にあたっての注意事項

- ・意見交換会当日までにオンラインミーティングツール「Zoom」をご使用いただく端末にインストールしてください。
- ・パソコン、スマートフォン、タブレット端末のいずれかを利用でき、インターネット環境が整っていることが必要になります。インターネット環境についてのお問い合わせ等については、対応いたしかねます。
- ・Wi-Fi環境での使用を推奨いたします。Wi-Fi環境が使用できない場合、別途通信料が発生しますが、通信料は自己負担となります。
- ・意見交換会開催後、その要旨をホームページ等により公開する予定ですので、あらかじめご了承ください。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

経営企画部政策推進課

電話：043-421-6161

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

[市役所への行き方](#)

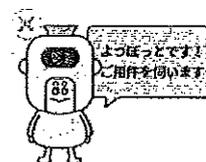
[市へのお問い合わせ \(総務課内\)](#)

開庁時間：8時30分～17時15分(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)



〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地
電話：043-421-2111(代表)
法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.





総合計画策定に係る
オンラインによる意見交換会

よぴとーん

「よ」っかじどうのはっぴのこらえ

四街道市の未来をの

一問かせてくれたらいいのね！

市では、令和6（2024）年度を初年度とする新たな総合計画の策定に取り組んでいます。この計画をより良いものにするため、様々な方にご参加いただけるよう新しい生活様式を踏まえ、オンラインによる市長との意見交換会を次のとおり開催します。

開催日時 20時00分～21時30分 各定員15名※応募多数の場合は抽選

第1回 8月5日（金） / 第2回 8月24日（水）

◆対象者

- ・市内在住・在勤・在学の高校生以上の方
- ・「ZOOM」を使用できる方

◆申込方法

市ホームページをご確認いただき、応募フォームより必要事項を記入のうえ、お申し込みください

◆申込期限

- 〈第1回〉7月19日（火）
- 〈第2回〉8月5日（金）



市ホームページ

◆テーマ

わたしたち
四街道市の未来を考えよう！

◆募集内容

- 「これからの四街道市」について
- ① 四街道市を〇〇なまちにしたい！
 - ② そう思ったきっかけや理由
 - ③ どうしたら〇〇なまちになれるのか

問い合わせ： 四街道市役所 政策推進課 電話 043-421-6161

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [主な施策・計画・取り組み](#) > [展望・計画](#) > [四街道市総合計画](#) > [新たな四街道市総合計画について](#)
「市長とよびとく～聞かせてくださいあなたの想い～」を開催しました

「市長とよびとく～聞かせてくださいあなたの想い～」を開催しました

更新：2022年10月1日

市では、令和6年度を開始年度とする新たな総合計画の策定に取り組んでいます。この計画をより良いものにするため、市民の皆様が常日頃から感じている市へのご意見や想いを伺うことを目的として、「市長とよびとく～聞かせてくださいあなたの想い～」を開催しました。皆様からいただきましたご意見やご提案は、新たな総合計画を策定するにあたり、参考とさせていただきます。

開催概要

開催日時

令和4年8月24日（水曜）20時00分～21時30分

開催形式

オンラインミーティングツール「Zoom」により開催

参加人数

5名

テーマ

「四街道市（わたしたち）の未来を考えよう！」

開催結果

📄 「市長とよびとく～聞かせてくださいあなたの想い～」意見要旨（PDF：244KB）

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

 [Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

経営企画部政策推進課

電話：043-421-6161

[この担当課にメールを送る](#)

新たな四街道市総合計画について

- ▶ [【終了しました】市長とよびとく～聞かせてくださいあなたの想い～を開催します](#)
- ▶ [新たな四街道市総合計画策定に向けたオンラインアンケートについて](#)
- ▶ [【参加者募集中】よびくる会議～これからの四街道市をみんなでつくる市民会議～を開催します](#)
- ▶ [新たな四街道市総合計画策定方針](#)

 [情報がみつからないときは](#)

▲ [ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（相談窓口）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

「市長とよびと〜聞かせてください あなたの思い〜」意見要旨

市では、令和6年度を開始年度とする新たな総合計画の策定を進めています。
この計画をより良いものにするため、将来の理想のまちの姿やその実現に向けた取組等について、市長との意見交換会をオンライン（Zoom）にて開催しました。

1 開催概要

開催日時：令和4年8月24日（水曜）20時00分～21時30分

開催形式：オンラインミーティングツール「Zoom」により開催

参加人数：5名

わたしたち

テーマ：四街道市の未来を考えよう！

2 意見交換会における主な意見

子育ての分野

【子どもたちの気持ちや声にきちんと耳を傾ける子どもが真ん中のまちにしたい！】
子どもたちに大人が寄り添っていけるまち、これからの時代を担う若者に力を注いでいけるまちになって欲しいと考えています。

教育の分野

【世界とつながる子供たちを育てられる街にしたい！】
自分たちの日頃の環境を超えた社会、そういった世界とつながることができるまちになって欲しいと考えています。
【生涯教育という概念を市政に導入するまちにしたい！】
千葉県全体に感じたことですが、教育が他と比較して弱いという印象です。特に、IB教育を導入している学校が見当たらなかったことがきっかけです。

文化の分野

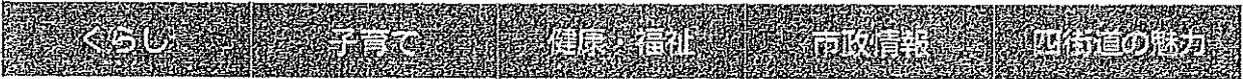
【芸能と文化の香り豊かなまちにしたい！】
四街道市は身近に、文学作品や芸術作品などに触れる機会、発表の場所が限られていると感じています。
第2庁舎全体を使って市民の作品を発表する場所にしたりするなど、子どもも大人も安らぐ場所として、文化・芸術に関する施設があるといいと思います。

住環境の分野

【歩きやすいまちにしたい！】
県内でも有数の障害者施設や福祉施設の多い市で、盲学校など、県唯一の視覚障害者施設がありますが、舗装状態が悪い箇所があります。
全てを一気に行うことは難しいと思いますが、まずは、点字ブロックを当事者がわかるように再整備することや陥没している道路を修繕、違法駐車に対しては、近くに貼紙や音声案内装置を設置して、注意を促す等からはじめてみてはいかがでしょうか。

その他、多くのご意見・ご提案をいただきました。

今回いただいたご意見・ご提案は、新たな総合計画を策定するにあたり、参考とさせていただきます。



現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [主な施策・計画・取り組み](#) [掲載・計画](#) [四街道市総合計画](#) [新たな四街道市総合計画について](#)
新たな四街道市総合計画策定に向けたオンラインアンケートを実施します

新たな四街道市総合計画策定に向けたオンラインアンケートを実施します

更新：2022年8月1日

市では、令和6年度を初年度とする新たな総合計画の策定に取り組んでいます。この計画の策定に当たり、本市にお住まいの若者・子育て世帯の方の現状や意識を把握するためにオンラインアンケートを実施します。本アンケート調査の対象者の方には、8月3日（水曜）に調査依頼書を発送いたしますのでご協力くださいますようお願いいたします。

調査概要

対象者

若者向けアンケート

市内在住の15歳～29歳の方から無作為抽出した1,500人

子育て世帯向けアンケート

市内在住の18歳～49歳の方でお子様がいらっしゃる方から無作為抽出した1,500人

実施方法

アンケート調査対象者に対し調査依頼書を郵送
回答はインターネットで収集
（注釈）アンケートサイトのURLは依頼書に記載しております

実施期間

令和4年8月3日（水曜）～令和4年8月24日（水曜）

お問い合わせ

経営企画部政策推進課
電話：043-421-6161

[この担当課にメールを送る](#)

新たな四街道市総合計画について

新たな四街道市総合計画策定に向けたオンラインアンケートを実施します

[【参加者募集】よびくる会議～これからの四街道市をみんなでつくる市民会議～を開催します](#)

[【参加者募集】市長とよびとなく～聞かせてくださいあなたの思い～を開催します](#)

[新たな四街道市総合計画策定方針](#)

 [情報がみつからないときは](#)

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [主な施策・計画・取り組み](#) [掲載・計画](#) [四街道市総合計画](#) [新たな四街道市総合計画について](#)

[若者・子育て世帯向けオンラインアンケートについて](#)

若者・子育て世帯向けオンラインアンケートについて

更新：2023年4月26日

市では、令和6年度を開始年度とする新たな総合計画の策定に取り組んでいます。この計画の策定に当たり、本市にお住まいの若者・子育て世帯の方の現状や意識を把握するためにオンラインアンケートを実施いたしました。調査結果につきましては、新たな総合計画の策定にあたり参考とさせていただきます。調査にご協力いただき、感謝申し上げます。

調査概要

対象者

若者向けアンケート

市内在住の15歳～29歳の方から無作為抽出した1,500人

子育て世帯向けアンケート

市内在住の18歳～49歳の方でお子様がいらっしゃる方から無作為抽出した1,500人

実施方法

アンケート調査対象者に対し調査依頼書を郵送
回答はインターネットで収集

実施期間

令和4年8月3日（水曜）～令和4年8月24日（水曜）

調査結果

[四街道市若者向けオンラインアンケート結果報告書（PDF：3,251KB）](#)

[四街道市子育て世帯向けオンラインアンケート結果報告書（PDF：3,473KB）](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

経営企画部政策推進課

電話：043-421-6161

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

新たな四街道市総合計画について

[（審議会等手続）四街道市総合計画（基本構想・第1期基本計画）策定に係る四街道市総合計画審議会（結果公表）](#)

[（意見提出手続）四街道市総合計画策定に係る意見提出手続（結果公表）](#)

[（意見交換会手続）新たな総合計画策定に係る意見交換会手続きについて（結果公表）](#)

[【終了しました】よびフォト大募集！](#)

[【開催結果】U-18よびディア選手権！～Make our Future of Yotsukaido～を開催しました](#)

[【終了しました】新たな総合計画策定に係るタウンミーティングを開催します](#)

[よびくる会議～これからの四街道市をみんなで作る市民会議～を開催しました](#)

[【終了しました】U-18よびディア選手権！～Make our Future of Yotsukaido～を開催しました](#)

[【市長とよびとーく～聞かせてくださいあなたの想い～】を開催しました](#)

[【終了しました】市長とよびとーく～聞かせてくださいあなたの想い～を開催します](#)

[若者・子育て世帯向けオンラインアンケートについて](#)

[【終了しました】よびくる会議～これからの四街道市をみんなで作る市民会議～を開催します](#)

[新たな四街道市総合計画策定方針](#)

情報が
見つからないときは

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（総務課内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

実施状況シート4【市民会議手続】

【担当課・係名】 経営企画部政策推進課 企画係

行政活動の名称		「四街道市総合計画」の策定	
市民会議の名称		よびくる会議～これからの四街道市をみんな でつくる市民会議～	構成員数 25 人
募集	募集期間	4年8月1日 ～ 4年9月30日	
	募集方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報 4年8月1日 <input checked="" type="checkbox"/> HP 4年7月21日 <input type="checkbox"/> 回覧 年月日 <input checked="" type="checkbox"/> その他(チラシ、ポスター)	
	市民会議に求めた成果物		
実施	開催期日 ()内に出席者数	4年11月6日(日) (6)	年月日() ()
		4年11月13日(日) (5)	年月日() ()
		4年11月19日(日) (9)	年月日() ()
		4年11月26日(日) (5)	年月日() ()
市民会議への市職員、有識者等の関与 (条例第12条第3項の規定による対応)			
意見提出された日		4年11月6日、13日、19日、26日	
結果	意見の取り扱い	①基本構想策定の際の参考資料 「めざすまちの姿」「四街道市の未来」については、基本構想策定の際の参考資料として活用 ②基本計画策定の際の参考資料 「魅力・課題から考える必要な取組」については、基本計画策定の際の参考資料として活用	
	公表日(公告日)・公告番号	5年3月7日 公告第51号	
	公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日 <input checked="" type="checkbox"/> HP 5年3月2日 <input type="checkbox"/> 回覧 年月日 <input type="checkbox"/> その他()	

市民参加推進本部コメント		【Check欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント

みんなでつくろう！ これからの四街道市

市では、新たな総合計画の策定に取り組んでいます。

この計画をより良いものにするため、市民の皆さんが委員となって、「よ」つかい
 どののは「ぴ」一な未来をつ「くる」市民会議を開催します。市民の皆さんの、
 魅力的なまちづくりのためのアイデアや、常日頃から感じている四街道への思いな
 どを生かしてみませんか。

①～④までのうち、いずれか1回のみ参加可能です

とき	内容	募集人数
① 11月 6日(日)	次代へつなぐ私たちのまち (めざすまちの姿)	20人
② 13日(日)	すべての人に寄り添うやさしいまち (高齢者、健康、福祉、障がい)	20人
③ 19日(土)	未来に向けて笑顔をつなぐ選ばれるまち (若者、移住定住、結婚、出産、子育て、教育)	20人
④ 26日(土)	みんなの命と暮らしを守る安心できるまち (防災、安全安心、環境保全、道路交通)	20人

とき 13時～17時

ところ 文化センター

応募資格 市内在住・在勤・在学の高校生以上の人

応募用紙を8月1日(月)～31日(水)に政策推進課へ郵送

または応募フォームより申し込み 応募フォームはこちら▶



申し込み

※応募用紙は政策推進課窓口で配布するほか、市ホームページからも入手できます

※詳しくは、市ホームページをご覧ください

※応募多数の場合は抽選にて参加者を決定します

☎ 政策推進課 ☎421-6161

これからの四街道市を
 みんなでつくる市民会議
 よびくる会議を開催します

参加者募集



topic

サバイバルクッキング 男女共同参画フォーラム事業×防災

参加者募集!

災害時などの限られた環境下で衛生的においしい料理を作る知識を学ぶとともに、誰もが
 ができることできる簡単なレシピを学ぶこと
 で家庭参画意識の向上を図るため、料理教室
 を開催します。自分のできるところから、少
 ずつ始めてみませんか。

とき 9月3日(土) 10時～12時30分

ところ わろうべの里2階
 食のスタジオ

対象……市内在住・在勤・在学の人

定員……6家族(1家族3人まで) ※1人参加も歓迎

参加費……1人：500円、2人：700円、3人：900円

※当日徴収

持ち物……エプロン、三角巾(またはバンダナなど)、タ
 オール、筆記用具、飲み物

申し込み…8月19日(金)17時までにFAX、メールまたは電
 話で政策推進課(応募多数の場合は抽選)

※詳細は、市ホームページをご覧ください

☎ 政策推進課 ☎421-6161



現在のページ: [トップページ](#) [市政情報](#) [主な施策・計画・取り組み](#) [福祉・計画](#) [四街道市総合計画](#) [新たな四街道市総合計画について](#)

【参加者募集】よびくる会議～これからの四街道市をみんなでつくる市民会議～を開催します

【参加者募集】よびくる会議～これからの四街道市をみんなでつくる市民会議～を開催します

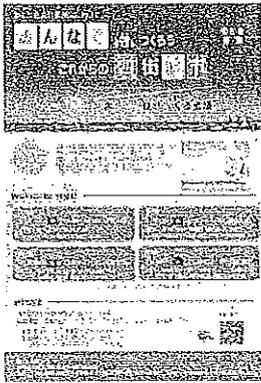
新たな四街道市総合計画について

更新：2022年7月21日

市では、新たな総合計画の策定に取り組んでいます。この計画をより良いものにするため、市民の皆さんが委員となって「よ」つかいどうのはつ「び」ーな未来をつ「くる」市民会議を開催します。市民の皆さんの、魅力的なまちづくりのためのアイデアや、常日頃から感じている四街道への思いなどを活かしてみませんか。

【参加者募集】市長とよびとなく～聞かせてくださいあなたの思い～を開催します

新たな四街道市総合計画策定方針



[よびくる会議参加者募集チラシ \(PDF: 688KB\)](#)

情報が
見つからないときは

市民会議とは

参加者が班ごとに分かれて話し合いを行い、議論した結果をとりまとめ「市への提言」として発表し合います。

テーマ

みんなでつろう！これからの四街道市

検討分野

- 〈第1回〉次代へつなぐ私たちのまち（めざまちの姿）
- 〈第2回〉すべての人に寄り添うやさしいまち（高齢者・健康・福祉・障がい）
- 〈第3回〉未来に向けて笑顔をつなぐ選ばれるまち（若者・移住定住・結婚・出産・子育て・教育）
- 〈第4回〉みんなの命と暮らしを守る安心できるまち（防災・安全安心・環境保全・道路交通）

開催日時

- 〈第1回〉令和4年11月6日（日曜）午後1時～午後5時
 - 〈第2回〉令和4年11月13日（日曜）午後1時～午後5時
 - 〈第3回〉令和4年11月19日（土曜）午後1時～午後5時
 - 〈第4回〉令和4年11月26日（土曜）午後1時～午後5時
- （脚注）お一人様につき、第1回～第4回までのいずれか1回のみご参加可能です。

開催場所

四街道市文化センター



応募資格

市内在住、在勤、在学の高校生以上の方
(脚注) 市議会議員または市職員でない方

募集人数

各回20名
(脚注) 応募多数の場合は、抽選となります。

募集期間

令和4年8月1日(月曜)～令和4年8月31日(水曜)

応募方法

次のいずれかの方法で申請してください
(脚注1) 応募は1名につき1回限りです。
(脚注2) 会議への参加は無報酬とさせていただきます。

(1) 郵送により申請する場合

市ホームページからダウンロード(下部参照)または市役所政策推進課窓口で配布している応募用紙に必要事項を記入の上、以下の送付先に郵送してください。

【送付先】

〒284-8555

四街道市鹿渡無番地 四街道市役所政策推進課 企画係「よびくる会議」担当

(脚注) 令和4年8月31日(水曜)必着

[よびくる会議応募用紙\(ワード:47KB\)](#)

(2) 応募フォームより申請する場合

以下の応募フォームに必要事項を記入し、送信してください。

申し込み受付後、1週間以内に申し込み受付メールを送信します。1週間以上経ってもメールが届かない場合は、お手数ですが、下記お問い合わせ先までご連絡いただけますようお願い申し上げます。

(脚注) パソコンからのメール受信を拒否されている場合には届きませんので、ご注意ください。

(「@city.yotsukaido.chiba.jp」からのメールを受信できるようにしてください。)

[応募フォーム](#)

参加にあたっての注意事項

会議参加者については、新たな総合計画策定に関する情報として、ホームページ等により氏名を公表させていただきます場合がございますので、あらかじめご了承ください。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

経営企画部政策推進課

電話：043-421-6161

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

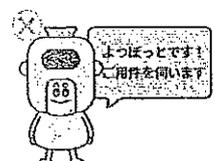
[四街道市役所](#) 市役所への行き方 市へのお問い合わせ (急ぎ業務内)

開庁時間 8時30分～17時15分(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)



〒284-8555 千葉県四街道市鹿波無番地
電話：043-421-2111(代表)
法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



新たな総合計画策定に向けて

みんなで



つくろう

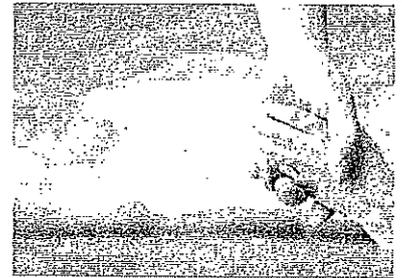
参加者募集

これからの四街道市

WORKSHOP よび くる会議



四街道市では、新たな総合計画の策定に取り組んでいます。この計画をより良いものにするため、「よ」つつかいどうのはっ「び」な未来をつ「くる」市民会議を開催します。魅力的なまちづくりのためのアイデアや、常日頃から感じている四街道への想いなどを活かしてみませんか。



WORKSHOP開催日

第1回
11月6日 日 13:00～17:00 定員20名
分野：次世代つなぐ私たちのまち
めざすまちの姿

第3回
11月19日 土 13:00～17:00 定員20名
分野：未来に向けて未来をつなぐ屋敷内ふるま
い 子育て支援 結婚 出産 子育て教育分野

第2回
11月13日 日 13:00～17:00 定員20名
分野：あふでんの火に寄り添った暮らし
高齢者 健康 福祉 障がい分野

第4回
11月26日 土 13:00～17:00 定員20名
分野：あふでんの命を守る安心できるまち
防災安全安心まちづくり 道路交通分野

お一人様につき、いずれか1回のみ参加可能

参加方法

募集締切：令和4年8月31日（水）必着

応募方法：市ホームページをご確認いただき、以下のいずれかの方法でお申し込みください。

- 1 応募フォームに必要事項を記入のうえ申し込み
 - 2 応募用紙に必要事項を記入のうえ郵送
- ※応募多数の場合には、抽選とさせていただきます。



市ホームページ



問い合わせ

四街道市役所 経営企画部 政策推進課

住所 〒234-8501 千葉県四街道市鹿野町

電話 043-421-6000 直通

E-mail: ysc@city.yokkaido.chiba.jp

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民会議手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第4号の市民会議手続を行ったので、条例第12条第4項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和5年3月7日

四街道市長 鈴木 陽介



1 市民会議手続の対象等

(1) 市民会議の名称

よびくる会議～これからの四街道市をみんなで作る市民会議～

(2) 計画等に関する市の考え方及び計画等に関する資料の名称

四街道市総合計画 よびくる会議報告書

(3) 計画等に関する市の考え方及び計画等に関する資料の概要

別紙1のとおり

2 提言の概要及び提言に対する市の考え方

別紙1及び別紙2のとおり

3 その他

上記2の提言及び提言に対する市の考え方は、
経営企画部政策推進課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

経営企画部政策推進課 (Tel. 043-421-6161)

よびくる会議～これからの四街道市をみんなでつくる市民会議～を開催しました

更新：2023年3月2日

新たな四街道市総合計画策定に係る市民会議「よびくる会議～これからの四街道市をみんなでつくる市民会議～」についての結果公表

令和4年11月6日（日曜）から令和4年11月26日（土曜）までの期間で市民会議を開催したところ、その結果は、次のとおりとなりました。

新たな四街道市総合計画策定に係る市民会議「よびくる会議～これからの四街道市をみんなでつくる市民会議～」を開催（市民会議は終了しました）

市民会議の目的

計画をより良いものにするため、策定段階から市民の皆様にご参加いただき、市民の皆様の視点から魅力あるまちづくりのためのアイデアや常日頃から感じている四街道への想いを計画の参考にさせていただくことを目的としています。

市民会議での検討の体制

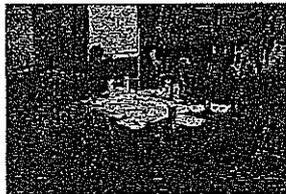
市内在住・在勤・在学の方、25名で構成されており、「みんなでつくりよう！これからの四街道市」をテーマに、以下の4つの分野に分けて取り組みました。

〈第1回〉次代へつなぐ私たちのまち（めざすまちの姿）【参加者6名】

〈第2回〉すべての人に寄り添うやさしいまち（高齢者・健康・福祉・障がい）【参加者5名】

〈第3回〉未来に向けて笑顔をつなぐ選ばれるまち（若者・移住定住・結婚・出産・子育て・教育）【参加者9名】

〈第4回〉みんなの命と暮らしを守る安心できるまち（防災・安全安心・環境保全・道路交通）【参加者5名】



提言のまとめ

[よびくる会議報告書 \(PDF: 1.810KB\)](#)

提言に対する市の考え方

[提言に対する市の考え方 \(PDF: 31KB\)](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

経営企画部政策推進課

電話：043-421-6161

[この担当課にメールを送る](#)

新たな四街道市総合計画について

▶ [【募集終了】U-18よびていア選手権！～Make our Future of Yotsukaido～開催中](#)

▶ [「市長とよびとく～聞かせてくださいあなたの願い～」を開催しました](#)

▶ [【終了しました】市長とよびとく～聞かせてくださいあなたの願い～を開催します](#)

▶ [新たな四街道市総合計画策定に向けたオンラインアンケートについて](#)

▶ [【募集終了】よびくる会議～これからの四街道市をみんなでつくる市民会議～を開催します](#)

▶ [新たな四街道市総合計画策定方針](#)

[情報が見つからないときは](#)

実施状況シート5【その他の方法】

【担当課・係名】 経営企画部政策推進課 企画係

行政活動の名称		「四街道市総合計画」の策定		
方法名		U-18よびディア選手権！～Make our Future of Yotsukaido～		
方法の概要		20年後の子どもたちに向けた/20年後の私たちにに向けたまちづくりアイデアについて市内在住、在学の18歳以下の方から募集		
周知	開始日	4年12月26日		
	周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報 5年1月1日 <input checked="" type="checkbox"/> HP 4年12月26日 <input type="checkbox"/> 回覧 年月日 <input type="checkbox"/> その他()		
実施	期間	4年12月26日～ 5年3月26日		(アイデア発表会) 90日間
	対象者	市内在住、在学の18歳以下の市民等	属性の傾向	
結果	意見の取り扱い	意見・提案は、新たな総合計画の策定にあたり、参考とした。		
	公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日 <input checked="" type="checkbox"/> HP 5年4月19日 <input type="checkbox"/> 回覧 年月日 <input type="checkbox"/> その他()		
	備考(特記事項)			

市民参加推進本部コメント		【Check欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

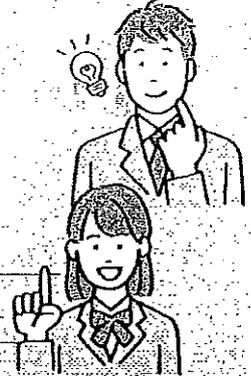
市民参加推進評価委員会コメント

Make
our Future
of
Yotsukaido

「U-18よびディア選手権！」開催中

新たな総合計画策定に向け、事業アイデアを募集しています

市では、6年度を初年度とする新たな総合計画の策定に取り組んでいます。
策定に当たり、広く事業アイデアを募集するため「U-18よびディア選手権！～Make our Future of Yotsukaido～」を開催しています。
特典もご用意していますので、18歳以下の皆さんからの「よ」つかいどうの未来をはっ「び」にするアイ「ディア」の提案をお待ちしています。



参加資格 市内在住・在学の18歳以下の人

募集テーマ [20年後の子どもたちに向けた / 20年後の私たちにに向けた まちづくりアイデア]
※分野は問いません

提案期限 2月17日(金)まで

アイデア発表会 3月26日(日) 文化センター

賞品 参加賞のほか、最優秀賞として特典をご用意しています



提案方法など
詳細は、
市ホームページを
ご覧ください

政策推進課 ☎421-6161

軽自動車ワンストップサービス (軽OSS)

行政機関などの窓口に出向かずに、いつでもパソコンからインターネットで、軽自動車に係る検査の申請、各種手数料や申告納付ができるサービスです。

1月から、「新車購入時の軽自動車保有関係手続き」が対象に追加されます。

- ※[車検証およびナンバー(車両番号標)]は、軽自動車検査協会の窓口での受け取りとなります
- ※二輪、原付、小型特殊は対象外
- ※スマートフォンやタブレットからの申請はできません

軽自動車税納付確認システム (軽JNKS)

1月から、軽自動車税(種別割)の車両ごとの納付情報を軽自動車検査協会がオンラインで確認できる「軽JNKS」が全国一斉に運用開始されます。

これにより、継続検査(車検)の際に納税証明書の提示が原則不要になります。

- ※納付をしてから納付情報が軽JNKSに登録されるまで相応の日数を要しますので、反映までの期間などに納税証明書が必要となる場合があります
- ※車検をお急ぎの場合は、お早めの納税、または納付書でのお支払いをお願いします
- ※二輪(総排気量250cc超)は連携対象外のため、車検の際は納税証明書の提示が必要です

【納税証明書の発送を終了します】

口座振替ご利用者、納期限内にスマートフォン決済(スマホ決済)アプリを利用して納付された人について、本システムの開始に伴い、5年度以降の納税証明書の発送はいたしません。(二輪(総排気量250cc超)は除く)

課税課 ☎421-6114 | 詳細は、地方税共同機構ホームページをご覧ください |

軽自動車関係
お知らせ
手続きの





現在のページ トップページ 市政情報 主な施策・計画・取り組み 構想・計画 四街道市総合計画 新たな四街道市総合計画について

【提案募集】U-18よびディア選手権！～Make our Future of Yotsukaido～開催中

【提案募集】U-18よびディア選手権！～Make our Future of Yotsukaido～開催中

更新：2022年12月26日

市では、令和6年度を開始年度とする新たな総合計画の策定に取り組んでいます。新たな総合計画の策定に当たり、市内在住または在学の18歳以下の方から広く事業アイデアを募集するため、「U-18よびディア選手権！」を開催しています。各種賞品をご用意していますので、みなさまからの「よ」つかいどうの未来をはっ「び」一にするアイ「ディア」の提案をお待ちしています！

★提案方法等についての詳細は、ページ下部に掲載している募集要項をご覧ください。



提案募集チラシ (PDF: 282KB)

募集テーマ

「20年後の子どもたちに向けた / 20年後の私たちにに向けた まちづくりアイデア」

参加資格

市内在住 または 在学の18歳以下の方（令和4年4月1日時点で18歳未満の方）
ただし、アイデア発表会実施日（令和5年3月26日（日曜））に四街道市文化センターでプレゼンテーション出来る方
（脚注）個人・グループどちらの応募も可能です。グループの場合、メンバー全員が18歳以下である必要があります。
（脚注）中学生以下の方が参加される場合は、「提案書」に保護者の連絡先を記載していただきます。

審査の流れ

- (1) 「提案書」を基に書面審査を実施します。3月上旬に書面審査結果をお送りします。
- (2) アイデア発表会にて最終審査を行います。結果は後日発表します。

「提案書」提出期限

令和5年2月17日（金曜）（注釈）厳守

アイデア発表会実施日

新たな四街道市総合計画について

【提案募集】U-18よびディア選手権！～Make our Future of Yotsukaido～開催中

「市長とよびとーく～聞かせてくださいあなたの想い～」を開催しました。

【終了しました】市長とよびとーく～聞かせてくださいあなたの想い～を開催します

新たな四街道市総合計画策定に向けたオンラインアンケートについて

【募集終了】よびくる会議～これからの四街道市をみんなでつくる市民会議～を開催します

新たな四街道市総合計画策定方針

このページを見た人はこんなページも見ています

土砂災害について

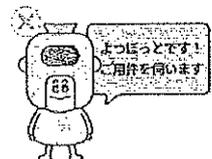
新型コロナウイルス感染症市長メッセージ（令和4年3月7日）

新型コロナウイルス感染症市長メッセージ（令和4年12月23日）

年末年始の医療体制について

映画「波紋」の撮影が四街道中央公園で行われました

情報が見つからないときは



令和5年3月26日（日曜）午前10時～
場所：四街道市文化センター

提案方法

「提案書」を以下（1）～（3）いずれかの方法で提出してください。

- （1）メール
- （2）郵送
- （3）持参

（脚注）「提案書」の内容等について、随時ご相談に応じますので、お気軽にご連絡ください

賞品

最優秀よびディア賞（最大1組）

- ・クオカード5千円分
- ・四街道市ふるさと産品（四街道市ふるさと寄附返礼品のうち、寄附額3万円の返礼品（9千円相当）の中からお1つ）
- ・四街道市シティセールスロゴマークグッズ

優秀よびディア賞（最大1組）

- ・クオカード3千円分
- ・四街道市ふるさと産品（四街道市ふるさと寄附返礼品のうち、寄附額1万円の返礼品（3千円相当）の中からお1つ）
- ・四街道市シティセールスロゴマークグッズ

よびディア賞（最大3組）

- ・四街道市ふるさと産品（四街道市ふるさと寄附返礼品のうち、寄附額1万円の返礼品（3千円相当）の中からお1つ）
- ・四街道市シティセールスロゴマークグッズ

参加賞

- ・四街道市シティセールスロゴマークグッズ

留意事項

・本選手権は、新たな四街道市総合計画の策定に当たり、基本計画等の参考とさせていただくために行うもので、提案されたアイデアが直接事業化されるとは限りません。

・アイデア発表会資料やアイデア発表会の模様は、公開（動画・静止画）する可能性があることをご了承ください。また、審査結果の公開に当たっては提案者のグループ名・学校名（通学していない場合は市内在住の旨）・氏名を公表する予定ですが、公表を希望しない場合はアイデア発表会当日にお申し出ください。

・その他、詳しくは実施要項をご覧ください。

実施要項・提案書

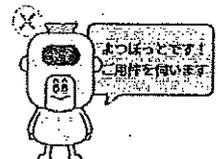
実施要項及び提案書は、以下のリンクからダウンロードしてください。

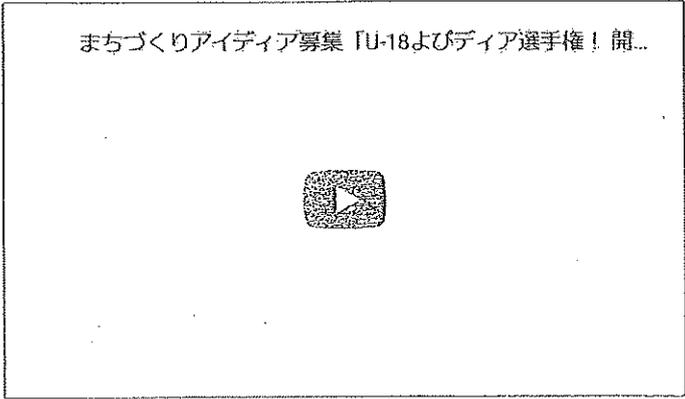
[U-18よびディア選手権！実施要項（PDF：285KB）](#)

[U-18よびディア選手権！提案書（ワード：42KB）](#)

[U-18よびディア選手権！提案書（PDF：129KB）](#)

YouTubeにてCM公開中





PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

経営企画部政策推進課
電話：043-421-6161

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 [四街道市役所](#) [市役所への行き方](#) [市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

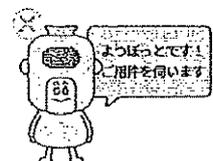
開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

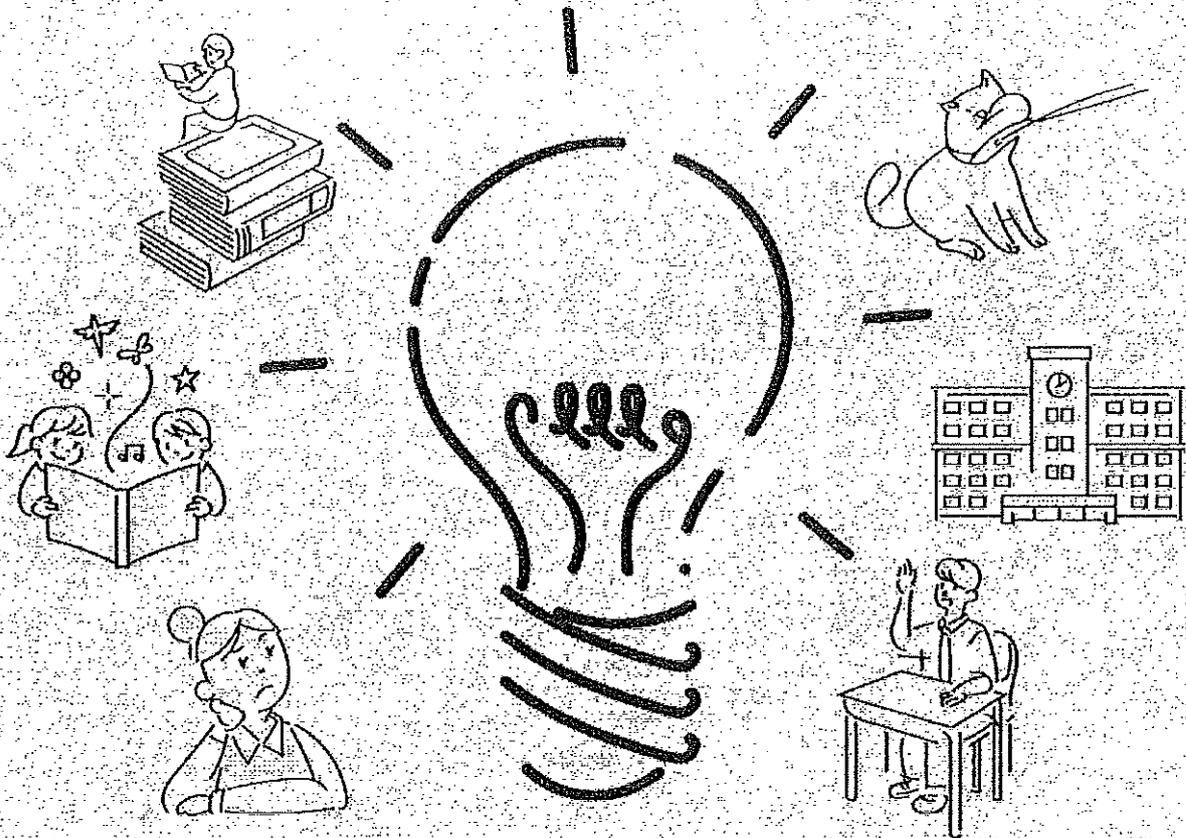
法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



U-18よびディア選手権！

よつがいどらの未来をはコピーにするアイデア募集中



参加資格

市内在住 または 在学の18歳以下の方

テーマ

「20年後の子どもたちに向けた /
20年後の私たちに向けた まちづくりアイデア」

提案締切

令和5年2月17日（金曜）

アイデア発表会

令和5年3月26日（日曜）午前10時～

賞品

最優秀よびディア賞として

クオカード5,000円分

市ふるさと産品(9,000円相当) ほか

※提案方法等、詳しくは市ホームページへ掲載
している「実施要項」をご覧ください

よびディア選手権！



お問い合わせ

四街道市役所経営企画部 政策推進課 よびディア選手権！担当

☎：043-421-6161（直通）

✉：yseisaku@city.yotsukaido.chiba.jp





現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [主な施策・計画・取り組み](#) [選挙・計画](#) [四街道市総合計画](#) [新たな四街道市総合計画について](#)
 【開催結果】U-18よびディア選手権！～Make our Future of Yotsukaido～を開催しました

【開催結果】U-18よびディア選手権！～Make our Future of Yotsukaido～を開催しました

更新：2023年4月19日

新たな四街道市総合計画の策定に向け、令和4年12月26日(月曜) から令和5年2月17日(金曜)にかけて18歳以下の市内在住・在学の方を対象に「よ」つかいどうの未来を「よび」にするアイデアの募集を行いました。

開催期間

書面審査

令和4年12月26日(月曜)～令和5年2月17日(金曜)

アイデア発表会

令和5年3月26日(日曜)

参加資格

市内在住または在学の18歳以下の方(令和4年4月1日時点で18歳未満の方)

募集テーマ

「20年後の子どもたちに向けた / 20年後の私たちに向けた まちづくりアイデア」

応募総数

120件

受賞者(敬称略)

最優秀よびディア賞(1組)

- (1) グループ名：2年C組10班(千葉敬愛高校)
 提案タイトル：四街道の自然と農作物を活かした「若者達でつくる屋外カフェ」

優秀よびディア賞(1組)

- (1) グループ名：杉田 りこ(千葉敬愛高校)
 提案タイトル：お花とイルミネーションで街を豊かに

よびディア賞(3組)

- (1) グループ名：2年G組7班(千葉敬愛高校)
 提案タイトル：交通事故を減らした住みやすい街づくりに向けた対策
 (2) グループ名：公園づくり隊(千葉敬愛高校)
 提案タイトル：四街道の自然を活かした公園を作ろう！
 (3) グループ名：2年1組7班(千葉敬愛高校)
 提案タイトル：グリーンスローモビリティを用いた高齢化社会及び地球温暖化への対策

新たな四街道市総合計画について

【選定会等手続】四街道市総合計画(基本構想・第1期基本計画)策定に係る四街道市総合計画選定会(結果公表)

【意見提出手続】四街道市総合計画策定に係る意見提出手続(結果公表)

【意見交換会手続】新たな総合計画策定に係る意見交換会手続について(結果公表)

【終了しました】よびフォト大募集!

【開催結果】U-18よびディア選手権！～Make our Future of Yotsukaido～を開催しました

【終了しました】新たな総合計画策定に係るタウンミーティングを開催します

よびくる会議～これからの四街道市をみんなで作る市民会議～を開催しました

【終了しました】U-18よびディア選手権！～Make our Future of Yotsukaido～を開催しました

「市長とよびとーく～聞かせてくださいあなたの思い～」を開催しました

【終了しました】市長とよびとーく～聞かせてくださいあなたの思い～を開催します

若者・子育て世帯向けオンラインアンケートについて

【終了しました】よびくる会議～これからの四街道市をみんなで作る市民会議～を開催します

新たな四街道市総合計画策定方針

情報が
見つからないときは





提案の取扱

新たな総合計画の施策の検討にあたり、受賞した提案についてはその考え方を採用するとともに、その他の提案についても参考として活用させていただきます。

お問い合わせ

経営企画部政策推進課
電話：043-421-6161

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

[四街道市役所](#) 市庁舎への行き方 市へのお問い合わせ（組織系内）

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



実施状況シート2【意見交換会手続】

【担当課・係名】 経営企画部政策推進課 企画係

行政活動の名称		「四街道市総合計画」の策定			
周知	議題等、資料の名称	四街道市総合計画基本構想骨子(案)等			
	公告日	5年4月18日	開催日から起算して 24 日前		
	その他の周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報 5年4月15日	<input checked="" type="checkbox"/> HP 5年4月12日	<input checked="" type="checkbox"/> 回覧 5年4月19日	
		<input checked="" type="checkbox"/> その他(チラシ、ポスター)			
実施	開催期日(期間)、回数	5年5月12日、14日、16日、21日、6回			
	開催日時設定の特徴	様々な年代の方が参加しやすいよう、平日の夜間及び休日に開催			
	参加者延べ数	69 人	属性の傾向		
結果	計画等の案、資料の名称	四街道市総合計画基本構想骨子(案)等			
	意見の取り扱い	意見等の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	82 件
		意見の全部又は一部を計画に反映した	0 件		
		意見の全部又は一部を個別計画に反映していく	78 件		
		意見を計画に反映しなかった	0 件		
		その他(感想、案件以外の意見等)	4 件		
	公表日(公告日)・公告番号	5年8月7日 公告第212号			
その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日	<input checked="" type="checkbox"/> HP 5年8月7日	<input type="checkbox"/> 回覧 年月日		
		<input type="checkbox"/> その他()			

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

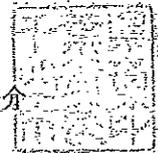
市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見交換会手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下、「条例」という。）第7条第2号の意見交換会手続を行うため、条例第10条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下、「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和5年4月18日

四街道市長 鈴木 陽介



1 意見交換会手続の対象等

(1) 議題の名称

四街道市総合計画基本構想骨子（案）等

(2) 議題及び議題に関する資料

別紙のとおり ※開催までに変更する可能性がある

2 意見交換会を開催する日時及び場所

	日 時	会 場
第1回	5月12日（金）20時00分～21時30分	オンライン
第2回	5月14日（日）10時00分～11時30分	わろうべの里
第3回	5月14日（日）14時00分～15時30分	わろうべの里
第4回	5月16日（火）10時00分～11時30分	オンライン
第5回	5月21日（日）10時00分～11時30分	文化センター
第6回	5月21日（日）14時00分～15時30分	文化センター

3 意見交換会に出席できるもの

市民等（条例第2条第2号）

※条例第2条第2号

市内に住所を有する者、市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、市内の事務所又は事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者、行政活動に利害関係を有するもの

4 意見交換会への出席の方法

会場で実施する場合は、各会場に直接来場し、条例第10条第4項及び規則第7条の規定により、規則第6条第1項第3号アからオまでに掲げる区分に応じ、それぞれに定める事項を明らかにすること。

オンラインで実施する場合は、事前申込とし、条例第10条第4項及び規則第7条の規定により、規則第6条第1項第3号アからオまでに掲げる区分に応じ、それぞれに定める事項を明らかにすること。

※規則第6条第1項第3号

ア 市内に住所を有する者 住所及び氏名

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体 個人の場合にあっては住所及び氏名並びに事務所又は事業所の名称及び所在地、法人その他の団体の場合にあっては事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名

ウ 市内の事務所又は事業所に勤務する者 氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地

エ 市内の学校に在学する者 氏名及び学校の名称及び所在地

オ 計画等の案に利害関係を有するもの（以下「利害関係者」という。） 個人の場合にあっては住所及び氏名並びに利害関係を有する事項、法人その他の団体の場合にあっては事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名並びに利害関係を有する事項

5 計画等の案及び当該案に関する資料の入手方法

会場で実施する場合は、各会場で配布する。オンラインで実施する場合は、実施2日前までにメールにより送付する。また、令和5年5月12日以降、経営企画部政策推進課の窓口で配布するとともに、四街道市ホームページ (<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>) に掲載する。

なお、窓口での配布は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

6 留意事項

- (1) 意見交換会は、公開で行う。
- (2) 会場での意見は、その概要を公表する。この場合、参加者の氏名（法人等にあっては、その名称）、その他属性に関する情報を併せて公表することがある。
- (3) 氏名、住所等は、今後、総合計画を策定する業務の範囲内において利用することがある。

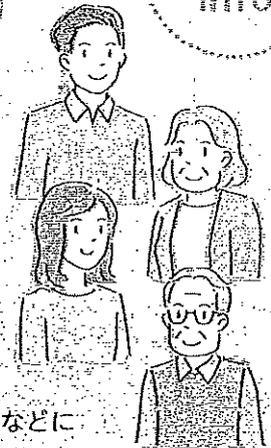
7 問合せ先

経営企画部政策推進課（TEL 043-421-6161）

新たな総合計画策定に係る タウンミーティングを開催します



市では、6年度を開始年度とする新たな総合計画の策定に取り組んでいます。この度、中長期的な将来ビジョンとして、本市のまちづくりの考え方を示す基本構想骨子(案)などについてご説明させていただくとともに、市民の皆さんから直接ご意見をいただくため、「新たな総合計画策定に係るタウンミーティング」を開催します。



日程	とき	ところ
第1回	5月12日(金) 20時~21時30分	オンライン (Zoom)
第2回	5月14日(日) 10時~11時30分	わろうべの里
第3回	5月14日(日) 14時~15時30分	わろうべの里
第4回	5月16日(火) 10時~11時30分	オンライン (Zoom)
第5回	5月21日(日) 10時~11時30分	文化センター
第6回	5月21日(日) 14時~15時30分	文化センター

政策推進課 ☎421-6161

内容
基本構想骨子(案)などについての説明、意見交換

参加方法
第1回・第4回(オンライン)は市ホームページの応募フォームより事前に申し込み

※上記以外は、直接会場にお越しください
※申込方法など詳しくは、市ホームページをご覧ください



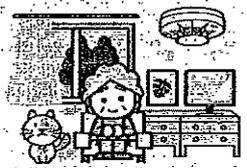
市ホームページ

住宅用火災警報器

煙または熱を感知して火災の発生をいち早く教えてくれる装置で、全ての住宅に設置が義務付けられています。寝室と、寝室が2階などの場合は階段にも設置が必要です(寝室が1階の場合は、1階の階段や廊下への設置義務はありません)



- 対象** 市内在住で75歳以上の一人暮らし、または75歳以上のみの世帯の方(市税を滞納していない)
- 申し込み** 5月8日(月)までに、申請書を予防課に持参または郵送
※申請書は同課窓口、千代田分署、旭分署、市ホームページで入手可
- 給付数** 1世帯当たり最大2個(先着順、200世帯まで。無償)



住宅用火災警報器の設置で安全な暮らし

取り付け支援について
6月1日(休)以降に電話で日程調整の上、消防職員が取り付けに伺いますので、立ち会いをお願いします(代理人可)
※取り付け無償。取り付ける住宅用火災警報器は、給付品以外のご用意いただいたものも可
※建物の構造により取り付けできない場合があります
※悪質な訪問販売にご注意ください。訪問する際は消防手帳を提示します

消防本部予防課 ☎422-2485

**住宅用火災警報器の給付と
取り付け支援を行います**

住宅火災による被害の軽減と住宅用火災警報器の普及促進を図るため、高齢者世帯に住宅用火災警報器の給付と取り付け支援を行います。



現在のページ トップページ 市政情報 主な施策・計画・取り組み 施設・計画 四街道市総合計画 新たな四街道市総合計画について
 新たな総合計画策定に係るタウンミーティングを開催します

新たな総合計画策定に係るタウンミーティングを開催します

更新：2023年4月12日

市では、令和6年度を開始年度とする新たな総合計画の策定に取り組んでいます。
 この計画の策定にあたり、市民の皆さんからご意見をいただくため、タウンミーティングを開催します。
 当日は、基本構想骨子（案）の説明を行った後、皆さんからのご意見等に市長が回答します。
 総合計画は、市のまちづくりの考え方を示す重要な計画です。
 ぜひ、皆さんのご意見をお聞かせください。



新たな総合計画策定に係るタウンミーティング参加者募集チラシ (PDF: 247KB)

内容

- 1.総合計画基本構想骨子（案）等についての説明
- 2.意見交換

開催日時

日時・会場

回数	日時	会場	事前申込
第1回	5月12日（金曜） 午後8時～午後9時30分	オンライン（Zoom）	必要
第2回	5月14日（日曜） 午前10時～午前11時30分	わろろべの里 多目的ホール	不要
第3回	5月14日（日曜） 午後2時～午後3時30分	わろろべの里 多目的ホール	不要
第4回	5月16日（火曜） 午前10時～午前11時30分	オンライン（Zoom）	必要
第5回	5月21日（日曜） 午前10時～午前11時30分	四街道市文化センター201・202号室	不要
第6回	5月21日（日曜） 午後2時～午後3時30分	四街道市文化センター201・202号室	不要

（脚注）第1・4回については、応募人数等により終了時間等が変更となる場合があります。あらかじめご了承ください。

- ・全6回実施します。全て同じ内容となりますので、お近くの会場またはご都合の良い回にお越しください。
- ・第2・3・5・6回（オンラインでの実施以外）については、事前申込は不要です。直接会場にお越しください。
- ・第1・4回（オンライン）については、事前申込が必要です。申込方法については、下記「オンライン（Zoom）（第1回または第4回）への参加方法」をご覧ください。

参加資格

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他団体

新たな四街道市総合計画について

新たな総合計画策定に係るタウンミーティングを開催します

よびくる会議～これからの四街道市をみんなでつくる市民会議～を開催しました

【募集終了】U-18よびくディエ選手権！～Make our Future of Yotsukaido～開催中

「市長とよびとく～聞かせてくださいあなたの思い～」を開催しました

【終了しました】市長とよびとく～聞かせてくださいあなたの思い～を開催します

新たな四街道市総合計画策定に向けたオンラインアンケートについて

【終了しました】よびくる会議～これからの四街道市をみんなでつくる市民会議～を開催します

新たな四街道市総合計画策定方針

情報が
見つからないときは

AIチャットボットです！
ご用件を伺います



- 市内の事務所又は事業所に勤務する方
 - 市内の学校に在学する方
 - 行政活動に利害関係を有する方
- (脚注) 市議会議員または市職員でない方

参加にあたっての注意事項

タウンミーティングの結果や開催の様子は、写真等により公開する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

オンライン (Zoom) (第1回または第4回) への参加方法

オンライン (Zoom) (第1回または第4回) へのご参加をご希望される場合は、事前に申し込みが必要となります。

申込期間

令和5年4月15日 (土曜) から令和5年5月2日 (火曜) まで

募集人数

各回15名程度
(脚注) 応募多数の場合は、抽選となります。

申込方法

以下の応募フォームに必要事項を記入し、送信してください。

申込受付後、1週間以内に申込受付メールを送信します。1週間以上経ってもメールが届かない場合は、お手数ですが、下記お問い合わせ先までご連絡いただけますようお願い申し上げます。

(脚注1) 申し込みは1名につき1回限りです。

(脚注2) パソコンからのメール受信を拒否されている場合には届きませんので、ご注意ください。

(「@city.yotsukaido.chiba.jp」からのメールを受信できるようにしてください。)

[応募フォーム](#)

オンライン (Zoom) でご参加される際の注意事項

・パソコン、スマートフォン、タブレット端末のいずれかを利用でき、インターネット環境が整っていることが必要となります。インターネット環境についてのお問い合わせ等については、対応いたしかねます。

・Wi-Fi環境での使用を推奨いたします。Wi-Fi環境が使用できない場合、別途通信料が発生する場合がありますが、通信料は自己負担となります。

Zoomの使い方

[Zoomの使い方【スマートフォン編】 \(PDF: 1,952KB\)](#)

[Zoomの使い方【パソコン編】 \(PDF: 2,489KB\)](#)

Zoom講座を実施します

Zoom会議への参加方法等について学べる初心者向けの講座を実施します。

[「Zoom会議の参加の仕方」講座については、こちらをご覧ください](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

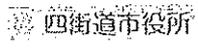
経営企画部政策推進課

電話: 043-421-6161

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)





四街道市役所

市役所への行き方

市へのお問い合わせ(組織図内)

開庁時間 8時30分～17時15分(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



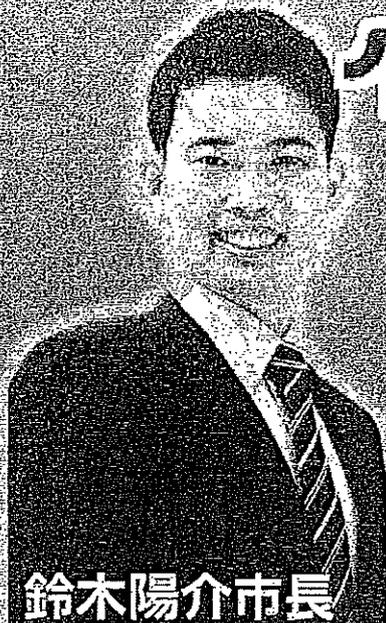
AIチャットボットです！
ご利用をお願いします



新たな総合計画策定に係る

ワークショップ

参加者募集



鈴木陽介市長

◆日時/場所

令和5年5月

- (1)12日(金) 20:00-21:30/オンライン (Zoom) ※事前申込
- (2)14日(日) 10:00-11:30/わろうべの里
- (3)14日(日) 14:00-15:30/わろうべの里
- (4)16日(火) 10:00-11:30/オンライン (Zoom) ※事前申込
- (5)21日(日) 10:00-11:30/文化センター
- (6)21日(日) 14:00-15:30/文化センター

※(2)(3)(5)(6)…申込不要ですので直接会場にお越しください。

※(1)(4)…事前申込必要

【申込期間：4月15日(土)～5月2日(火)】

◆内容

- (1)基本構想骨子(案)等についての説明
- (2)意見交換

詳細は市ホームページをご覧ください

四街道市



◆お問い合わせ

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
四街道市役所経営企画部政策推進課 ☎043-421-6161 (直通)



四街道市市民参加条例の規定に基づく意見交換会手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第2号の意見交換会手続を行ったので、条例第10条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和5年8月7日

四街道市長 鈴木 陽介



- 1 意見交換会手続の対象とした議題の名称
四街道市総合計画基本構想骨子（案）等
別紙1、別紙2及び別紙3のとおり

2 意見交換会の実施状況

	日 時	会 場	参加人数
第1回	5月12日（金）20時00分～21時30分	オンライン	5人
第2回	5月14日（日）10時00分～11時30分	わろうべの里	18人
第3回	5月14日（日）14時00分～15時30分	わろうべの里	15人
第4回	5月16日（火）10時00分～11時30分	オンライン	3人
第5回	5月21日（日）10時00分～11時30分	文化センター	11人
第6回	5月21日（日）14時00分～15時30分	文化センター	17人

- 3 聴取した意見の概要及び聴取した意見に対する市の考え方
別紙4のとおり

4 その他

上記3の聴取した意見の概要及び聴取した意見に対する市の考え方は、経営企画部政策推進課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

5 問合せ先

経営企画部政策推進課（TEL 043-421-6161）



現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [主な施策・計画・取り組み](#) [構想・計画](#) [四街道市総合計画](#) [新たな四街道市総合計画について](#)
(意見交換会手続) [新たな総合計画策定に係る意見交換会手続について](#) (結果公表)

(意見交換会手続) 新たな総合計画策定に係る意見交換会手続きについて (結果公表)

更新：2023年8月7日

新たな総合計画策定に係るタウンミーティング

令和5年5月12日(金曜)から5月21日(日曜)までの間、オンライン及び市内2会場で全6回四街道市総合計画基本構想骨子案に係る意見交換会手続として「新たな総合計画策定に係るタウンミーティング」を開催しました。

はじめに、鈴木陽介市長より四街道市総合計画基本構想骨子案等についての説明があり、その後、市長等と参加者との活発な意見交換が行われ、延べ69名の方にご参加いただきました。

内容

- 1.総合計画基本構想骨子案等についての説明
- 2.意見交換

新たな四街道市総合計画策定に係る意見交換会手続についての結果公表

四街道市総合計画基本構想骨子案等に係る意見交換会手続を実施したところ、その結果の概要は以下のとおりとなりました。

意見交換会の実施状況

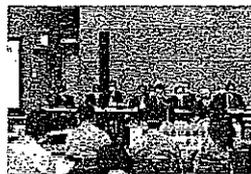
日時/会場/参加人数

回	日時	会場	参加人数	
第1回	令和5年5月12日(金曜)	20時00分から21時30分まで	オンライン	5人
第2回	令和5年5月14日(日曜)	10時00分から11時30分まで	わろうべの里	18人
第3回	令和5年5月14日(日曜)	14時00分から15時30分まで	わろうべの里	15人
第4回	令和5年5月16日(火曜)	10時00分から11時30分まで	オンライン	3人
第5回	令和5年5月21日(日曜)	10時00分から11時30分まで	文化センター	11人
第6回	令和5年5月21日(日曜)	14時00分から15時30分まで	文化センター	17人

オンライン及び市内2会場で全6回開催し、延べ69名の方にご参加いただきました。



オンライン



わろうべの里



文化センター

当日配布資料

- 【資料No.1】基本構想骨子案 (PDF: 944KB)
- 【資料No.2-1】課題マップ(1) (PDF: 417KB)
- 【資料No.2-2】課題マップ(2) (PDF: 220KB)

意見の概要と市の考え方

新たな四街道市総合計画について

よびフォト大募集!

【開催結果】U-18よびディア選手権! ~Make our Future of Yotsukaido~を開催しました

【終了しました】新たな総合計画策定に係るタウンミーティングを開催します

よびくる会議~これからの四街道市をみんなで作る市民会議~を開催しました

【終了しました】U-18よびディア選手権! ~Make our Future of Yotsukaido~を開催しました

【市長とよびとく~聞かせてくださいあなたの願い~】を開催しました

【終了しました】市長とよびとく~聞かせてくださいあなたの願い~を開催します

若者・子育て世帯向けオンラインアンケートについて

【終了しました】よびくる会議~これからの四街道市をみんなで作る市民会議~を開催します

新たな四街道市総合計画策定方針

情報が
見つからないときは

AIチャットボットです!
ご利用ください



四街道市総合計画基本構想骨子案等に対し、以下のとおり82件のご意見をいただきました。
いただいたご意見については、四街道市総合計画基本構想及び基本計画を策定するうえでの参考にさせていただきます。

[【新たな総合計画策定に係るタウンミーティング】意見の概要と市の考え方 \(PDF: 463KB\)](#)

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

経営企画部政策推進課
電話：043-421-6161

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 [四街道市役所](#) [市役所への行き方](#) [市へのお問い合わせ \(組織案内\)](#)

開庁時間 8時30分～17時15分 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)
〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地
電話：043-421-2111(代表)
法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 経営企画部政策推進課 企画係

行政活動の名称		「四街道市総合計画」の策定				
周知	計画等の案、資料の名称	四街道市総合計画(基本構想・第1期基本計画)(案)				
	公表日(公告日)・公告番号	6年1月16日 公告第11号				
	その他の周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報 6年1月15日	<input checked="" type="checkbox"/> HP 6年1月16日	<input checked="" type="checkbox"/> 回覧 6年1月17日	<input type="checkbox"/> その他(チラシ、ポスター)	
実施	意見提出期間	令和6年1月16日	～	令和6年2月15日	31日間	
	期間短縮した場合の理由					
	意見提出者数	3人 0団体	9件	属性の傾向	特になし	
結果	意見の取り扱い	意見の有無	<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	11件	
		意見を反映した				9件
		意見を反映しなかった				0件
		その他(感想、案件以外の意見等)				2件
	公表日(公告日)・公告番号	令和6年2月27日 公告第47号				
その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> HP 6年2月27日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日			
	<input type="checkbox"/> その他()					

市民参加推進本部コメント		【Check欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

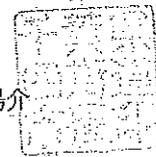
市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下、「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下、「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和6年1月16日

四街道市長 鈴木 陽介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市総合計画（基本構想・第1期基本計画）（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 計画等の案の入手方法

経営企画部政策推進課の窓口（市役所3階）、情報公開室（市役所2階）、四街道公民館、千代田公民館、南部総合福祉センターわろうべの里で配布するとともに、四街道市ホームページ（<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。なお、窓口での配布は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープにより意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

ア 市内に住所を有する者

住所及び氏名、連絡先

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人

- 住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
 - エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
 - オ 市内の学校に在学する者
氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先
 - カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人
住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先
 - キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

① 持参又は郵送する場合

〒284-8555 四街道市鹿渡無番地
経営企画部政策推進課あて

② FAXを利用する場合

FAX番号：043-424-8920
経営企画部政策推進課あて

③ 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：yseisaku@city.yotsukaido.chiba.jp
経営企画部政策推進課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、5MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

4 意見提出期間

令和6年1月16日（火）から2月15日（木）まで

※ 郵送の場合は、2月15日（木）までに必着。

持参の場合は、土、日曜日、及び祝日を除く8時30分～17時15分。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

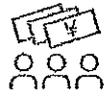
令和6年3月

6 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

経営企画部政策推進課 (TEL 043-421-6161)



**1月28日(日)に
「市税等納税相談窓口」を開設します**

市税など（国民健康保険税、介護保険料、保育料含む）に未納があり、平日に納税相談に来られない方のために、休日納税相談窓口を開設します。

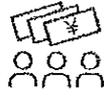
とき：1月28日(日)9時～13時

納税についての相談を日曜日に受け付けます



〔相談窓口・問い合わせ〕

- ・市・県民税、固定資産税、軽自動車税について
収税課 ☎421-6115
- ・国民健康保険税について
国保年金課 ☎421-6125
- ・介護保険料について
高齢者支援課 ☎388-8300
- ・保育料について
保育課 ☎421-2238



市税などの納付は便利な口座振替で

市税などを金融機関やコンビニエンスストアに向いて納めている方に、便利な口座振替を推奨しています。

市役所、または市内金融機関などに備え付けの申込書に必要事項を記入し、口座振替を希望する金融機関に提出してください(届出印が必要ですのでご注意ください)。

申込期限は、各納期限の2カ月前となります。また、一度手続きすれば翌年度から自動的に継続されますので、毎年の手続きは不要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。か収税課までお問い合わせください。

☎ 収税課 ☎421-6115
☎421-2252

意見募集

対象	募集期間	担当課
第4次 四街道市生涯学習推進計画(案)	1月16日(火) ～2月15日(木)	社会教育課 ☎424-8927 FAX424-8923 ✉yshakai@city.yotsukaido.chiba.jp
新たな四街道市総合計画(案)		政策推進課 ☎421-6161 FAX 424-8920 ✉yseisaku@city.yotsukaido.chiba.jp

【意見提出の対象者】
①市内在住・在勤・在学の方
②市内に事務所を有する個人、法人、その他の団体
③対象の行政活動に利害関係を有する方

【意見提出方法】
募集期間内に、意見書(様式は任意)に必要事項(住所・氏名・連絡先)を記入の上、担当課まで郵送、持参、FAXまたはメールで提出

【資料の閲覧方法】
担当課窓口(平日のみ)、市ホームページなどから閲覧可

※結果の公表については、市ホームページなどで行います
※ご不明な点は各担当課にお問い合わせください

教育委員会会議定例会

とき……1月26日(金)14時～
ところ…第二庁舎 第2会議室

《傍聴》定員…先着15人(予約不要)
※駐車場には限りがありますので、車での来場はご遠慮ください。都合により急きよ日程が変更になる場合がありますので、事前にお問い合わせください

☎ 教育総務課 ☎424-8924



**YouTube
市公式チャンネル**



イベントの様子やスポット紹介動画を公開中!



現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [主な施策・計画](#) [取り組み](#) [保健](#) [子育て](#) [生涯学習](#) [四街道市総合計画](#) [新たな四街道市総合計画について](#)
(意見提出手続) 「四街道市総合計画(案)」に対する意見の募集

(意見提出手続) 「四街道市総合計画(案)」に対する意見の募集

更新：2024年1月16日

四街道市総合計画策定に係る意見提出手続(パブリックコメント)の実施

四街道市総合計画は、中長期的な将来ビジョンとして、四街道市が目指すまちづくりの方向性を示す最上位の方針となります。
市では、平成26年度を初年度とする「四街道市総合計画」に基づき、「人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道」を将来都市像として掲げ、その実現を目指し、計画的な施策推進を図ってきたところです。
このような中、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や将来的に見込まれる人口の減少や人口構成の不均衡への対応並びに必要性の高まる災害対応や防災対策の再構築を図る必要性が生じたことから、それらをはじめとした社会状況の変化に的確に対応するため新たな四街道市総合計画の策定を進めてきました。
このたび、市民の皆さんから「四街道市総合計画(案)」に対するご意見を募集します。

計画等の案

四街道市総合計画(基本構想・第1期基本計画)(案)

資料の閲覧方法

窓口

- (1) 開催場所
・政策推進課(市役所3階)
・情報公開室(市役所2階)
・四街道公民館
・千代田公民館
・南部総合福祉センターわろうほの里

(2) 開催日時

令和6年1月16日(火曜)～令和6年2月15日(木曜)
午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く)

市ホームページ(以下よりダウンロード)

[四街道市総合計画\(基本構想\)\(案\)\(PDF:1.678KB\)](#)

[四街道市総合計画\(第1期基本計画\)\(案\)\(PDF:2.754KB\)](#)

参考

[\[参考資料\] 四街道市総合計画\(未来への一歩\)\(PDF:2.965KB\)](#)

意見募集期間

令和6年1月16日(火曜)から令和6年2月15日(木曜)
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く)

意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人(脚注1)
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- 市内に事務所等に勤務する人
- 市内の学校に在学する人
- 対象の行政活動に利害関係を有する人(脚注2)

(脚注1) 国籍、年齢等は問いません。
(脚注2) 市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先はご記入ください。
また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

[\(任意様式\) 意見提出手続意見用紙\(PDF:61KB\)](#)

新たな四街道市総合計画について

[\(審議会着手後\) 四街道市総合計画\(基本構想・第1期基本計画\)策定に係る四街道市総合計画審議会\(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 「四街道市総合計画\(案\)」に対する意見の募集](#)

[\(意見交換会手続\) 新たな総合計画策定に係る意見交換会手続について\(結果公表\)](#)

よびふた大会

[\[開催結果\] U-18よびふた大会手続!～Make our Future of Yotsukaido～を開催しました](#)

[\[終了しました\] 新たな総合計画策定に係るタウンミーティングを開催します](#)

[よびくる会議～これからの四街道市をみんなで作る市民会議～を開催しました](#)

[\[終了しました\] U-18よびふた大会手続!～Make our Future of Yotsukaido～を開催しました](#)

[「市長とよびとーく～聞かせてくださいあなたの思い～」を開催しました](#)

[\[終了しました\] 市長とよびとーく～聞かせてくださいあなたの思い～を開催します](#)

[若者・子育て世帯向けオンラインアンケートについて](#)

[\[終了しました\] よびくる会議～これからの四街道市をみんなで作る市民会議～を開催します](#)

[新たな四街道市総合計画策定方針](#)

情報が
見つからないときは



持参

市役所3階 経営企画部政策推進課窓口

郵送

〒284-8555
千葉県四街道市鹿渡無番地
四街道市経営企画部政策推進課企画係宛
令和6年2月15日(木曜)必着

FAX

043-424-8920
四街道市経営企画部政策推進課宛

メール

以下の必要事項を記入のうえ、ご提出ください。また、メールの件名は「(意見提出手続) 四街道市総合計画(基本構想・第1期基本計画)(案)に係る意見」としてください。

(1) 送付先

yseisaku (アットマーク) city.yotsukaido.chiba.jp
四街道市経営企画部政策推進課宛

(脚注1) (アットマーク) を@に置き換えて送信してください。

(脚注2) メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイルとして提出してください。

(脚注3) 添付ファイルのファイル形式は、マイクロソフトwordファイルとしてください。自己解凍式のファイルは不可とします。

(脚注4) メールの内容量は添付ファイルを含めて5MBまでとします。5MBを超える場合はファイルを分割して提出してください。

(2) メール記載事項

- ・氏名(ふりがな)
- ・住所
- ・年齢
- ・意見及びその理由

[メール記載例\(PDF:32KB\)](#)

電子申請

上記様式をダウンロードの上、必要事項を記入し、下記リンクの電子申請フォームより様式を添付して提出してください。

電子申請機能を利用して意見書を提出していただく関係上、入力項目に「申請」との記載がありますが、「意見書」として利用します。

また、備考欄には「なし」と記載してください。

[電子申請](#)

提出された意見の取り扱い

提出いただいたご意見は、内容ごとに整理した後、意見の概要とその意見に対する市の考え方を当ホームページにより公表します。

注意事項

提出されたご意見は、氏名や連絡先などを除き、公表予定です。

意見提出者への直接の回答を行いません。

賛否だけを記載したものや趣旨の不明瞭なもの等については、市の考え方を示さないことがありますので、あらかじめご了承ください。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

 [Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

経営企画部政策推進課

電話：043-421-6161

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 [四街道市役所](#) | [市役所への行き方](#) | [市へのお問い合わせ\(総機屋内\)](#)

開庁時間 8時30分～17時15分(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)



〒284-8555 千葉県旭市野田無番地
電話：043-421-2111(代表)
法人番号6000020122289

Copyright © Yatsukaido City. All rights reserved.



新たな四街道市総合計画について

ご意見を
募集します

2/15

まで

意見募集の対象

四街道市総合計画
(基本構想・第1期基本計画)(案)

意見募集期間

1月16日(火)から2月15日(木)まで

資料の閲覧方法

(1)閲覧期間

1月16日(火)から2月15日(木)
8時30分から17時15分まで
※土日祝日を除く

(2)閲覧場所

- ①市ホームページ
- ②窓口閲覧
(政策推進課または情報公開室
など)

意見提出方法

意見書(任意様式)に必要事項を
記入のうえ、①から④のいずれ
かの方法で提出

- ①持参
- ②郵送
- ③FAX
- ④メール

詳細は市ホームページを
ご覧ください



四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和6年2月27日

四街道市長 鈴木 陽介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市総合計画（基本構想・第1期基本計画）（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙1のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

別紙2のとおり

3 意見提出手続を経て修正した内容

別紙2に記載

4 その他

上記の別紙1、2は、経営企画部政策推進課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

5 問合せ先

経営企画部政策推進課：(TEL 043-421-6161)



(意見提出手続) 四街道市総合計画策定に係る意見提出手続 (結果公表)

更新日: 2024年2月27日

四街道市総合計画 (基本構想・第1期基本計画) 策定に係る意見募集についての結果公表

令和6年1月16日から2月15日まで四街道市総合計画 (基本構想・第1期基本計画) の策定に係る意見提出手続を実施したところ、その結果の概要は下記のとおりとなりました。

意見の提出状況

意見提出者数: 3人
意見提出件数: 9件

意見の概要及び意見に対する市の考え方

[意見の概要及び意見に対する市の考え方 \(PDF: 176KB\)](#)

四街道市総合計画策定に係る意見提出手続 (パブリックコメント) の実施

意見の募集は終了しました

四街道市総合計画は、中長期的な将来ビジョンとして、四街道市が目指すまちづくりの方向性を示す最上位の方針となります。

市では、平成26年度を初年度とする「四街道市総合計画」に基づき、「人 みどり 子育て 選ばれる安心快適都市 四街道」を将来都市像として掲げ、その実現を目指し、計画的な施策推進を図ってきたところです。

このような中、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や将来的に見込まれる人口の減少や人口構成の不均衡への対応並びに必要性の高まる災害対応や防災対策の再構築を図る必要が生じたことから、それらをはじめとした社会状況の変化に的確に対応するため新たな四街道市総合計画の策定を進めてきました。このたび、市民の皆さんから「四街道市総合計画 (案)」に対するご意見を募集します。

計画等の案

四街道市総合計画 (基本構想・第1期基本計画) (案)

資料の閲覧方法

窓口

(1) 閲覧場所

- ・政策推進課 (市役所3階)
- ・情報公開室 (市役所2階)
- ・四街道公民館
- ・千代田公民館
- ・南部総合福祉センターわろうべの里

(2) 閲覧日時

令和6年1月16日 (火曜) ~ 令和6年2月15日 (木曜)
午前8時30分~午後5時15分 (土日祝日を除く)

市ホームページ (以下よりダウンロード)

[四街道市総合計画 \(基本構想\) \(案\) \(PDF: 1,678KB\)](#)

[四街道市総合計画 \(第1期基本計画\) \(案\) \(PDF: 2,754KB\)](#)

参考

[【参考資料】四街道市総合計画 \(未来への一步\) \(PDF: 2,965KB\)](#)

意見募集期間

令和6年1月16日 (火曜) から令和6年2月15日 (木曜)
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで (土日祝日を除く)

意見提出ができる人

- 市内に住所を有する人 (脚注1)
- 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- 市内に事務所等に勤務する人
- 市内の学校に在学する人
- 対象の行政活動に利害関係を有する人 (脚注2)

(脚注1) 国籍、年齢等は問いません。

(脚注2) 市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先はご記入ください。
また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

[\(任意様式\) 意見提出手続意見用紙 \(PDF: 61KB\)](#)



持参

市役所3階 経営企画部政策推進課窓口

郵送

〒284-8555
千葉県四街道市鹿渡無番地
四街道市経営企画部政策推進課企画係宛
令和6年2月15日（木曜）必着

FAX

043-424-8920
四街道市経営企画部政策推進課宛

メール

以下の必要事項を記入のうえ、ご提出ください。また、メールの件名は「（意見提出手続） 四街道市総合計画（基本構想・第1期基本計画）（案）に係る意見」としてください。

(1) 送付先

yseisaku_（アットマーク）city.yotsukaido.chiba.jp

四街道市経営企画部政策推進課宛

（脚注1）（アットマーク）を@に置き換えて送信してください。

（脚注2）メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイルとして提出してください。

（脚注3）添付ファイルのファイル形式は、マイクロソフトwordファイルとしてください。自己解凍式のファイルは不可とします。

（脚注4）メールの容量は添付ファイルを含めて5MBまでとします。5MBを超える場合はファイルを分割して提出してください。

(2) メール記載事項

- ・氏名（ふりがな）
- ・住所
- ・年齢
- ・意見及びその理由

[メール記載例 \(PDF: 32KB\)](#)

電子申請

上記様式をダウンロードの上、必要事項を記入し、下記リンクの電子申請フォームより様式を添付して提出してください。
電子申請機能を利用して意見書を提出していただく関係上、入力項目に「申請」との記載がありますが、「意見書」として利用します。
また、備考欄には「なし」と記載してください。

[電子申請](#)

注意事項

提出されたご意見は、氏名や連絡先などを除き、公表予定です。

意見提出者への直接の回答を行いません。

賛否だけを記載したものや趣旨の不明瞭なもの等については、市の考え方を示さないことがありますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ

経営企画部政策推進課

電話：043-421-6161

[この担当課にメールを送る](#)

四街道市役所

〒284-8555
千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

[このページの上部へ戻る](#)

[トップページに戻る](#) / [PC版を表示](#)

Copyright © Yotsukaido City.



市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】教育部社会教育課 学習振興係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名称	第4次四街道市生涯学習推進計画の策定				
概要	生涯学習を取り巻く現状と課題を踏まえ、令和6年度から令和10年度までの5年間について、具体的な施策の実現を目指す計画として策定				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)				
	<input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	6年4月2日制定(決裁)	行政活動実施時期 *2	6年4月1日開始	実施段階(PDCA)*3	P
*1…市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日)					
*2…計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日)					
*3…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階、計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期(公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期(公告日等)
意見提出手続(第1号)	第4次四街道市生涯学習計画(案)に係るパブリックコメント	6年1月16日	6年1月16日 ~6年2月15日	1人 7件	6年3月11日
意見交換会手続(第2号)				人	
審議会等手続(第3号)	四街道市生涯学習審議会		5年6月27日 ~6年1月11日	0人 10(2)人	6年1月15日
市民会議手続(第4号)				人	
その他の方法(第5号)				人	
*1…市民会議手続:公募委員募集時期等					
*2…意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかった場合の理由					

実施状況シート3【審議会等手続】

【担当課・係名】 教育部社会教育課 学習振興係

行政活動の名称		第4次四街道市生涯学習推進計画の策定				
審議会等の名称		四街道市生涯学習審議会	委員数(うち公募)	10(2)人		
実施	意見を求めた日	5年 6月27日(火)	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問 <input type="checkbox"/> 依頼 <input type="checkbox"/> その他 ()			
	計画等、資料の名称	第4次四街道市生涯学習推進計画(案)				
	開催期日 ()内に公募委員出席者数 ()内に傍聴者数	5年 6月27日(火)	9(2)	[0]	年 月 日()	() []
		5年 8月29日(火)	8(2)	[0]	年 月 日()	() []
		5年11月 9日(木)	9(1)	[0]	年 月 日()	() []
		5年12月25日(月)	9(2)	[0]	年 月 日()	() []
意見提出された日	6年 1月11日(木)	<input checked="" type="checkbox"/> 答申 <input type="checkbox"/> 提言 <input type="checkbox"/> その他()				
意見提出に至る審議過程	審議会の都度、市が提示した計画案に対し委員が議論を重ね、その意見を反映した計画案に対して答申が成された。					
意見の取り扱い	審議の過程を反映した最終案に対し、原案のとおり異議のない旨の答申が成されたため、変更なしとして、意見提出手続で提示する計画案を作成した。					
結果	公表日(公告日)・公告番号	6年1月15日(月) 四街道市公告第9号の2				
	その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年 月 日	<input checked="" type="checkbox"/> HP 6年1月15日	<input type="checkbox"/> 回覧 年 月 日	<input type="checkbox"/> その他()	

市民参加推進本部コメント		【Check 欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント	

教 社 第 7 7 号
令和5年6月27日

四街道市生涯学習審議会
会長 江崎 俊夫 様

四街道市長 鈴木 陽介



四街道市生涯学習推進計画について（諮問）

四街道市生涯学習審議会条例（平成30年3月30日四街道市条例第4号）第2条の規定により、下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

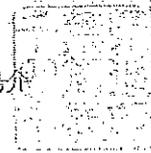
1. 四街道市生涯学習推進計画について

四街道市市民参加条例の規定に基づく審議会等手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第3号の審議会等手続を行ったので、条例第11条第2項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和6年1月15日

四街道市長 鈴木 陽介



1 審議会等手続の対象等

(1) 審議会等の名称

四街道市生涯学習審議会

(2) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要の名称

第4次四街道市生涯学習推進計画（案）

(3) 計画等の案又は計画等に関する資料の概要

別紙・第4次四街道市生涯学習推進計画（案）のとおり

2 委員意見の概要及び意見に対する市の考え方

別紙・第4次四街道市生涯学習推進計画（案）のとおりとする。

3 その他

上記2の委員意見及び意見に対する市の考え方は、教育部社会教育課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ (<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>) に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

教育部社会教育課（TEL 043-424-8927）



現在のページ トップページ 市政情報 市政への参加 市民参加 今年度終了した市民参加手続

(審議会等手続) 第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る審議会等手続の実施結果

(審議会等手続) 第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る審議会等手続の実施結果

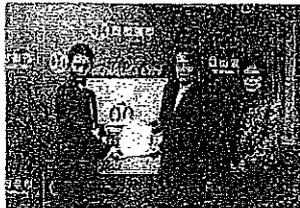
更新：2024年1月15日

第4次四街道市生涯学習推進計画の策定について四街道市生涯学習審議会への諮問

令和5年6月27日に次のとおり諮問しました。
諮問書(PDF:16KB)

四街道市生涯学習審議会からの答申

令和6年1月11日に答申を受けました。
答申書(PDF:38KB)
第4次四街道市生涯学習推進計画(案)(PDF:1,614KB)



生涯学習審議会江崎会長、佐藤副会長から答申書を受け取る鈴木市長

答申に対する市の考え方

答申は、四街道市生涯学習審議会での議論を整理、集約したものであり、計画案はその意見が反映されたものであるため、修正は行いませんでした。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ

お問い合わせ

教育委員会 教育部社会教育課
電話：043-424-8927

この担当課にメールを送る

ページの先頭へ

今年度終了した市民参加手続

〔意見提出手続〕四街道市高齢者福祉保険計画及び介護保険事業計画第9期計画(案)にかかる意見の募集(結果公表)

〔意見提出手続〕四街道市地域防災計画改訂に関する意見の募集(結果公表)

〔意見提出手続〕第2次健康よつかいどう21プラン(改定版)案に係る意見の募集(結果公表)

〔意見提出手続〕「四街道市総合計画(案)」に対する意見の募集(結果公表)

〔意見提出手続〕第2期四街道市教育振興基本計画の策定に係る意見の募集(結果公表)

〔審議会等手続〕四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画第9期計画に係る四街道市保健福祉審議会(結果公表)

〔審議会等手続〕第2次健康よつかいどう21プラン(改定版)に係る四街道市保健福祉審議会(結果公表)

〔意見提出手続〕第9次四街道市行財政改革推進計画の策定に係る意見の募集(結果公表)

〔意見提出手続〕第3次四街道市環境基本計画の策定に係る意見の募集(結果公表)

(審議会等手続) 第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る審議会等手続の実施結果



[防災に関するワークショップ
\(市民会議\) についての結果
公表](#)

[\(市民会議手続\) 第3次四街
道市環境基本計画策定に係る
ワークショップを開催しまし
た \(結果公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 第3次四街
道市環境基本計画 \(案\) に係
る四街道市環境審議会 \(結果
公表\)](#)

[\(審議会等手続\) 第2期四街
道市教育振興基本計画の策定
に係る審議会等手続の実施結
果](#)

[\(審議会等手続\) 第9次四街
道市行財政改革推進計画
\(案\) に係る四街道市行財政
改革審議会 \(結果公表\)](#)

[\(意見交換会手続\) 新たな総
合計画策定に係る意見交換会
手続の実施について](#)

[\(意見交換会手続\) 新たな総
合計画策定に係る意見交換会
手続きについて \(結果公表\)](#)

[\(意見提出手続\) 四街道市地
域防災計画改訂に関する意見
の募集 \(結果公表\)](#)

[\(市民会議\) よびくる会議～
これからの四街道市をみんな
でつくる市民会議～を開催し
ました \(結果公表\)](#)

 情報が
見つからないときは

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

 **四街道市役所** 市役所への行き方 市へのお問い合わせ (組織案内)

開庁時間 8時30分～17時15分 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



令和6年1月11日

四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市生涯学習審議会
会長 江崎 俊夫

「四街道市生涯学習推進計画」の策定について（答申）

令和5年6月27日付け（教社第77号）で貴職から諮問のありました標記の件について、本審議会において慎重に議論を重ねてまいりました。

今回策定しました生涯学習推進計画につきましては、令和元年度に策定した前計画の基本理念や基本方針を継承しつつ、推進項目ごとの成果指標を設定することで、生涯学習推進のための方向性を明確にしています。

また、当審議会において議論が多かった生涯学習事業については、具体的な取り組み事例として事業を選定し、検証していくことと致しました。

以上を踏まえまして、別添「第4次四街道市生涯学習推進計画（案）」のとおり答申いたします。

なお、審議経過におきまして、下記の意見がありましたので報告します。

記

（附帯意見）

1. 各年度の取組状況とその成果については、次年度により良い成果が得られるよう適切な進行管理業務を行い、生涯学習の推進が図られるよう課題意識を持って取り組んでいただきたい。
2. 市民の生涯学習を推進するための事業費については、予算の確保に努めていただきたい。

実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 教育部社会教育課 学習振興係

行政活動の名称		第4次四街道市生涯学習推進計画の策定				
周知	計画等の案、資料の名称	第4次四街道市生涯学習推進計画(案)				
	公表日(公告日)・公告番号	6年1月16日(火) 四街道市公告第12号				
	その他の周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報 6年1月15日	<input checked="" type="checkbox"/> HP 6年1月16日	<input type="checkbox"/> 回覧 年月日		
		<input type="checkbox"/> その他()				
実施	意見提出期間	6年1月16日(火) ~ 6年2月15日(木)		31日間		
	期間短縮した場合の理由					
	意見提出者数	1人 団体	1件	属性の傾向	特になし	
結果	意見の取り扱い	意見の有無		<input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 7件	
		意見を反映した		2件		
		意見を反映しなかった		3件		
		その他(感想、案件以外の意見等)		2件		
	公表日(公告日)・公告番号	6年3月11日(月) 四街道市公告第52号				
その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日	<input checked="" type="checkbox"/> HP 6年3月11日	<input type="checkbox"/> 回覧 年月日			
	<input type="checkbox"/> その他()					

市民参加推進本部コメント		【Check欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

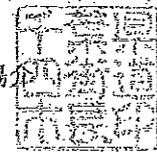
市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下、「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下、「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和6年1月16日

四街道市長 鈴木 陽介



1 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

第4次四街道市生涯学習推進計画（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 計画等の案の入手方法

教育部社会教育課の窓口（市役所第二庁舎）で配布するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。なお、窓口での配布は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープにより意見を提出することができる。

(1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

ア 市内に住所を有する者

住所及び氏名、連絡先

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人

住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

- ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者
氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- オ 市内の学校に在学する者
氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先
- カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人
住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先
- キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

(2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

① 持参又は郵送する場合

〒284-0003 四街道市鹿渡2001-10

教育部社会教育課あて

② FAXを利用する場合

FAX番号：043-424-8927

教育部社会教育課あて

③ 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス：yshakai@city.yotsukaido.chiba.jp

教育部社会教育課あて

※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。

なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、3MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

4 意見提出期間

令和6年1月16日（火）から令和6年2月15日（木）まで

※ 郵送の場合は、令和6年2月15日（木）までに必着。

持参の場合は、土、日曜日、及び祝日を除く8時30分～17時15分。

5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

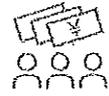
令和6年3月

6 留意事項

- (1) 提出された意見は、その概要を原則として公表する。
- (2) 意見提出者への直接の回答はしない。

7 問合せ先

教育部社会教育課 (Tel. 043-424-8927)



1月28日(日)
「市税等納税相談窓口」を開設します

市税など（国民健康保険税、介護保険料、保育料含む）に未納があり、平日に納税相談に来られない方のために、休日納税相談窓口を開設します。

とき：1月28日(日) 9時～13時

納税についての相談を日曜日に受け付けます



〔相談窓口・問い合わせ先〕

・市・県民税、固定資産税、軽自動車税について

収税課 ☎421-6115

・国民健康保険税について

国保年金課 ☎421-6125

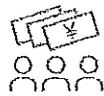
・介護保険料について

高齢者支援課

☎388-8300

・保育料について

保育課 ☎421-2238



市税などの納付は便利な口座振替で

市税などを金融機関やコンビニエンスストアに向いて納めている方に、便利な口座振替を推奨しています。

市役所、または市内金融機関などに備え付けの申込書に必要事項を記入し、口座振替を希望する金融機関に提出してください（届出印が必要です。ご注意ください）。

申込期限は、各納期限の2カ月前となります。また、一度手続きすれば翌年度から自動的に継続されますので、毎年の手続きは不要です。詳しくは、市ホームページをご覧ください。か収税課までお問い合わせください。

☎ 収税課 ☎421-6115
☎421-2252

意見募集

対象	募集期間	担当課
第4次 四街道市生涯学習推進計画（案）	1月16日(火) ～2月15日(木)	社会教育課 ☎424-8927 FAX424-8923 ✉yshakai@city.yotsukaido.chiba.jp
新たな四街道市総合計画（案）		政策推進課 ☎421-6161 FAX 424-8920 ✉yseisaku@city.yotsukaido.chiba.jp

【意見提出の対象者】
①市内在住・在勤・在学の方
②市内に事務所を有する個人、法人、その他の団体
③対象の行政活動に利害関係を有する方

【資料の閲覧方法】
担当課窓口（平日のみ）、市ホームページなどから閲覧可

【意見提出方法】
募集期間内に、意見書（様式は任意）に必要事項（住所・氏名・連絡先）を記入の上、担当課まで郵送、持参、FAXまたはメールで提出
※結果の公表については、市ホームページなどで行います
※ご不明な点は各担当課にお問い合わせください

教育委員会会議定例会

とき……1月26日(金)14時～
ところ…第二庁舎 第2会議室
《傍聴》定員…先着15人（予約不要）
※駐車場には限りがありますので、車での来場はご遠慮ください。都合により急きよ日程が変更になる場合がありますので、事前にお問い合わせください

☎ 教育総務課 ☎424-8924



YouTube
市公式チャンネル



イベントの様子やスポット紹介動画を公開中!



現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [実施中の市民参加手続](#)

(意見提出手続) 第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る意見の募集

(意見提出手続) 第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る意見の募集

実施中の市民参加手続

更新：2024年1月16日

(意見提出手続) 第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る意見の募集

第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る意見提出手続（パブリックコメント）の実施

「第4次四街道市生涯学習推進計画」は、本市の最も上位の計画「四街道市総合計画」と、教育全般に係る「四街道市教育振興基本計画」のうち、生涯学習に関する政策を総合的・効果的に推進することを目的として策定するものです。
この計画は令和6年度から令和10年度までの5カ年を対象期間とし計画案を策定しましたので、広く皆様から意見を募集します。

情報が
見つからないときは

意見募集する案件

第4次四街道市生涯学習推進計画（案）

資料の閲覧方法

窓口閲覧

閲覧場所

市役所第二庁舎2階（社会教育課）

閲覧時間

午前8時30分から午後5時15分（土曜、日曜、祝日を除く）

市ホームページ（以下よりダウンロード可）

第4次四街道市生涯学習推進計画（案）（PDF：1,608KB）

意見募集期間

令和6年1月16日（火曜）から2月15日（木曜）

持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分（土曜、日曜、祝日を除く）

意見提出ができる人

市内に住所を有する人（脚注1）

市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体

市内の事務所等に勤務する人

市内の学校に在学する人

対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

（脚注1）国籍、年齢等は問いません。

（脚注2）市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先、はご記入ください。

また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。



意見書 (ワード: 16KB)

意見書様式 (word) のダウンロードができます。

持参

市役所第二庁舎2階 社会教育課窓口

郵送

〒284-0003

千葉県四街道市鹿渡2001-10

四街道市教育委員会教育部社会教育課あて

令和6年2月15日(木曜)必着

FAX

043-424-8923

四街道市教育委員会教育部社会教育課あて

電子メール

メールアドレス:yshakai (アットマーク) city.yotsukaido.chiba.jp

四街道市教育委員会教育部社会教育課あて

(脚注1) (アットマーク) を@に置き換えて送信してください。

(脚注2) メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイルとして提出してください。

(脚注3) 添付ファイルのファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトwordファイルとしてください。自己解凍式のファイルは不可とします。

(脚注4) 電子ファイルの受け取り可能最大容量は3メガバイトとなっているため、それを超える場合はファイルを分割して提出してください。

意見の検討結果の公表

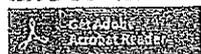
令和6年3月上旬頃にホームページ等で公表します。

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

(脚注1) 賛否や感想だけを記載したものや趣旨の不明瞭なものについては、市の考え方を示さないことがあります。

(脚注2) 氏名、住所、連絡先等は公表しません。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC (旧Adobe Reader) が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

お問い合わせ

教育委員会 教育部社会教育課

電話：043-424-8927

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ \(総務課内\)](#)

開庁時間 8時30分～17時15分(土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.

AIチャットボットです!!
ご利用を伺います

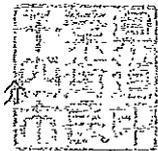


四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和6年3月11日

四街道市長 鈴木 陽 介



1. 意見提出手続の対象

(1) 計画等の案の名称

第4次四街道市生涯学習推進計画（案）

(2) 計画等の案の内容

別紙1のとおり

2. 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

別紙2のとおり

3. 意見提出手続を経て修正した内容

別紙3のとおり

4. その他

上記の別紙1～3は、教育部社会教育課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

5. 問合せ先

教育部社会教育課（Tel. 043-424-8927）



現在のページ トップページ 市政情報 市政への参加 市民参加 実施中の市民参加手続

(意見提出手続) 第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る意見の募集 (結果公表)

(意見提出手続) 第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る意見の募集 (結果公表)

更新：2024年3月11日

第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る意見提出手続（パブリックコメント）の結果公表

第4次四街道市生涯学習推進計画に係る意見提出手続を実施したところ、その結果の概要は以下のとおりとなりましたので公表します。

意見の提出状況

意見提出者数：1人
意見提出件数：7件

意見の概要及び意見に対する市の考え方

意見の概要及び意見に対する市の考え方(PDF:144KB)

意見提出手続（パブリックコメント）を経て修正した内容

修正内容一覧表(PDF:75KB)

第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る意見提出手続（パブリックコメント）の実施

「第4次四街道市生涯学習推進計画」は、本市の最も上位の計画「四街道市総合計画」と、教育全般に係る「四街道市教育振興基本計画」のうち、生涯学習に関する政策を総合的・効果的に推進することを目的として策定するものです。
この計画は令和6年度から令和10年度までの5カ年を対象期間とし計画案を策定しましたので、広く皆様から意見を募集します。

意見募集する案件

第4次四街道市生涯学習推進計画（案）

資料の閲覧方法

窓口閲覧

閲覧場所

市役所第二庁舎2階（社会教育課）

閲覧時間

午前8時30分から午後5時15分（土曜、日曜、祝日を除く）

市ホームページ（以下よりダウンロード可）

第4次四街道市生涯学習推進計画（案）(PDF:1,608KB)

意見募集期間

実施中の市民参加手続

「四街道市国土強韧化地域計画」改定に係る意見提出手続（パブリックコメント）の実施について (結果公表)

(意見提出手続) 第4次四街道市生涯学習推進計画の策定に係る意見の募集 (結果公表)

情報が
見つからないときは

AIチャットボットです!
ご利用を伺います



令和6年1月16日（火曜）から2月15日（木曜）
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分（土曜、日曜、祝日を除く）

意見提出ができる人

市内に住所を有する人（脚注1）
市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
市内の事務所等に勤務する人
市内の学校に在学する人
対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

（脚注1）国籍、年齢等は問いません。
（脚注2）市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

意見提出の方法

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所、連絡先、はご記入ください。
また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

意見書（ワード：16KB）

意見書様式（word）のダウンロードができます。

持参

市役所第二庁舎2階 社会教育課窓口

郵送

〒284-0003
千葉県四街道市鹿渡2001-10
四街道市教育委員会教育部社会教育課あて
令和6年2月15日（木曜）必着

FAX

043-424-8923
四街道市教育委員会教育部社会教育課あて

電子メール

メールアドレス:yshakai（アットマーク）city.yotsukaido.chiba.jp
四街道市教育委員会教育部社会教育課あて

（脚注1）（アットマーク）を@に置き換えて送信してください。
（脚注2）メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイルとして提出してください。
（脚注3）添付ファイルのファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトwordファイルとしてください。自己解凍式のファイルは不可とします。
（脚注4）電子ファイルの受け取り可能最大容量は3メガバイトとなっているため、それを超える場合はファイルを分割して提出してください。

意見の検討結果の公表

令和6年3月上旬頃にホームページ等で公表します。
意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方を公表します。

（脚注1）賛否や感想だけを記載したものや趣旨の不明瞭なものについては、市の考え方を示さないことがあります。

（脚注2）氏名、住所、連絡先等は公表しません。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

 Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ

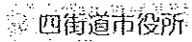
お問い合わせ

教育委員会 教育部社会教育課
電話：043-424-8927

[この担当課にメールを送る](#)



[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)



四街道市役所

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ](#) (相談窓口)

開庁時間 8時30分～17時15分 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市藤原無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



AIチャットボットです！
ご用件を伺います。



議題 2

令和5年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動
の手続の評価

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 消防本部予防課 予防係

行政活動の名称	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定				
概要	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改に伴い、所要の整備を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第4項 (上記以外の行政活動)			
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	地方自治法において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務について手数料を徴収する場合には、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例で定めなければならないとあることから、第2項第3号に該当するため。また、その他金銭の徴収に関するものであることから第5号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	令和5年12月7日 公告第318号	その他の公表 *1	市ホームページ 令和5年12月7日		
計画等決定時期 *2	令和6年3月28日 (議決)	行政活動実施時期 *3	令和6年3月29日公布、 令和6年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A
<p>*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の議決日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>					

市民参加推進本部コメント
適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 消防本部予防課 予防係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定			
概要	地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、所要の整備を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年3月公布 R6年4月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方自治法において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務について手数料を徴収する場合においては、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例で定めなければならないとあることから、第2項第3号に該当するため。また、その他金銭の徴収に関するものであることから第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				
適切である。				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和5年12月7日

四街道市長 鈴木 陽 介

- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第3号及び第5号に該当するため。

(詳細な理由)

地方自治法において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務について手数料を徴収する場合には、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例で定めなければならないことから、第2項第3号に該当するため。また、その他金銭の徴収に関するものであることから第5号に該当するため。

3 その他

上記については、

消防本部予防課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

消防本部予防課 (Tel.043-422-2485)

検索

(市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

更新日：2023年12月7日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号及び第5号に該当するため

詳細な理由

地方自治法において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務について手数料を徴収する場合においては、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例で定めなければならないとあることから、第2項第3号に該当するため。また、その他金銭の徴収に関するものであることから第5号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項抜粋)

2前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

[市民参加条例（外部リンク）](#)

[市民参加条例施行規則（外部リンク）](#)

お問い合わせ

消防本部予防課

電話：043-422-2485



AIチャットボットです!
ご用件を伺います



[この担当課にメールを送る](#)

四街道市役所

〒284-8555
千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

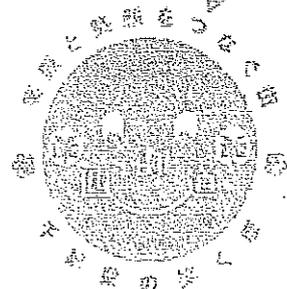
[このページの上部へ戻る](#)

[トップページに戻る](#) / [PC版を表示](#)

Copyright © Yotsukaido City.



AIチャットボットです！
ご用件を伺います



実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】都市部建築課 審査指導係

行政活動の名称	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定				
概要	法律の一部改正に伴い、引用元となっている法律の名称を改める軽易なもの、また、認定審査手数料を新設し、併せて項ずれを修正するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第4項(上記以外の行政活動)			
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	法律の一部改正に伴い、引用元となっている法律の名称を改める軽易なもの、また、既存建築物に係る規制の合理化において、新たな認定制度が創設されたことに伴い認定審査手数料を新設し、併せて項ずれを修正するものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。				
公表日(公告日) 公告番号	令和5年12月15日 公告327号	その他の公表方法	市ホームページ 令和5年12月15日		
計画等決定時期 *2	令和6年3月28日 (議決)	行政活動実施時期 *3	令和6年3月29日公布、 令和6年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 都市部建築課 審査指導係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定			
概要	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年3月公布 R6年4月施行	実施段階(PDCA)	A	P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	法律の一部改正に伴い、引用元となっている法律の名称を改める軽易なもの、また、既存建築物に係る規制の合理化において、新たな認定制度が創設されたことに伴い認定審査手数料を新設し、併せて項ずれを修正するものであり、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名: 会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				
適切である。				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和5年12月15日

四街道市長 鈴木 陽



1. 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定
2. 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

(詳細な理由)

法律の一部改正に伴い、引用元となっている法律の名称を改める軽易なもの、また、
既存建築物に係る規制の合理化において、新たな認定制度が創設されたことに伴い認
定審査手数料を新設し、併せて項ずれを修正するものであることから、条例第6条第
2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

3 その他

上記については、

都市部建築課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15
分までとする。

4 問合せ先

都市部建築課 (Tel 043-421-6144)



現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [今年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

更新：2023年12月15日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

詳細な理由

法律の一部改正に伴い、引用元となっている法律の名称を改める簡易なもの、また、既存建築物に係る規制の合理化において、新たな制度が創設されたことに伴い認定審査手数料を新設し、併せて項ずれを修正するものであるから、それぞれ第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項抜粋)

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

四街道市市民参加条例

お問い合わせ

都市部建築課
電話：043-421-6144・6147

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

今年度

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市指定居室介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

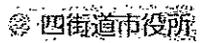
(市民参加手続の適用除外)
四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正

(市民参加手続の適用除外)
四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

情報が
見つからないときは

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)



[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】健康こども部国保年金課 資格保険係

行政活動の名称	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定				
概要	地方税法施行令の一部改正及び国民健康保険制度の県広域化に伴う事業納付金にあてる税収を確保するため、所要の規定の整備を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第4項 (上記以外の行政活動)			
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	国民健康保険税の賦課限度額及び税率を改正するもので、市税の賦課に関するものであることから第2項第5号に該当するため。				
公表日(公告日) 公告番号	令和6年1月30日 公告第25号	その他の公表 *1	市ホームページ 令和6年1月30日		
計画等決定時期 *2	令和6年3月28日制定	行政活動実施時期 *3	R6年3月29日公布 R6年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載。 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント
適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康子ども部国保年金課 資格保険税係

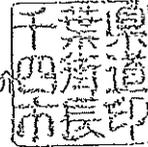
行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定			
概要	地方税法施行令の一部改正及び国民健康保険制度の県広域化に伴う事業費納付金に充てる税収を確保するため、所要の規定の整備を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年3月公布 R6年4月施行	実施段階(PDCA)	P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の賦課限度額を見直すもの、また税率及び税額を、それぞれ県が示す標準保険料率に改定するものであり、市税の賦課に関するものであることから第2項第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				
適切である。				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和6年1月30日

四街道市長 鈴木 陽介



1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第5号に該当するため。

(詳細な理由)

国民健康保険税の賦課限度額及び税率を改定するもので、市税の賦課に関するもの
であることから第2項第5号に該当するため。

3 その他

上記については、
健康子ども部国保年金課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

4 問合せ先

健康子ども部国保年金課 (Tel.043-421-6125)



現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [今年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

今年度

更新：2024年1月30日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

(市民参加手続の適用除外)
四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市営自転車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第5号に該当するため

詳細な理由

国民健康保険税の賦課限度額及び税率を改定するもので、市税の賦課に関するものであることから第2項第5号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 緊急なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

[市民参加条例](#)

[市民参加条例施行規則](#)

お問い合わせ

健康こども部国保年金課

電話：043-421-2103(給付管理係) 043-421-6125 (資格保険係) 043-421-6126 (高齢者医療年金係 高齢者医療担当) 043-388-8400 (高齢者医療年金係 国民年金担当)

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)



【担当課・係名】健康こども部国保年金課 資格保険税係

行政活動の名称	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定			
概要	地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)		
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)		
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)		
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)		
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)		
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)		
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第4項 (上記以外の行政活動)		
	<input type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)		
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)		
	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)		
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)		
	<input checked="" type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)		
詳しい理由	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)		
	地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準等を改正するもので、法令の基準に基づいて行うもの、また、市税の賦課に関するものであることから第2項第3号及び第5号に該当するため。			
公表日(公告日)・ 公告番号	令和6年3月27日 公告第64号	その他の公表 *1	市ホームページ 令和6年3月28日	
計画等決定時期 *2	令和6年3月30日制定	行政活動実施時期 *3	R6年3月30日公布 R6年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4 A
<p>*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>				

市民参加推進本部コメント
適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】健康こども部国保年金課 資格保険税係

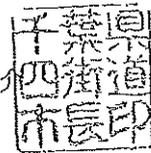
行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定			
概要	地方税法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年3月公布 R6年4月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準等を改正するもので、法令の基準に基づいて行うもの、また、市税の賦課に関するものであることから第2項第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和6年3月27日

四街道市長 鈴木 陽介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第3号及び第5号に該当するため。

(詳細な理由)

地方税法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準等を改正するもので、法令の基準に基づいて行うもの、また、市税の賦課に関するものであることから第2項第3号及び第5号に該当するため。

3 その他

上記については、

健康子ども部国保年金課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

4 問合せ先

健康子ども部国保年金課 (Tel.043-421-6125)



現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [今年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

更新：2024年3月27日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第3号及び第5号に該当するため

詳細な理由

地方税法施行令の一部改定に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得基準等を改正するもので、法令の基準に基づいて行うもの、また、市税の賦課に関するものであることから第2項第3号及び第5号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 緊急なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

[市民参加条例](#)

[市民参加条例施行規則](#)

お問い合わせ

健康こども部国保年金課

電話：043-421-2103(給付管理係) 043-421-6125(資格保険係) 043-421-6126(高齢者医療年金係 高齢者医療担当) 043-388-8400(高齢者医療年金係 国民年金担当)

[この担当課にメールを送る](#)

今年度

(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市介護保険条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市営自動車等駐車場条例の一部を改正する条例の制定

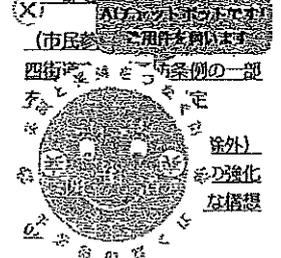
(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定



[ページの先頭へ](#)

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 総務部課税課 市民税係

行政活動の名称	四街道市税条例の一部を改正する条例の制定					
概要	地方税法等の一部改正に伴い、令和6年能登半島地震災害の被災者の負担を軽減するため、令和6年度分の個人住民税において、雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができることとされたことから、所要の改正を行うもの。					
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)
	<input type="checkbox"/>	第4項(上記以外の行政活動)				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/>	第1号(輕易なもの)	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)	<input checked="" type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)
詳しい理由	市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、本規定の制定による条ずれを反映させるものであることから、第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。					
公表日(公告日)・公告番号	令和6年2月29日 公告第48号	その他の公表 *1	市ホームページ 令和6年2月29日			
計画等決定時期 *2	令和6年3月28日 (議決)	行政活動実施時期 *3	令和6年3月29日公 布、同日施行	実施段階(PDCA) *4	A	
<p>*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>						

市民参加推進本部コメント
適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 総務部課税課 市民税係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市税条例の一部を改正する条例の制定			
概要	地方税法等の一部改正に伴い、令和6年能登半島地震災害の被災者の負担を軽減するため、令和6年度分の個人住民税において、雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができることとされたことから、所要の改正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年3月公布 R6年3月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、本規定の制定による条ずれを反映させるものであることから、第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和6年2月29日

四街道市長 鈴木 陽



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市税条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

(詳細な理由)

地方税法等の一部改正に伴い、令和6年能登半島地震災害の被災者の負担を軽減するため、令和6年度分の個人住民税において、雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができることとされた。また、本規定の制定による条ずれを反映させるもので、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

3 その他

上記については、

総務部課税課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

4 問合せ先

総務部課税課 (TEL 043-421-6114)



現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [過年度](#) [令和5年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

更新：2024年2月29日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため

詳細な理由

地方税法等の一部改正に伴い、令和6年能登半島地震災害の被災者の負担を軽減するため、令和6年度分の個人住民税において、雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができることとされた。また、本規定の制定による条ずれを反映させるもので、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

[市民参加条例](#)

[市民参加条例施行規則](#)

お問い合わせ

課税課 市民税係

電話：043-421-6114

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

令和5年度

(市民参加手続の適用除外)
四街道市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更

(市民参加手続の適用除外)
四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例施行規則の一部改正

(市民参加手続の適用除外)
四街道市 AIチャットボットです！
ご利用を伺います
の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市税条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市検税条例の一部を改正する条例の制定

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】総務部課税課 市民税係、土地係、家屋係

行政活動の名称	四街道市税条例の一部を改正する条例の制定				
概要	地方税法等の一部改正に伴う、個人住民税の特別税額控除(定額減税)に係る規定の新設、令和6年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長などの所要の改正を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第4項(上記以外の行政活動)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
詳しい理由	<input type="checkbox"/>	第6号(その他前各号に準ずるもの)			
	市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、法令引用条文の項ずれを反映させるものであることから、第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。				
公表日(公告月)・公告番号	令和6年3月19日 公告第59号	その他の公表 *1	市ホームページ 令和6年3月19日		
計画等決定時期 *2	令和6年3月30日 制定(専決)	行政活動実施時期 *3	令和6年3月30日公布 令和6年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A
*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 総務部課税課 市民税係、土地係、家屋係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)			
名称	四街道市税条例の一部を改正する条例の制定		
概要	地方税法等の一部改正に伴う、個人住民税の特別税額控除(定額減税)に係る規定の新設、令和6年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長などの所要の改正を行うもの。		
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)		
行政活動実施予定時期	R6年3月公布 R6年4月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階

市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合	
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)
詳しい理由	市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、法令引用条文の項ずれを反映させるものであることから、第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント	
項目	コメント
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

市民参加推進評価委員会コメント

☒同時審査

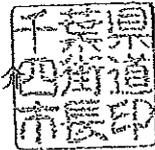
--

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和6年3月19日

四街道市長 鈴木 陽



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市税条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

(詳細な理由)

地方税法等の一部改正に伴う、個人住民税の特別税額控除（定額減税）に係る規定
の新設、令和6年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長な
ど、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、法令引用条文の
条項ずれを反映させるものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号
に該当するため。

3 その他

上記については、
総務部課税課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

4 問合せ先

総務部課税課 (TEL .043-421-6114・6116・6117)



現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [遡年度](#) [令和5年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

令和5年度

更新：2024年3月19日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更](#)

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)

詳細な理由

地方税法等の一部改正に伴う、個人住民税の特別税額控除（定額減税）に係る規定の新設、令和6年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税の負担調整措置等の延長など、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、法令の改正に伴う引用条文の条項ずれの反映など軽易なものであることから、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市税条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定](#)

参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

[市民参加条例](#)

[市民参加条例施行規則](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定](#)

お問い合わせ

課税課

電話：043-421-6114（市民税係）、043-421-6116（土地係）、043-421-6117（家屋係）

[ページの先頭へ](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)

[\(市民参加手続の適用除外\) 四街道市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定](#)

実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】 総務部課税課 土地係、家屋係

行政活動の名称	四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定				
概要	地方税法等の一部改正に伴い、土地に係る負担水準の均衡化を促進するため、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置が延長されることなどから、所要の改正を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/>	第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃)			
	<input type="checkbox"/>	第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃)			
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/>	第4項(上記以外の行政活動)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第1号(軽易なもの)			
	<input type="checkbox"/>	第2号(緊急に行わなければならないもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの)			
	<input type="checkbox"/>	第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの)			
	<input checked="" type="checkbox"/>	第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの)			
詳しい理由	<input type="checkbox"/>				
	市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、法令引用条文の項ずれを反映させるものであることから、第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。				
公表日(公告日) 公告番号	令和6年3月19日 公告第60号	その他の公表 *1	市ホームページ 令和6年3月19日		
計画等決定時期 *2	令和6年3月30日 制定(専決)	行政活動実施時期 *3	令和6年3月30日公布 令和6年4月1日施行	実施段階(PDCA) *4	A
<p>*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載 *2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)</p>					

市民参加推進本部コメント
適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 総務部課税課 土地係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定			
概要	地方税法等の一部改正に伴い、土地に係る負担水準の均衡化を促進するため、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置が延長されることなどから、所要の改正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年3月公布 R6年4月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、法令引用条文の項ずれを反映させるものであることから、第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

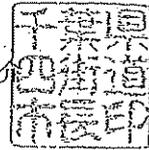


四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の
規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和6年3月19日

四街道市長 鈴木 陽 介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称
四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由
条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

(詳細な理由)

地方税法等の一部改正に伴う、土地に係る負担水準の均衡化を促進するため現行の負担調整措置の延長、また、法令引用条文等の項ずれを反映させるもので、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正及び簡易なものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

3 その他

上記については、
総務部課税課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ
(<https://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分から17時15分
までとする。

4 問合せ先

総務部課税課 (TEL 043-421-6116)



現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [今年度](#)
(市民参加手続の適用除外) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外) 四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

今年度

更新：2024年3月19日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

(市民参加手続の適用除外)
四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

(市民参加手続の適用除外)
四街道市税条例の一部を改正する条例の制定

市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定

情報が
見つからないときは

市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため

詳細な理由

地方税法等の一部改正に伴う、土地に係る負担水準の均衡化を促進するため現行の負担調整措置の延長、また、法令引用条文等の項ずれを反映させるものであり、市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また簡易なものであることから、第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。

参照条文

- (市民参加条例第6条第2項 抜粋)
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。
- (1) 軽易なもの
 - (2) 緊急に行わなければならないもの
 - (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
 - (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
 - (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
 - (6) その他前各号に準ずるもの

市民参加条例

市民参加条例施行規則

お問い合わせ

課税課 土地係・家屋係

電話：043-421-6116（土地係：土地に関すること） 043-421-6117（家屋係：家屋・償却資産に関すること）

[この担当課にメールを送る](#)

[ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

四街道市役所

市役所への行き方

市へのお問い合わせ（超域案内）

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)



Aiチャットボットです
ご利用を促します



議題 3

令和6年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 上下水道部経営業務課 財務経営係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定			
概要	諸物価の上昇等により損益が赤字となる厳しい経営状況の中で、市民生活を支える水道事業の健全な経営を持続していくため、令和7年4月1日より水道料金の改定を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年9月公布 R7年4月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	水道事業の健全な経営を持続していくため、令和7年4月1日より水道料金の改定を行うもので、その他金銭の徴収に関するものであることから、第2項第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 地域共創部くらし安全交通課 交通政策係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市地域公共交通計画の策定(令和7年度～令和11年度)			
概要	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、本市における地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するための計画を定めるもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	令和7年4月開始	実施段階(PDCA)	P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	四街道市地域公共交通計画(案)に係るパブリックコメント	計画案最終段階での市民意見の聴取のため	市民等	令和7年2月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)	四街道市地域公共交通会議	計画等策定に関する一連の審議により意見を聴取するため	公募委員(5名)	令和6年5月～令和7年1月
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)	アンケート調査	計画等作成のための基礎調査として意識を把握するため	無作為抽出 市民 3,000人ほか	令和6年7月
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 健康こども部 子育て支援課 子育て支援係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	「四街道市こども計画」の策定(令和7年度～令和11年度)			
概要	こども基本法第10条の規定に基づき、少子化対策、若者支援、子どもの貧困対策に関する施策を含むこども施策の総合的な計画を策定するもの(新規計画 令和7年度～令和11年度)。 なお、四街道市こどもプラン(現行計画 令和2年度～令和6年度)の後継計画にあたり、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づく、教育・保育事業の提供体制の確保等を定める子ども・子育て支援事業計画(第2期 令和2年度～令和6年度、第3期 令和7年度～令和11年度)と一体的に策定するものである。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	令和7年3月策定 令和7年4月開始	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	四街道市こども計画(案)に係るパブリックコメント	計画案最終段階での市民意見の聴取のため	市民等	令和7年2月～3月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)	四街道市子ども・子育て会議	計画策定に関する一連の審議により意見を聴取するため	公募委員(3名)	令和6年5月～令和7年2月
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント	
項目	コメント
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

市民参加推進評価委員会コメント

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 福祉サービス部 障がい者支援課 企画係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	第5次四街道市障がい者基本計画の策定			
概要	障害者基本法第11条に基づき、国の障害者基本計画及び県の障害者基本計画を基本に作成するもの。 第4次(平成28年度～令和7年度)が終了することから、令和8年度から17年度(10年間)を計画期間とし策定するもの。 市町村における障がいのある人の状況等を踏まえ、障がいのある人のための基本的な計画を策定するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項(上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	8年4月開始	実施段階(PDCA)	P	P:構想段階・計立案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	第5次四街道市障がい者基本計画(案)に係るパブリックコメント	計立案最終段階での市民意見の聴取の為	市民等	8年1月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)	保健福祉審議会	計画等策定に関する一連の審議により意見を聴取するため	公募委員(3名)	6年7月、7年1月、5月、8年1月
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)	① アンケート調査に伴う意見聴取 ② アンケート調査	① アンケート調査票作成段階で障がい者団体より意見を聴取するため ② 計画等の作成のための基礎調査としてニーズを把握するため	① 市内障がい者団体 ② 手帳所持者、福祉サービス利用者、難病患者のうち4,500人を無作為抽出	① 6年8月 ② 6年8月
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント	
項目	コメント
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。
市民参加推進評価委員会コメント	

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 経営企画部政策推進課 企画係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	(仮称)第3期四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定			
概要	まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に規定するまち・ひと・しごと創生に関する目標、講ずべき施策に関する基本的方向等を定める第2期四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略が令和6年度で終了するため、令和7年度を初年度とする(仮称)第3期四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和7年度～11年度)を策定するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	令和7年3月策定	実施段階(PDCA)	P	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)	(仮称)第3期四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略(案)に係るパブリックコメント	市民等の意見を広く総合戦略に反映するため	市民等	令和7年2月
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)	総合計画審議会	総合戦略の策定等に関する一連の審議により意見を聴取するため	公募委員(3人)	令和6年8月 令和6年10月 令和7年1月
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 福祉サービス部高齢者支援課 賦課給付係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則の制定			
概要	令和6年度介護報酬改定、指定介護予防・日常生活支援総合事業所の指定等の申請に関する様式が、厚生労働大臣が定める様式を用いることとされること、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針が改正されたことに伴い、四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則を制定するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	令和6年6月公布 令和6年6月施行	実施段階(PDCA)	A: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	本規則における各種審査基準等は、厚生労働省より示される案を基に本市で定めたものであり、実態として法令の規定による実施の基準に準ずるものであるため、第6号(第3号に準ずる)に該当する。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 総務部課税課 土地係・家屋係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市税条例の一部を改正する条例の制定			
概要	地方税法等の一部改正に伴い、一部の固定資産(「バイオマス発電設備」「一体型滞在快適性向上施設」)について、固定資産税の課税標準の特例割合を条例で制定する規定が設けられたことから、所要の改正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年6月公布 R6年6月施行	実施段階(PDCA)	A P: 構想段階・計画案策定段階、D: 実施段階 C: 評価段階、A: 見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、項ずれを反映させるものであることから、条例第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 総務部課税課 土地係・家屋係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定			
概要	地方税法等の一部改正に伴い、一体型滞在快適性等向上事業により整備した一定の固定資産に対する課税標準の特例割合を条例で制定する規定が設けられたことから、所要の改正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定時期	R6年6月公布 R6年6月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	市税の賦課徴収に関して法令の基準に基づいて改正するもの、また、本規定の制定による項ずれを反映させるものであることから、第6条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定時期
意見提出手続(第1号)				
意見交換会手続(第2号)				
審議会等手続(第3号)				
市民会議手続(第4号)				
その他の方法(第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期(方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

議題 4

市民参加手続の実施予定・実施状況
の公表について（報告）

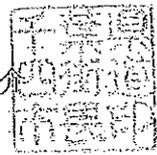
四街道市公告第155号

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の実施予定等の
公表について

四街道市市民参加条例第16条の規定により、令和6年度市民参加手続の実施
予定等について、下記のとおり公表する。

令和6年6月26日

四街道市長 鈴木 陽介



記

- 1 令和6年度市民参加手続の実施予定
別表1のとおり
- 2 令和5年度市民参加手続の実施状況等
別表2、別表3のとおり
- 3 令和5年度市民提案手続の提案状況
別表4のとおり

令和6年度 市民参加手続の実施予定一覧

No.	行政活動		行政活動の種類 (注1)	実施方法	実施予定時期	担当課
	名称	概要				
1	四街道市文化センター改修工事計画の策定	四街道市公共施設個別施設計画において令和7年度に文化センターの改修を位置付けており、施設の更新命命化を図るとともに、ユニバーサルデザインに則した改修工事を実施するための計画を策定するもの。	第6条 第1項 第4号	意見提出手続 市民会議手続	令和7年1月 令和8年8月～令和8年11月	経営企画部 庶務課
2	四街道市自転車ネットワーク計画・自転車活用推進計画の策定	「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」を基本とし、自転車ネットワーク計画を策定するもの。また、「自転車活用推進法」を基本とし、自転車活用推進計画を策定するもの。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続 審議会等手続	令和5年9月 令和5年11月～令和6年8月	都市計画 市街地整備課
3	四街道市地域公共交通計画の策定(令和7年度～令和11年度)	地域公共交通の活性化及び需要に際する法策に基づき、本市における地域公共交通の活性化及び需要を推進するための計画を定めるもの。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続、 審議会等手続 その他の方法(市長 アンケート)	令和7年2月 令和6年5月～令和7年1月 令和6年7月	地域共創課 くらし安全推進課
4	「四街道市子ども計画」の策定(令和7年度～令和11年度)	子ども基本法第10条の規定に基づき、少子化対策、子育て支援、子どもの貧困対策に関する施策を含む子ども施策の総合的な計画を策定するもの(新編計画 令和7年度～令和11年度)。 なお、四街道市子どもプラン(実行計画 令和2年度～令和6年度)の後継計画にあたり、子ども、子育て支援法第6条の規程に基づき、教育・保育事業の提供体制の確保等を定める子ども、子育て支援事業計画(第2期 令和2年度～令和6年度、第3期 令和7年度～令和11年度)と一体的に策定するものである。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続 審議会等手続	令和7年2月～令和7年3月 令和6年5月～令和7年2月	健康子ども部 子育て支援課
5	第5次四街道市障がい者基本計画の策定	障害者基本法第11条に基づき、国の障害者基本計画及び県の障害者基本計画を基本に作成するもの。 ・第4次(平成28年度～令和7年度)が終了することから、令和8年度から17年度(10年間の計画期間)とし策定するもの。 ・市町村における障がいのある人の状況等を踏まえ、障がいのある人のための基本的な計画を策定するもの。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続 審議会等手続 その他の方法(市長 アンケート) その他の方法(意見 採取)	令和8年1月 令和7年7月～令和8年1月 令和8年8月 令和8年8月	福祉サービス部 障がい者支援課

No.	行政活動		行政活動の種類 (注1)	実施方法	実施予定時期	担当課
	名称	概要				
6	(仮称)第3期四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定	まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に規定するまち・ひと・しごと創生に関する目標、競争すべき施策に関する基本的方向性を定める第2期四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略が令和6年度で終了するため、令和7年度を初年度とする(仮称)第3期四街道市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和7年度～11年度)を策定するもの。	第6条 第1項 第1号	意見提出手続 審議会等手続	令和7年2月 令和6年8月～令和7年1月	経営推進課

(注1)《行政活動の種類》
 第6条第1項による区分
 第1号 市の基本構想、基本計画その他の市の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
 第2号 市の基本方針を定める条例の制定又は改廃
 第3号 市長等に職務を課すること又は市民等の権利を制限することを含む条例の制定又は改廃
 第4号 市の条例に基づく報酬(以下「報酬」という。)で定める大府県市の施設の導入又は改廃
 第5号 市民生活に大きな影響を及ぼす可能性のある制度のある条例の導入又は改廃
 第6号 四街道市行政手続条例(平成9年条例第1号)第2条第9号から第11号までに規定する審議会、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃

第6条第4項
上記以外の行政活動

令和5年度 市 監査加手続の対象とならない行政活動一覧

No.	行政活動		施行予定時期	行政活動の種類 (注1)	対象となない 根拠(法2)	対象となない具体的な理由	担当課
	名称	概要					
1	四街道市水道事業給水料の一部を改正する条例の制定	給水料の上乗率により給費が著しく高くなる虞がある状態の中、市民生活に支障をきたす水運事業の健全な経営を確保していること、令和7年4月1日より水道料金の改定を行うため、令和7年4月1日より水道料金の改定を行うため、第2項第5号に該当するため。	令和7年4月	第9条 第1項 第2号	第6条 第2項 第4号	水道事業の健全な経営を確保していくため、令和7年4月1日より水道料金の改定を行うもので、その水道料金の改定に関するものであることから、第2項第5号に該当するため。	上下水道部 経営課課長
2	四街道市介護予防・日常生活支援総合事業の条例に関する条例の制定	令和6年度介護報酬改定、特定介護予防・日常生活支援総合事業の給付等、申請に際しては、原簿に照準して給付を決定すること等、令和6年度介護予防・日常生活支援総合事業の運用が円滑に行われるよう、令和6年度介護予防・日常生活支援総合事業の運用に関する条例を制定するもの。	令和6年6月	第6条 第1項 第6号	第6条 第6号	本規則における各種介護報酬等は、原簿に照準して決定されること等、令和6年度介護予防・日常生活支援総合事業の運用に関する条例に照準して決定されるものであるため、第6号(第2号に該当するもの)に該当する。	福祉サービス 課 高齢者支援課
3	四街道市給水料の一部を改正する条例の制定	地方創生等の一部改正に伴い、一部の固定資産(ハイオクガス給湯器等)の一律型滞在促進性等向上施設(ハイオクガス給湯器)の特別価格の特例を条例で制定する規定が設けられたことから、所定の改正を行うもの。	令和6年6月	第6条 第2項 第14号	第6条 第2項 第14号	市税の賦課徴収に關して法令の及ぼす範囲に基いて改正するもの、また、項すれを賦課せざるものがあることから、第6号(第2項第14号、第5号及び第5号に該当するもの)に該当する。	税務部 課長課
4	四街道市都市計画図形条例の一部を改正する条例の制定	地方創生等の一部改正に伴い、一体型滞在促進性等向上事業により整備した一定の固定資産に対する都市計画図形の特例を条例で制定する規定が設けられたことから、所定の改正を行うもの。	令和6年8月	第6条 第1項 第4号	第6条 第2項 第13号	市税の賦課徴収に關して法令の及ぼす範囲に基いて改正するもの、また、項すれを賦課せざるものがあることから、第6号(第2項第14号、第5号及び第5号に該当するもの)に該当する。	経営部 庶務課

(注1) (行政活動の種類)
第5号第1項に規定する
第1号
第2号
第3号
第4号
第5号
第6号

(注2) (対象となない根拠)
第15条第2項による区分
第1号
第2号
第3号
第4号
第5号
第6号

第5号第1項に規定する
第1号
第2号
第3号
第4号
第5号
第6号

第1号
第2号
第3号
第4号
第5号
第6号

令和5年度 市議会加手帳の運用状況一覧

No.	名称		行政活動	行政活動の概要	行政活動の種類 (注1)	実施方法	実施時期	実施結果		担当課
	名称	概要						総見届出 数	危険管理員 数	
1	四街道市地域防災計画の改訂①	現行の四街道市地域防災計画において、災害対策基本法(昭和34年法律第223号)の改訂及び本市避難経路の改善等により不整合となつていない部分等の修正、ならびに令和元年の台風被害の教訓を踏まえた修正等を行うもの。	第5条 第1項 第1号	意見提出手帳	令和5年5月22日～令和5年6月21日	総見届出 9人、0件	危険管理員			
					令和4年6月2日～令和4年8月18日	3回開催、 参加者13人				
2	四街道市地域防災計画の改訂②	令和4年度から5年度にかけて実施した防災アセスメント期間の様式を踏まえた改訂。その趣旨等の改訂。	第6条 第1項 第1号	意見提出手帳	令和6年1月15日～令和6年2月14日	意見提出 0人、0件	危険管理員			
					令和5年9月20日～令和5年11月15日	3回開催、 参加者13人				
3	四街道市国土強靱化地味計画の策定(第2期 令和6年度～令和10年度)	計画期間を令和6年度から10年度までとした第2期国土強靱化地味計画の策定	第8条 第1項 第1号	意見提出手帳	令和6年3月19日～令和6年4月15日	意見提出 0人、0件	危険管理員			
					令和5年9月20日～令和5年11月15日	3回開催、 参加者13人				
4	四街道市国土強靱化地味計画の改訂	総力政策等から市長の専断・判断を守るための経費の増減や特別の取組等についての基本的な指針として、既存の計画の改訂を図るものである。	第9条 第1項 第1号	意見提出手帳	令和7年1月実施予定	(未実施)	危険管理員			
					令和5年9月20日～令和5年11月15日	3回開催、 参加者13人				
5	四街道市総合計画の策定	四街道市総合計画(基本構想・基本計画)を令和4年度(後期)策定後、令和5年度(前期)の計画期間が経過するに際し、令和5年度に総合計画を策定することから、令和6年度以降の計画期間とする新たな総合計画を策定するもの。	第9条 第1項 第1号	意見提出手帳	令和6年1月16日～令和6年2月15日	意見提出 3人、3件	政策企画課 及び 危機管理課			
					令和5年5月12日～令和5年5月21日	6回開催 参加者59人				
					令和4年5月20日～令和6年1月12日	5回開催 委員14人 参加者1人				
					令和4年11月6日～令和4年11月25日	4回開催、 参加者23人				
					令和4年9月24日	参加者1人				
					令和4年8月4日～令和4年8月24日	8回開催 421人				
					令和4年8月4日～令和4年8月24日	8回開催 554人				
					令和4年12月25日～令和5年3月25日	7回開催 123人				
					令和4年12月25日～令和5年3月25日	7回開催 123人				

No.	行政活動		実施方法	実施時期	実施結果	担当課
	名称	概要				
6	第2期四街道市環境基本計画の策定(令和8年度～令和13年度)	四街道市環境基本条例に基づき、次期(第2期)環境基本計画(令和8年度から令和13年度までの5年)における本市の環境基本計画の策定に資する調査研究等を実施し、関係機関との連携を図りながら、令和13年度までに策定するもの。	委員提出手続 委員提出手続 市民参画手続 (市民協)	令和5年12月20日～令和6年1月19日 令和5年5月25日～令和5年11月21日 令和5年3月25日～令和5年6月25日 令和5年5月4日～令和5年7月17日	委員提出 1人、3件 6回開催、 委員14人 6回開催、 市民委員30人 6回開催、 協賛員25人	環境政策課 環境政策課 環境政策課
7	第2期四街道市教育振興基本計画の策定	教育基本法(第17条第2項)に基づき、本市における教育の発展のための施策に関する調査研究等を実施し、関係機関との連携を図りながら、令和13年度までに策定するもの。	委員提出手続 議決会等手続 その他の方法 (アンケート調査)	令和5年12月19日～令和6年1月18日 令和4年7月19日～令和5年11月21日 令和4年5月24日～令和4年6月30日	委員提出 2人、24件 6回開催、 委員13人 回審審裁 4307人	教育課 教育課
8	四街道市生涯学習推進計画(第4次)の策定	生涯学習を取り扱う現状と課題を調査し、令和10年度までの5年間にわたって、具体的な施策の取組を目標とする。	委員提出手続 協賛会等手続	令和5年1月15日～令和6年2月15日 令和4年6月1日～令和6年5月31日	委員提出 1人、7件 4回開催、 委員10人	教育課 生涯学習課

(注1) (行政活動の類型)
 第1号 市民参画型
 第2号 市民参画型
 第3号 市民参画型
 第4号 市民参画型
 第5号 市民参画型
 第6号 市民参画型
 第7号 市民参画型
 第8号 市民参画型
 第9号 市民参画型
 第10号 市民参画型
 第11号 市民参画型
 第12号 市民参画型
 第13号 市民参画型
 第14号 市民参画型
 第15号 市民参画型
 第16号 市民参画型
 第17号 市民参画型
 第18号 市民参画型
 第19号 市民参画型
 第20号 市民参画型
 第21号 市民参画型
 第22号 市民参画型
 第23号 市民参画型
 第24号 市民参画型
 第25号 市民参画型
 第26号 市民参画型
 第27号 市民参画型
 第28号 市民参画型
 第29号 市民参画型
 第30号 市民参画型
 第31号 市民参画型
 第32号 市民参画型
 第33号 市民参画型
 第34号 市民参画型
 第35号 市民参画型
 第36号 市民参画型
 第37号 市民参画型
 第38号 市民参画型
 第39号 市民参画型
 第40号 市民参画型
 第41号 市民参画型
 第42号 市民参画型
 第43号 市民参画型
 第44号 市民参画型
 第45号 市民参画型
 第46号 市民参画型
 第47号 市民参画型
 第48号 市民参画型
 第49号 市民参画型
 第50号 市民参画型
 第51号 市民参画型
 第52号 市民参画型
 第53号 市民参画型
 第54号 市民参画型
 第55号 市民参画型
 第56号 市民参画型
 第57号 市民参画型
 第58号 市民参画型
 第59号 市民参画型
 第60号 市民参画型
 第61号 市民参画型
 第62号 市民参画型
 第63号 市民参画型
 第64号 市民参画型
 第65号 市民参画型
 第66号 市民参画型
 第67号 市民参画型
 第68号 市民参画型
 第69号 市民参画型
 第70号 市民参画型
 第71号 市民参画型
 第72号 市民参画型
 第73号 市民参画型
 第74号 市民参画型
 第75号 市民参画型
 第76号 市民参画型
 第77号 市民参画型
 第78号 市民参画型
 第79号 市民参画型
 第80号 市民参画型
 第81号 市民参画型
 第82号 市民参画型
 第83号 市民参画型
 第84号 市民参画型
 第85号 市民参画型
 第86号 市民参画型
 第87号 市民参画型
 第88号 市民参画型
 第89号 市民参画型
 第90号 市民参画型
 第91号 市民参画型
 第92号 市民参画型
 第93号 市民参画型
 第94号 市民参画型
 第95号 市民参画型
 第96号 市民参画型
 第97号 市民参画型
 第98号 市民参画型
 第99号 市民参画型
 第100号 市民参画型

No.	行政活動		施行時期	行政活動の類型 (表1)	所定しない 規則(表2)	対象としない 具体的な理由	担当課
	名称	概要					
7	四街道市火災予防条例の一部を改正する条例の制定	対象火災危険箇等の位置、構造及び管理並びに対象火災危険箇等の取扱いに関する条例の制定に關する条例を定める通令等の取扱いに關する条例(令和5年消防令第48号)において定める条例を改正する旨及び関係資料を併用する対象火災危険箇等について規定する内容及び関係令で定める条例制定趣旨の一部改正に關する条例の整備を行うもの。	令和5年1月	第6条 第1項 第4号	第6条 第1項 第4号	対象火災危険箇等の位置、構造及び管理並びに対象火災危険箇等の取扱いに関する条例の制定に關する条例を定める通令等の取扱いに關する条例(令和5年消防令第48号)において定める条例を改正する旨及び関係資料を併用する対象火災危険箇等について規定する内容及び関係令で定める条例制定趣旨の一部改正に關するもの。	消防部 予防課
8	四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定	地方自治法施行令の一部改正及び国民健康保険法の改正に伴う関係資料を併用する旨の趣旨を定めるもの。	令和5年4月	第6条 第1項 第4号	第6条 第1項 第4号	国民健康保険法の改正に伴う関係資料を併用する旨の趣旨を定めるもの。	保健こども部 国民健康保険課
9	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	法律の一部改正に伴い、引用元となつてゐる法律の名称を改める趣旨を定めるもの。また、設置費等資料を新設し、併せて改正を修正するもの。	令和5年4月	第6条 第1項 第4号	第6条 第1項 第4号	法律の一部改正に伴い、引用元となつてゐる法律の名称を改める趣旨を定めるもの。また、設置費等資料を新設し、併せて改正を修正するもの。	都市部 建設課
10	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	地方公共団体の手数料の取扱いに關する政令の一部改正に伴い、所定の整備を行うもの。	令和5年4月	第8条 第1項 第3号	第8条 第1項 第3号	地方自治法において、手数料について各原則に統一して定めるところが明記を要と認められるものとして政令で定める旨の趣旨について手数料を徴する場合には、政令で定める旨の趣旨について手数料を徴することを規定して感付くべきではないものではないこと。また、第2項第3号に規定するもの。また、その他各該の取扱いに關するものであることから第5号に該当するもの。	都市部 予防課
11	四街道市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定	地方自治法施行令の一部改正に伴い、所要の項足の整備を行うもの。	令和5年4月	第8条 第1項 第3号	第8条 第1項 第3号	地方自治法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険法の規定に關する所定整備を要するものであるもの。また、第2項第3号及び第5号に規定するもの。また、第5号及び第5号に規定するもの。	保健こども部 国民健康保険課
12	四街道市条例の一部を改正する条例の制定	地方自治法等の一部改正に伴い、令和5年度地方自治法の改正に關する関係資料を併用する旨の趣旨を定めるもの。	令和5年5月	第6条 第1項 第3号	第6条 第1項 第3号	地方自治法等の一部改正に伴い、令和5年度地方自治法の改正に關する関係資料を併用する旨の趣旨を定めるもの。	総務部 総務課
13	四街道市条例の一部を改正する条例の制定	地方自治法等の一部改正に伴い、個人住民票の特別情報提供(住民票附録)に關する所定の整備及び関係資料の特別整備に關する旨の趣旨を定めるもの。	令和5年5月	第6条 第1項 第3号	第6条 第1項 第3号	地方自治法等の一部改正に伴い、個人住民票の特別情報提供(住民票附録)に關する所定の整備及び関係資料の特別整備に關する旨の趣旨を定めるもの。	総務部 総務課

No.	行政活動		施行期日	行政活動の種類 (注1)	対象としない 種別(注2)	対象としない具体的な理由	担当課
	名称	概要					
14	四街道市都市計画条例の一部を改正する条例の制定	地方自治法の一部改正に伴い、土地に係る負担水増しの増徴化を促進するため、令和6年度から令和8年度までの間、執行の負担増徴措置が達成されることから、所定の改正を行うもの。	令和6年3月	第6条 第11条 第4号	第6条 第2項 第5号	市税の賦課徴収に關して法令の趣旨に添って改正するもの、また、法令引用条文の項すれを反映させるものであることから、第8条第2項第1号、第3号及び第5号に該当するため、	総務課 税務課

(注1) (行政活動の種類)
 第6条第1項による区分
 第1号 基本情報、基本計画その他の市の基本的な事項を定める計画の策定又は変更
 第2号 市の基本情報、基本計画の制定又は変更
 第3号 市の基本情報に関する事項の制定又は変更
 第4号 この条例に規定する(以下「規則」という。)で定める大規模な市の施設に係る計画の策定又は変更
 第5号 市長選挙に重大な影響を及ぼす可能性のある制度の導入又は変更
 第6号 四街道市行政手続条例(平成8年条例第1号)第2条第9号から第11号までに規定する審査請求、処分審査又は行政指導請求の審査又は改善

(注2) (対象としない種別)
 第6条第2項による区分
 第1号 緊急なもの
 第2号 本項に行為がなされなければならないもの
 第3号 法令の趣旨により特定の趣旨が定められており、その趣旨に添って行うもの
 第4号 市の施設内部の事務処理に関するもの
 第5号 市税の賦課徴収その他の市民の負担に關するもの
 第6号 その他別表各号に該当するもの

第6条第4項
上記以外の行政活動

令和5年度 市民提案手続の提案状況

[別表4]

第1回提案手続

期間: 令和5年5月15日(月)~6月14日(水)
提案はありませんでした。

第2回提案手続

期間: 令和5年11月15日(水)~12月14日(木)
提案はありませんでした。

